

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会(第6回)

日時：平成29年11月16日(木) 10:00～13:00

場所：KKRホテル名古屋 芙蓉の間

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 天守閣復元に係る基本計画書(案)について
 - ・基本構想について(資料1)
 - ・壁の分析について(資料2)
 - (2) バリアフリーの検討(案)について(資料3)
- 4 その他
- 5 閉会

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議 天守閣部会（第6回） 名簿

日時：平成29年11月16日（木）10:00～13:00

場所：KKRホテル名古屋 芙蓉の間

（敬称略）

■構成員

氏名	専門分野	所属等	出欠
小野 徹郎	建築学	名古屋工業大学名誉教授	出席
片岡 靖夫	建築学	中部大学名誉教授	出席
川地 正数	建築生産	川地建築設計室主宰	出席
瀬口 哲夫	近代建築史、まちづくり	名古屋市立大学名誉教授	出席
西形 達明	地盤工学	関西大学名誉教授	出席
麓 和善	建築史、文化財保存修理	名古屋工業大学大学院教授	出席
古阪 秀三	建築生産	立命館大学客員教授	出席
三浦 正幸	日本建築史、文化財学	広島大学大学院教授	出席

・オブザーバー

氏名	所属等	出欠
洲崎 和宏	愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室室長補佐	出席

名古屋城天守閣整備事業

平成29年11月16日

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議
[第6回 天守閣部会]

[資料-1] 復元検討委員会提出資料 (案)

1-1 特別史跡名古屋城跡の保存活用

1. 特別史跡名古屋城跡の概要

名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城された近世城郭である。平地に築かれた平城であり、四方を空堀で囲んだ本丸の南東に二之丸、南西に西之丸、北西と北側に御深井丸を配した梯郭式である。西之丸西側から御深井丸・二之丸の北側にかけての二方向は水堀、二之丸東側から西之丸南側までは概ね空堀と土塁、西之丸南から二之丸東にかけては三之丸が配置され堀と土塁で囲まれていた。各曲輪は方形で直線状と単純であるが、馬出や土橋、枡形を駆使した巧妙な曲輪配置によって強固な防衛がなされた縄張となっている。

明治維新後は陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年(1932)に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年(1952)には特別史跡指定を受けている。昭和34年(1959)には天守を再建し、現在は本丸御殿復元などの整備を進めているところである。

2. 特別史跡指定地の範囲

特別史跡名古屋城跡の指定範囲は、昭和7年(1932)に史跡指定された部分と、昭和10年(1935)に追加指定された部分の合計27筆、118,040.79坪(390,217.48㎡)で構成されている。

指定範囲は昭和7年(1932)の史跡指定ときに地番で定めたが、指定後に行われた所有者変更、分合筆、町名変更などにより、指定範囲の境界が不明瞭な部分の一部がある。

また、未指定となっていた三之丸北東の土塁と、二之丸内(いずれも財務省所管用地)については、昭和52年(1977)に文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されたが、特別史跡の保存活用とは直接関係のない施設である愛知県体育館があることから、告示されず現在に至っている。

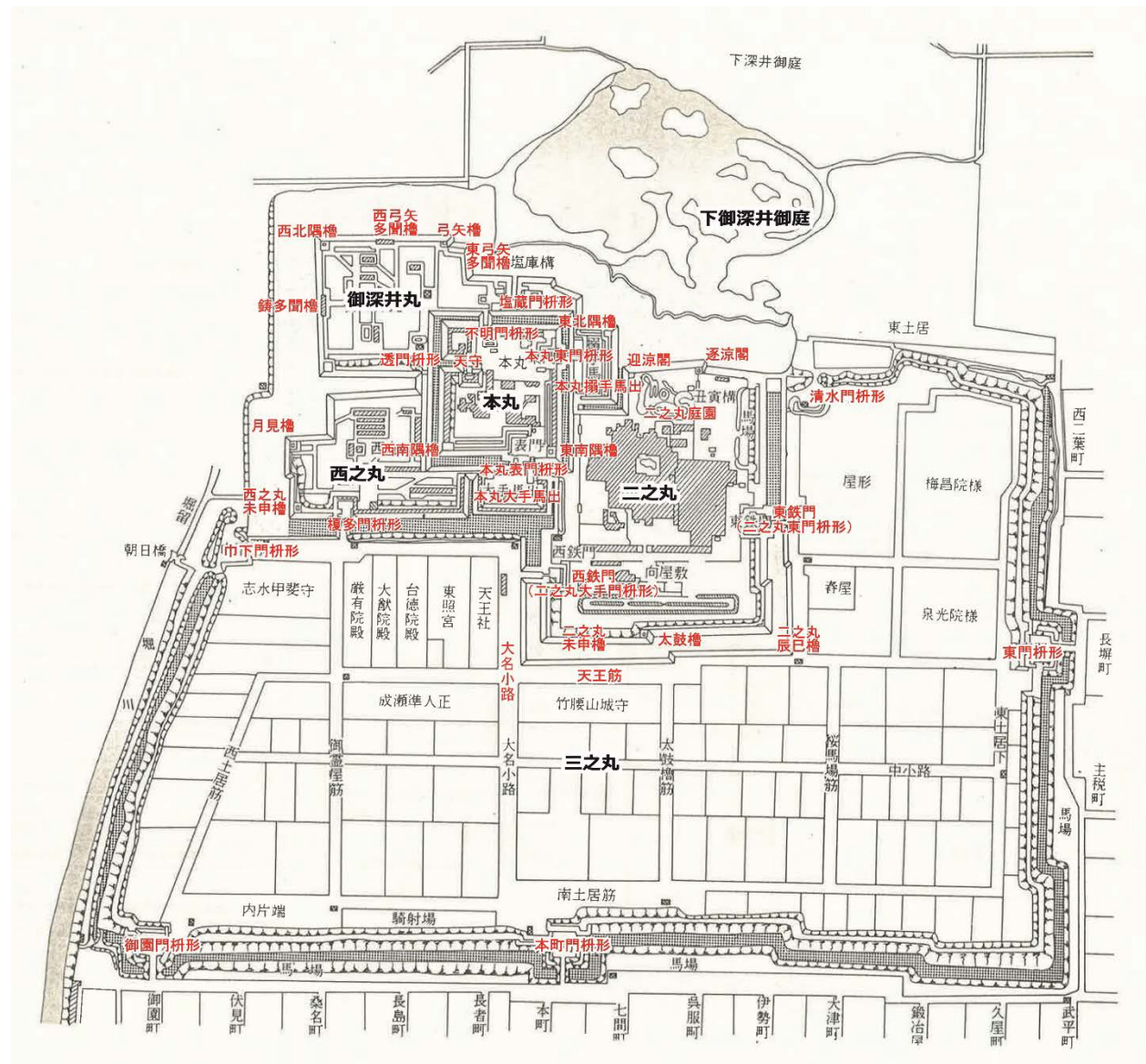


図-1.1.1 名古屋城内郭全図(享保14年-1729)

引用：内藤昌・渡辺勝彦・他、1985、『日本名城集成 名古屋城』、小学館

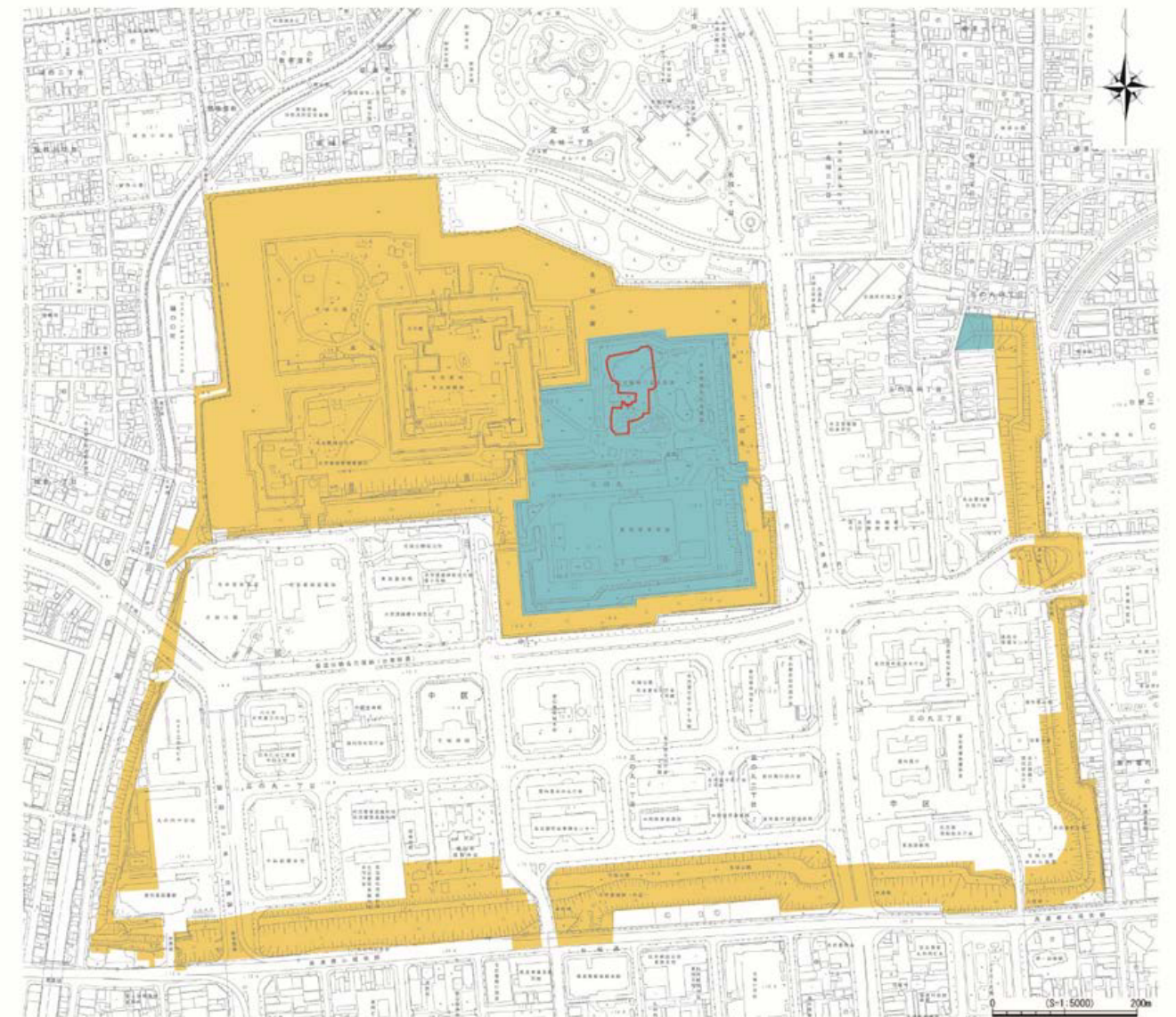


図-1.1.2 特別史跡指定範囲

特別史跡指定範囲 特別史跡指定未告示区域 名勝指定範囲

3. 名古屋城全体配置図

名古屋城内には、重要文化財として、3つの櫓(東南隅櫓、西南隅櫓、西北隅櫓)と3つの門(本丸表二之門、二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門)の計6棟及び旧本丸御殿障壁画1,047面が保存されているほか、名勝二之丸庭園、天然記念物名古屋城のカヤ、国登録有形文化財乃木倉庫などの文化財も保存されている。

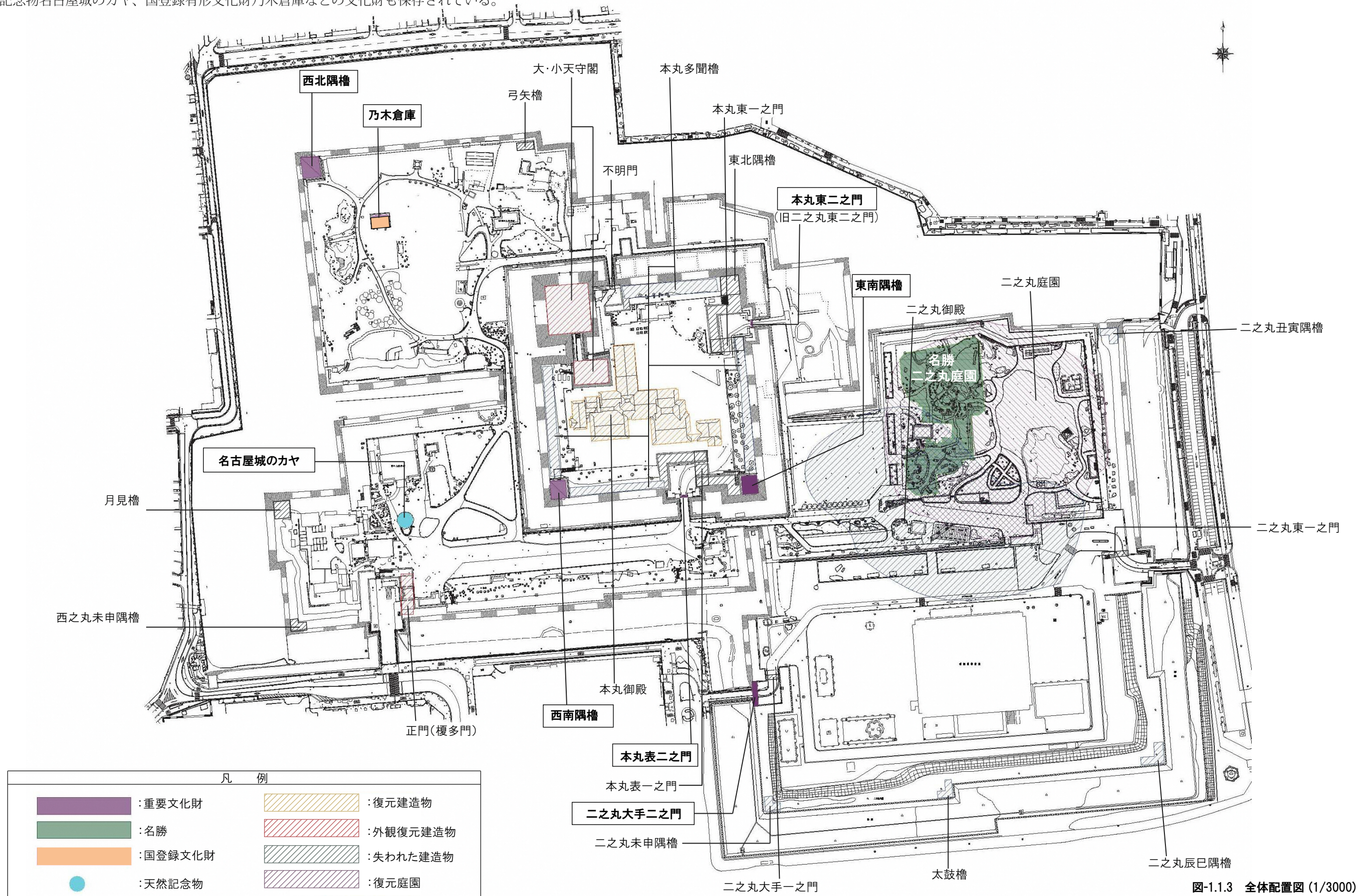


図-1.1.3 全体配置図 (1/3000)

4. 特別史跡名古屋城跡の歴史

近世（藩政期：慶長5年(1600)～明治5年(1872)）

関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は九男である義直を尾張藩主とするにあたり、それまで尾張の中心であった清須城に代わる名古屋城築城を決定し、慶長15年(1610)諸大名20名を動員した公儀普請により築城が開始された。城の地割である縄張は方形で直線状とシンプルながらも馬出や土橋、枡形を駆使して防衛を強固なものとした。石垣普請では各大名に担当箇所が割り当てられ、なかでも天守台石垣は石垣づくりの名手とされる加藤清正が担当した。作事では家康側近の中井正清が設計等を担当し、慶長17年(1612)に五層五階地下一階で層塔型の日本最大級である大・小天守が完成、元和元年(1615)には後世に近世城郭御殿の最高傑作とされる本丸御殿が完成した。二之丸には元和3年(1617)に藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿築かれ、その北側に寛永5年(1631)二之丸庭園が築かれた。名古屋城は縄張・普請・作事において、当時の高度な最新技術を結集して築かれた城郭であった。

また、城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越」が行われ、現代までつづく名古屋の都市形成の起点となった。

近代（陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893)）

明治維新により明治5年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となった。本丸では東京鎮台第三分営(のちの第三師団)の軍施設が整備されるまでの間、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用し、城内では二之丸御殿をはじめとする多くの建造物が撤去され、兵舎等の軍関連施設が整備された。

こうした中、明治12年(1879)陸軍省、内務省、大蔵省は、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。明治24年(1891)濃尾地震が発生し、本丸多聞櫓、西之丸の榎多門の大破、石垣の崩壊など甚大な被害を受けた。本丸多聞櫓などは撤去されたが、地震による被害を受けた石垣の修復等が行われた。

近代（離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930)）

名古屋城の保存を訴える声が多く挙がったことから、名古屋城を永久に保存するために明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となった。これにより本丸御殿は皇族の行幸啓の際の宿泊所として度々利用された。明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸(おふけまる)も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

近代（市営期：昭和5年(1930)～昭和20年(1945)）

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、離宮地であった本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜された。また、国宝保存法施行(昭和4年(1929))により、天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が城郭として初めて旧国宝に指定された。昭和6年(1931)には一般公開を開始し、昭和7年(1932)史跡指定を受けて「史蹟 名古屋城」となった。同年、名古屋城のカヤが天然記念物に指定され、昭和17年(1942)には本丸御殿障壁画も旧国宝指定を受けた。

このように名古屋城は文化財としての価値を認められるも、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

現代（市営期：昭和20年(1945)～）

戦後の昭和25年(1950)文化財保護法施行により、戦災を免れた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門が重要文化財に指定された。旧本丸御殿障壁画は昭和25年と昭和30年(1955)、昭和31年(1956)に重要文化財指定を受けた。また、昭和51年(1976)には二之丸大手二之門と旧二之丸東二之門が重要文化財指定を受けている。

史跡指定地は昭和27年(1952)に特別史跡に指定され「特別史跡名古屋城跡」となった。翌年の昭和28年(1953)には二之丸庭園北御庭の一部と前庭が名勝に指定され「名勝名古屋城二之丸庭園」となった。昭和52年(1977)には二之丸内と三之丸北東の土塁が文化財保護審議会から特別史跡に追加すべき箇所として答申されたが、未告示のまま現在に至っている。

昭和34年(1959)市民の強い希望により市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)を鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。また、平成21年(2009)1月には本丸御殿の復元工事に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに、遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っている。

表-1.1.1 年表

藩主・管理者	和 暦	西 暦	事 項	
尾張徳川家	慶長14年	1609年	・徳川家康が名古屋城築城を決定（「名古屋遷府令」）	
	慶長15年	1610年	・公儀普請により名古屋城築城開始	
	慶長17年	1612年	・大天守・小天守完成	
	慶長18年	1613年	・諸士や町人の城下への住居が決定され、これ以降「清須越し」が行われる	
	慶長20年 元和元年	1615年	・本丸御殿完成	
	元和3年	1617年	・二之丸御殿完成	
	寛永5年	1628年	・この頃、二之丸庭園（北御庭）が完成か	
	寛永10年	1633年	・本丸御殿に上洛殿などを増築	
	寛永11年	1634年	・将軍家光が上洛に際して本丸御殿に宿泊	
	宝暦2年	1752年	・宝暦5年（1755）まで、天守石垣の不同沈下による傾きを修正し、天守の一部解体、二、三、四重目の土瓦を五重目と同じ銅瓦に葺替えるなどの大修理を実施（宝暦の大修理）	
	天保13年 安政7年 万延元年	1842年 1860年	・藩命により尾張藩士である奥村得義が『金城温古録』の執筆開始 ・奥村得義が『金城温古録』前半の清書本を藩に献上	
陸軍省	明治5年	1872年	・6月、名古屋城本丸に東京鎮台第三分営が置かれ、天守を仮兵舎、本丸御殿を本部として利用。9月、二之丸が陸軍省の所管となる	
	明治6年	1873年	・全国城郭ノ処分並兵營地等撰定方（廃城令）が出されるが陸軍省所管となっていた名古屋城は廃城を免れる	
	明治7年 明治12年	1874年 1879年	・三之丸が陸軍省所管となる ・陸軍省、内務省、大蔵省により名古屋城が姫路城とともに永久保存する方針とされる	
	明治24年	1891年	・濃尾地震が発生し本丸の多聞櫓、西之丸の榎多門などが大破、二之丸東二之門門外の南側石垣の一部が崩壊。石垣は本丸（内堀含め）17面、西之丸15面、御深井丸3面に崩落、孕みが生じ、御深井丸に1箇所地割れが生じる	
宮内省 （本丸・西之丸・御深井丸）	明治26年	1893年	・6月2日 本丸と西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管となり、名古屋離宮となる（官報第2976号 官廳事項）	
	明治35年 明治42年 大正8年	1902年 1909年 1919年	・奥村得義養子 定(さだめ)が『金城温古録』の後半清書本を尾張徳川家に献上 ・西之丸全域と御深井丸、水堀の一部が陸軍省から宮内省に移管 ・この頃、宮内省内匠寮が名古屋離宮の実測図作成に着手	
	昭和5年	1930年	・12月11日 名古屋離宮が廃止となり名古屋市に下賜され、本丸・西之丸・御深井丸が名古屋市所管となる（宮内省告示第37号） ・12月11日 元離宮名古屋城内城郭建造物24棟が国宝（旧国宝）に指定（12月13日 文部省告示第239号）	
	昭和16年	1931年	・名古屋城の一般公開開始（二之丸を除く）	
陸軍省 （二之丸）	昭和7年	1932年	・国宝建造物24棟の実測調査を開始（「昭和実測図」） ・7月25日 名古屋城のカヤが天然記念物に指定（文部省告示第192号） ・12月12日 本丸・西之丸・御深井丸・水堀・二之丸空堀・三之丸土塁・外堀等が史跡指定を受け「史蹟 名古屋城」となる（文部省告示第234号）	
	昭和10年	1935年	・5月15日 指定もれとなっていた御園橋西の土塁48.63坪が史蹟に追加指定（文部省告示第197号）	
	昭和15年	1940年	・「ガラス乾板写真」の撮影を開始（翌年（1939）まで）	
	昭和17年	1942年	・6月26日 旧本丸御殿障壁画 345面附16面が国宝（旧国宝）に指定（文部省告示第519号）	
	昭和20年	1945年	・5月14日の大空襲により天守、旧本丸御殿をはじめとする主要な建造物が焼失し、東南隅櫓・西南隅櫓・西北隅櫓・表二之門・二之丸東二之門・二之丸大手二之門の6棟を残すのみとなる	
	名古屋市	昭和25年	1950年	・文化財保護法施行により西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、本丸表二之門、旧本丸御殿障壁画199面附16面が重要文化財に指定
		昭和27年	1952年	・3月29日「史蹟 名古屋城」が特別史跡に指定され、「特別史跡名古屋城跡」になる（昭和29年（1954）8月11日 文化財保護委員会告示第34号）
		昭和28年	1953年	・3月31日 二之丸庭園北御庭の一部と前庭が大蔵省から文部省に移管となり、名勝に指定され、「名勝名古屋城二之丸庭園」となる（昭和29年（1954）8月3日 文化財保護委員会告示第31号）
		昭和30年	1955年	・6月22日 旧本丸御殿障壁画132面が重要文化財に追加指定（文化財保護委員会告示第38号）
		昭和31年	1956年	・6月28日 旧本丸御殿障壁画天井板絵331面附369面が重要文化財に指定（文化財保護委員会告示第29号）
昭和34年		1959年	・大天守閣・小天守閣・劍堀（橋台）・正門（榎多門）が完成	
昭和50年		1975年	・6月23日 二之丸大手二之門、旧二之丸東二之門（本丸東二之門）が重要文化財に指定される（文部省告示第103号）	
昭和52年		1977年	・6月27日 二之丸内と三之丸北東の土塁（いずれも財務省所管地）が、文化財保護審議会から特別史跡に追加指定すべき箇所として答申されるも告示はされず	
平成9年 平成21年		1997年 2009年	・乃木倉庫が国登録有形文化財に指定 ・本丸御殿復元整備に着手	

5. 特別史跡名古屋城跡の本質的価値

○ 御三家筆頭の尾張徳川家の居城であった城跡

名古屋城は、大坂に豊臣方が残っているという社会情勢の中で、後に御三家の筆頭格となる尾張徳川家の居城として、徳川家康の命により公儀普請で慶長15年(1610)から築城された城郭である。名古屋城の築かれた地には中世に那古野城が位置したが、那古野城の縄張を踏襲するのではなく、名古屋城は最新の近世築城技術を用いて新たに築かれた家康の意志が強く反映された城郭であった。

○ 現存する遺構や詳細な史資料により、築城期からの変遷をたどることができる城跡

名古屋城には各時代の史資料が豊富に残されている。現存遺構からは縄張等を知ることができるとともに、往時の景観についてもうかがうことができる。また、近世から現代まで各管理者により保存・記録がなされ、各時代の豊富な史資料類からは往時の姿や改修・改変についても詳細に知ることができる城跡である。

○ 現在の名古屋へと続く都市形成のきっかけとなった城跡

名古屋城とその城下町は、家康の意向を反映し、近世初期に新たな都市計画のもとに築かれた。この都市プランは現代まで続く名古屋の骨格であり、名古屋城は名古屋の都市形成のきっかけとなった城跡である。



図-1.1.4 本質的価値イメージ図

6. 構成要素

特別史跡名古屋城跡の「(I)本質的価値を構成する諸要素」については、「近世に形成された諸要素」と「近代に形成された諸要素」、さらに「補完する諸要素」に分類する。「(II)本質的価値の理解を促進させる諸要素」は再建造物とし、その他は「(III)その他の諸要素」と位置づける。

また、城下町など周辺地域を構成する諸要素を、「(IV)名古屋城跡に関連する諸要素」と位置づける。

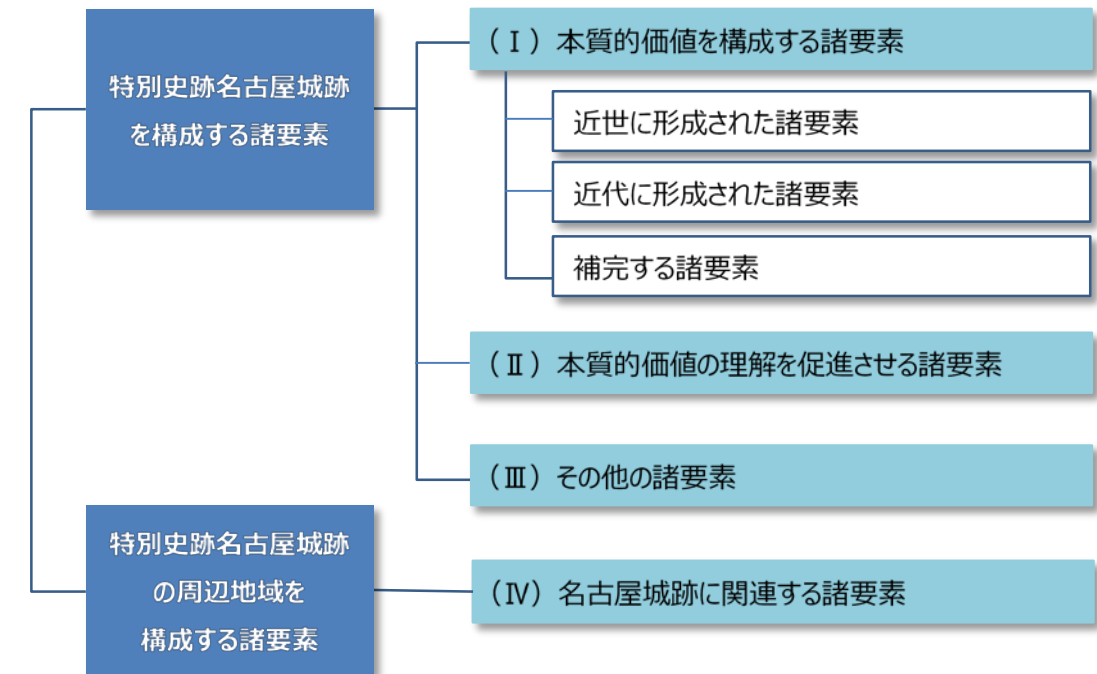


図-1.1.5 構成要素の分類

表-1.1.2 特別史跡名古屋城跡を構成する諸要素

(I) 本質的価値を構成する諸要素	近世に形成された諸要素	現存する建造物等(櫓、門、塀など) 石垣 堀(空堀、水堀) 土塁 虎口 二之丸庭園(北御庭の一部) カヤ 天守礎石 井戸 地下遺構(旧地形・造成地形を含む)
	近代に形成された諸要素	近代遺構(乃木倉庫、二之丸庭園前庭など)
	補完する諸要素	日本丸御殿障壁画、金具類、旧日本丸御殿欄間破片 史資料(文献、絵図、古写真、実測図など)
(II) 本質的価値の理解を促進させる諸要素		復元建造物(本丸御殿、不明門) 外観復元建造物(天守閣、正門(榎多門))
(III) その他の諸要素		茶席、二之丸庭園(東庭園)、名古屋鉄道瀬戸線跡、石碑、井戸など 便益・休憩施設(便所、休憩所など) 展示施設(御深井丸展示館) 管理施設(総合事務所など) 案内板、説明板、植栽、動物
(IV) 名古屋城跡に関連する諸要素		名城公園北園、三之丸庭園、橋、徳川園、地下遺構など 便益施設(駐車場など) 案内板、説明板 堀川 寺社

7. 特別史跡名古屋城跡の保存活用の基本方針

保存 管理	名古屋城跡の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を確実にを行う。
活用	名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力向上させる。
整備	本質的価値である遺構等の保存に影響を及ぼさないことを大前提とし、保存のための整備及び活用のための整備を計画的に行う。
運営 体制	名古屋城跡の保存活用を推進するため、多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。

9. 活用の方向性

基本 方針	名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力向上させる。
----------	---

- 適切な範囲・方法で公開し、往時の名古屋城の姿を正確に伝える
- 展示施設など諸施設を充実させ、名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える
- 企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深めるとともに名古屋城の魅力向上を図る
- 情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城跡の普及・周知を図る
- 周辺の歴史的関連資産等との連携を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝える

8. 保存管理の方向性

基本 方針	名古屋城跡の歴史的価値を後世へ確実に継承していくため、特別史跡全体の保存管理を確実にを行う。
----------	--

- 本計画の保存管理方法に従い、現存遺構等の適切かつ確実な保存管理を行う
- 本計画の植栽管理方針に従い、城跡としての風致を維持する植栽管理を行う
- 本計画の現状変更等の取扱方針・基準に従い、本質的価値を著しく損なうことなく保存活用事業を進める
- 周辺地域の歴史的な環境保全や名古屋城跡を中心とした景観形成を行い、地域一体として歴史的価値を高める
- 指定地と一体的な保存管理を行えるよう、特別史跡追加指定・名勝指定範囲拡大等に向けた取組みを推進する
- 特別史跡指定地内の一体的な保存管理ができるよう、民有地公有化の必要性を検討する

10. 運営・体制の方向性

基本 方針	名古屋城跡の保存活用を推進するため、多様な主体と連携した効率的で効果的な運営・体制の構築を目指す。
----------	---

- 名古屋城総合事務所の調査・研究体制を強化し、計画的・継続的な名古屋城跡の調査・研究を進める
- 管理主体間や庁内関係部署間の連携を強化し、名古屋城跡の保存活用を円滑に進める
- 有識者で構成する検討会議を継続し、名古屋城跡の保存活用を適切に進める
- 多様な主体と協働し、名古屋城跡の保存活用の幅を広げる
- 防災体制の検討と防犯体制の強化により、文化財保護や来場者の安全確保に努める
- さらなる魅力向上を図るために、効率的な運営・体制を検討する

＜現在検討している整備＞

保存のための整備	活用のための整備
<ul style="list-style-type: none"> ・東南隅櫓の修復整備 ・西南隅櫓の計画的な維持修繕 ・本丸表二之門の修復整備 ・旧二之丸東二之門(本丸東二之門跡)の計画的な維持修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸御殿の復元整備(復元模写制作を含む)・ ・天守閣の整備 ・東北隅櫓等の復元整備 ・本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備 ・本丸多聞櫓の復元整備等 ・本丸大手馬出の復元整備等

＜重点的な取組み＞

・天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出

天守閣及び本丸御殿の整備により名古屋のシンボルを再現し、往時の名古屋城本丸を実感させる場を創出する。さらに、「昭和実測図」や「ガラス乾板」に詳細に記録されている東北隅櫓及び本丸表一之門、本丸東一之門・二之門の復元整備の検討を進め、続いてそれらをつなぐ本丸多聞櫓の復元整備等について検討を行う。復元整備のみでなく、劣化等がみられる本丸表二之門及び東南隅櫓については、往時の本丸の姿を維持できるよう、修復計画を策定した上で修復整備を実施する。

・天守閣の整備

昭和20年5月、太平洋戦争による空襲で天守は焼失したが、昭和34年(1959)に鉄骨鉄筋コンクリート造で再建した。再建から半世紀以上が経過し、現天守閣は耐震性能の不足等の課題があるため、今後の整備方針を定める必要がある。

12. 特別史跡名古屋城跡の今後の取組みの方向性

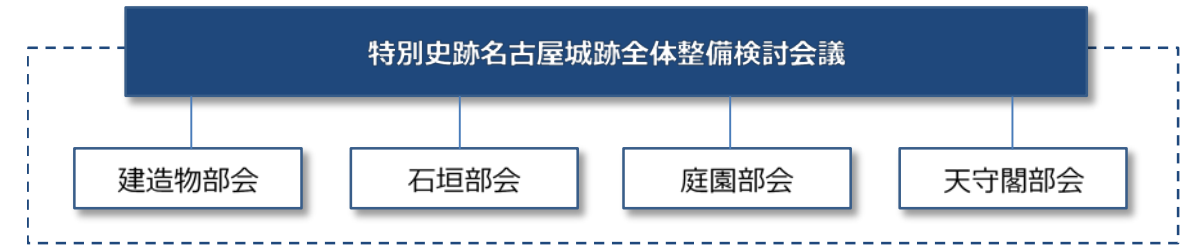
取組み	事業内容	1期	2期	3期	
重点的な取組み	天守閣・本丸御殿の整備等による往時の名古屋城本丸を実感させる場の創出	天守閣の整備	調査・研究、整備		
		本丸御殿の復元整備	整備		
		本丸表二之門等の修復整備	整備		
		東北隅櫓等の復元整備	調査・研究	整備	
		本丸多聞櫓の復元整備等		調査・研究	整備等
		展示収蔵施設の整備	整備		
	二之丸全体の整備等による往時の名古屋城の全体像の再生	二之丸庭園の保存整備	名勝指定範囲の整備、調査・研究	名勝指定域外大検討範囲の整備、調査・研究	
		余芳の復元整備	調査・研究	整備	
		二之丸御殿、向屋敷の復元整備等	愛知県体育館移転 特別史跡未告示区域の解消	調査・研究	整備等
		二之丸大手門・東門の復元整備等			
二之丸の櫓の復元整備等					
石垣の修復整備	石垣カルテの作成	調査・研究			
名古屋城総合事務所の調査・研究体制強化		調査・研究体制強化			
強化継続していく事業	石垣や建造物等の計画的な維持修繕		維持修繕		

・名古屋城総合事務所の調査・研究体制強化

天守閣の整備を含め今後の取組みを着実に進めるためには、名古屋城総合事務所の調査・研究体制の強化が不可欠である。

各分野の専門知識を持つ職員を確保し、専門的・総合的に調査研究を行える体制を構築する必要があるため、民間活力を導入した効率的な運営・体制の検討と合わせて、特別史跡名古屋城跡として望ましい運営・体制を構築する。

13. 検討体制



■全体整備検討会議

氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学教授	副座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園代表理事	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
白根 孝胤	中京大学准教授	オブザーバー

■建造物部会

氏名	所属	備考
小浜 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	座長
溝口 正人	名古屋市立大学教授	副座長
小松 義典	名古屋工業大学大学院准教授	
野々垣 篤	愛知工業大学准教授	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	

■石垣部会

氏名	所属	備考
北垣 聰一郎	石川県金沢城調査研究所名誉所長	座長
赤羽 一郎	愛知淑徳大学非常勤講師	
千田 嘉博	奈良大学教授	
宮武 正登	佐賀大学教授	
西田 一彦	関西大学名誉教授	オブザーバー

■庭園部会

氏名	所属	備考
丸山 宏	名城大学教授	座長
仲 隆裕	京都造形芸術大学教授	副座長
粟野 隆	東京農業大学准教授	
高橋 知奈津	奈良文化財研究所	
野村 勤治	庭園研究家(有限会社野村庭園研究所)	オブザーバー

■天守閣部会

氏名	所属	備考
瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
小野 徹郎	名古屋工業大学名誉教授	副座長
片岡 靖夫	中部大学名誉教授	
川地 正数	川地建築設計室主宰	
西形 達明	関西大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学大学院教授	
古阪 秀三	立命館大学客員教授	
三浦 正幸	広島大学大学院教授	

1 - 2 名古屋城天守の歴史的変遷

(1) 近世（藩政期：慶長17年(1612)～明治4年(1872)）

普請の始まりは慶長15年閏2月頃で、翌16年初め頃に石垣普請及び城地整理が完了した。このうち天守台を担当したのが加藤清正である。石垣普請と並行して天守の作事準備も進められ慶長15年には材木の手配・収集が始まっている。慶長17年11月に上棟され、屋根葺き等は翌18年まで持ち越されたと推定される。なお、当初の大天守は5層のみが銅板瓦棒葺きで、それより下の初層から4層までは本瓦葺きだった。

築城後の大天守に対しては、まず寛文9年（1669）に壁の塗り直し、屋根の葺き直しがなされ、元文5年（1740）までの間に大小計13回の修理がなされた事が史料により分かっている。

そして宝暦2年（1752）から同5年にかけて、1・2層の部分解体を伴う大天守石垣の西・北側の積み直し、揚屋による不陸調整、引き起こしによる傾斜の是正、2～4層屋根を本瓦葺きから銅板瓦棒葺きに改める、外周唐破風・千鳥破風の妻飾・破風板・懸魚を銅板で包む、という大規模な修理がなされた。その後の修理については詳しい史料が残らないが、基本的には宝暦修理後の姿のまま幕末を迎えたようである。

(2) 近代（陸軍期：明治5年(1872)～明治26年(1893)）

明治3年（1870）に藩知事徳川義勝より『金鷲尾貢献並城内建物取毀ノ儀伺』が新政府に上申され、金の鯨の宮内庁への献納が申し出されるとともに、陸軍の管理下で使用されることとなった。明治5年（1872）に東京鎮台第三分営（後に名古屋鎮台、第三師団と改称）が置かれ、三の丸の武家屋敷や二之丸御殿などが兵舎建設などのために取り壊された。雌雄の金の鯨は天守より降ろされ、宮内庁に納められ、その後、内外各地の博覧会に出展され、評判を呼んだ。

その一方で、明治5年（1872）文部大丞町田久成と宮内少丞世古延世が「名古屋城等保存ノ儀」を参議大隈重信に提出し、駐日ドイツ公使フォン・ブランツが各国公使の声として山県有朋に名古屋城保護を訴えた。

明治6年（1873）には廃城令が発せられ多くの城郭が破却されていくが、明治11年（1878）12月中村重遠工兵大佐が保存修理を太政官に上申するよう陸軍卿山縣有朋に願い出て、明治12年（1879）には陸軍卿西郷従道が「名古屋姫路両城保存之儀」を太政官に上申し修理費の補助が決定し姫路城とともに永久保存されることが決定された。このとき、金の鯨は地元有志の歎願が宮内省に聞き届けられ無事に天守に戻った。

当時はまだ古社寺保存法制定（明治30年）以前であったにも関わらず、「全国屈指、規模広壯」といわれた名古屋城は永く後世に伝えるべきと見做されていたのである。

しかし、その一方で、保存・修理費用は陸軍省が負担することとなり、名古屋城の存在が陸軍省にとっては重荷となってきた。

なお、明治24年（1891）に起きた濃尾地震は各地に多大な被害を与え、名古屋城においても本丸の多門櫓などが被害を受けたが、天守と本丸御殿には大きな被害はなかった。

(3) 近代（離宮期：明治26年(1893)～昭和5年(1930)）

明治26年(1893)に名古屋城の西半分、本丸・西之丸・御深井丸が離宮として宮内省の管理下に置かれることとなり、本丸の内は御料地に編入され、名古屋離宮と称することとなった。本丸御殿は天皇の行幸に使われ、上洛殿の屋根が銅板葺に葺き替えられたほか、渡り廊下などの増築が行われたようである。

この時期、離宮を管理していた宮内省内匠寮により詳細な記録が残されており、修復と調査が行われ、濃尾地震で破損した榎多門を明治43年に取り壊して東京宮城内の蓮池門を移築し、大正12年(1923)には西南隅櫓が修復された。

(4) 近代（市営期：昭和5年(1930)～昭和20年(1945)）

昭和5年（1930）12月11日の官報第1187号をもって名古屋離宮は廃止され、名古屋城は名古屋市に下賜された。それを踏まえ、城内の建造物天守を含め24点、附7点の計31点が昭和5年12月13日の文部省告示第239号で国宝に指定された。近世城郭の天守・御殿としては初めての国宝指定だった。本件は昭和4年7月に国宝保存法が施行されてから2回目の指定物件である。昭和6年2月11日の紀元節を機に一般公開が始まり、昭和7年12月に城全体が史跡に指定された。

名古屋城では、昭和5年の国宝指定を受けて、昭和7年から継続して名古屋市土木部建築課による実測調査がなされていた。その成果は昭和27年に実測図面279枚としてまとめられた。また昭和16年3月には御下賜10周年記念事業として城内の写真565枚が撮影されている。天守・御殿の焼失により、往時の名古屋城の姿はこれら図面とガラス乾板の中のみ残される事となった。

太平洋戦争末期の昭和20年(1945)5月14日、名古屋を襲った空襲により、本丸御殿、天守など国宝27点が惜しくも焼失した。

(5) 現代（市営期：昭和20年(1945)～）

昭和24年10月13日の文部省告示第179号により焼失した文化財は国宝指定を解除された。

空襲による焼失をまぬがれた西南隅櫓、東南隅櫓、西北隅櫓、表二之門の4棟は昭和25年の文化財保護法の施行に伴い、同法の規定する「重要文化財」となった。名古屋城史跡全体は昭和27年特別史跡に指定された。

① 現存文化財の保存

戦災により天守・本丸御殿など多くの建物が焼失したが、残された建物や石垣の傷み、とりわけ天守が焼け落ちた後の天守台の石垣の傷みはひどかった。

昭和25年に文化財保護法が施行され、文化財保護委員会が設置されると早速、天守台・石垣・城壁と残存している櫓の修理保存に乗り出し、昭和27年には東南隅櫓の修理に始まり、昭和28年には西南隅櫓、昭和39年には西北隅櫓の修理が行われ、昭和30年には名古屋城天守閣跡石垣積替工事も開始された。

二之丸では昭和28年に二之丸庭園が名勝に指定され、昭和41年に整備が行われ、昭和42年から一般公開されている。また、昭和45年以降も城内の石垣の修復が継続して行われている。昭和50年には旧二之丸東二之門（本丸東二之門）、二之丸大手二之門も重要文化財に指定された。

② 天守閣等の再建

戦災により、昭和20年5月14日に天守、本丸御殿、正門等は焼失してしまったが、戦後、市民の熱意により、天守再建の気運が高まり、昭和34年に天守閣及び正門が再建された。天守閣の再建には、建設費約6億円のおよそ3分の1を市民からの寄付でまかなった。また、天守閣下の通用門である不明門が昭和53年に再建されている。

本丸御殿の復元は、早くは天守閣再建時から意図されていたと伝えられているが、平成13年度の名古屋城本丸御殿復元課題検討委員会による報告を受け、ようやく実現が具体化し始めた。平成21年1月、復元工事が着工され、遺構を保護しながら史実に忠実な復元を行っている。

③基本構想～全体整備計画

昭和60年に名古屋城整備基本構想調査会を設置し、名古屋のまちづくりにおける名古屋城の役割について検討を行った。名古屋城は名古屋のシンボルとして、伝統文化、技術の殿堂や市民交流・国際交流の場などの役割を担うものとされ、本丸御殿等の復元、二之丸等の庭園整備の充実などを基本方向としている。

その後、平成にかけて調査を重ね、名古屋城全体の整備の方向性や実現性の検討を行い、平成18年度に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（平成18年度～平成26年度の名称は「特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会」であった）を設置した。

天守閣整備については、平成22年度に耐震対策調査を行うとともに、名古屋城整備課題調査により天守閣の木造復元にかかる課題の調査・検討を行ってきている。

表-1.2.1 整備計画資料リスト

年度	書名	年月日
○整備基本構想		
S60	名古屋城整備の基本構想 中間報告 「名古屋城 21世紀に向けて」	1986.3
S61	名古屋城整備の基本構想 調査報告書 「名古屋城 21世紀に向けて」	1987.3
○整備基本計画		
S63	名古屋城整備基本計画調査 報告書 (名古屋城整備課題調査)	1989.3
○名古屋城全般に関する調査		
H5	名古屋城整備課題調査委託	1994.3
H7	名古屋城整備課題調査報告書	1996.3
○本丸御殿に関する調査		
S53	旧国宝名古屋城本丸御殿資料調査報告書	1979.3
S60	木造伝統技術の研究(その1)	1985.11.30
S61	木造伝統技術の研究(その2)	1986.11.29
S62	木造伝統技術の研究(その3)	1988.2.28
H2	木造伝統建築物復元課題調査報告書(2分冊。資料編あり)	1991.3
H3	名古屋城整備課題調査報告書	1991.12
H9	名古屋城本丸御殿復元課題調査報告書	1998.2
H10～ H13	名古屋城本丸御殿復元課題調査報告書	2002.2.15
○西之丸に関する調査・構想		
H4	西の丸地区整備史実調査	1993.3
H6	西之丸地域整備基本構想 名古屋城整備課題調査報告書	1995.3
○石垣修理に関する報告書		
H3	特別史跡名古屋城跡 東一之門(西側)石垣保存修理工事報告書	1992.3
H5	特別史跡名古屋城跡 くるみ林・塩蔵構境石垣保存修理工事報告書	1994.3
H8	特別史跡名古屋城跡 二之丸旧東二之門跡北側・二之丸東面石垣保存修理工事報告書	1997.3
○天守閣等に関する調査		
H22	名古屋城整備課題調査報告書	2011.3
H25	名古屋城整備課題調査報告書	2014.2
H26	名古屋城整備検討調査報告書	2015.3

表-1.2.2 名古屋城天守略年表

藩主・管理者 (本丸)	和 暦	西 暦	事 項	形状による 区分	社会的事項	
尾張徳川家	慶長 5	1600		I 期 (五階のみ銅板 葺き、一階～ 四階は瓦葺)	関ヶ原の合戦にお いて東軍大勝	
	慶長 14	1609	家康、義直を従えて清州城に至り、名古屋城築城を決定			
	慶長 15	1610	家康、名古屋城築城の縄張を決定し、名古屋城普請始まる			
			加藤清正、天守台を完成、各曲輪の石垣もほぼ完成			
	慶長 17	1612	名古屋城天守の上棟、完成			大坂冬の陣 大坂夏の陣
	慶長 19	1614	本丸天守の北東石垣八十間が崩れ修理			
	元和 2	1616				
	万治 3	1660	大風により天守の漆喰が剥落 (『正事記』)			
	寛文 9	1669	全ての壁を下地取り換え、壁塗り替え 全ての屋根の土居葺き・瓦土・瓦葺き直し、屋根漆喰塗り替え 全ての屋根の谷の鉛瓦敷き直し、五階屋根銅瓦繕い・銅釘打ち直し 二階から三階への階段廻りに1ヶ所、三階から四階への階段廻りに 3ヶ所、格子窓を新設 (『国秘録 御天守御修復』)			地震(『愛知県災害 誌』)
	貞享 2	1685	五階屋根鉾釘打ち足し。 四階～二階屋根、垂木・裏板・木舞・裏甲・谷樋木・瓦座の腐朽箇所 を補修し、土居葺き・瓦葺き直し。一階屋根差し瓦。全ての屋根漆喰塗 り直し。 飾金物打ち直し(『国秘録 御天守御修復』)			
	元禄 8	1695	天守修繕 (『尾藩世記』)			
	宝永 4	1707	宝永の大地震。恐らく天守の一部が破損し、下記宝永6年の修理に至 る。			宝永の大地震
	宝永 6	1709	一階四周、壁・一部床板根太解体。 一階西側土台はらみ出しを引き戻す。 二階西側の沈下した柱を上げて柱下に樫板敷き。梁・垂木の抜け出し を引き寄せる。(『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 5	1720	三階・四階破風の垂木・裏板・土居葺き・葺土・谷鉛瓦・瓦・漆喰やり 直し。(『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 10	1725	五階壁下地取り換え・壁塗り替え 四階西唐破風裏板取り換え、樋下地作り替え、土居葺き・瓦葺き直し 三階南垂木裏板打ち替え、垂木打ち直し。 (『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 11	1726	五階南東に枯木挿入、裏板・銅瓦下地作り替え 五階箱棟修理、前包取り替え、妻くぐり戸作り替え、四階・三階・二 階屋根部分修理 鯨修理 (『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 13	1728	四階・三階屋根部分修理、穴蔵井戸際中仕切りの部戸修理 五階～一階窓戸244本修理、敷居溝の敷鉄打ち直し (『国秘録 御天 守御修復』)			
	享保 15	1730	鯨修理、鯨の鳥よけ取り付け (『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 17	1732	四階・三階・二階屋根廻り修理 (『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 19	1734	五階～一階壁廻り修理 (『国秘録 御天守御修復』)			
	享保 20	1735	三階敷梁繕い、下梁指肘木取り付け、添柱立て。(『国秘録 御天守 御修復』)			
	元文 4	1739	五階～二階破風廻り修理 (『国秘録 御天守御修復』)			
	元文 5	1740	大風により破損したため、五階～一階の壁塗り直し。(『国秘録 御 天守御修復』)			
	宝暦2～ 宝暦5	1752 ～ 1755	天守、西北側の石垣全てを積みなおす。 一階・二階通し柱の引き起こしによる傾斜の是正、かつ揚屋による不 動沈下の是正。 二階～四階屋根を本瓦葺きから銅板瓦葺きに改める 外周唐破風・千鳥破風の妻飾・破風板・懸魚を銅板で包む 雨樋縦樋新規取り付け。(城戸久「名古屋城天守宝暦大修理考」『建 築学会論文集第22号』1931年9月)			
	文政 2	1819				文政近江地震
	文政 10	1827	鯨修理。鯨の木部図面が作成された。(『金城温古録』)			
	弘化 3	1846	鯨修理。(典拠未詳)			
嘉永 7	1854			安政東海地震		
万延元	1860	奥村得義、『金城温古録』前半4編の清書本を尾張藩に献上。現在蓬 左文庫所蔵。				
慶応 3	1867			大政奉還		
明治 4	1871	尾張藩知事徳川慶勝、藩御用達の農家・商家を天守に案内し、城内建 物の修繕費用を課す。(『見聞雑割』) 金鯨、名古屋城から降ろされ、東京の宮内省に献納される。		廃藩置県		

藩主・管理者 (本丸)	和 暦	西 暦	事 項	形状による 区分	社会的事項		
陸軍省	明治 5	1872	文部大丞町田久成・宮内少丞世古延世から大隈重信宛に「名古屋城等 保存ノ儀」が建議される。(『失われた国宝名古屋城本丸御殿』)	II 期 (二階～四階を 銅板葺に屋根 葺替え)			
	明治 12	1879	前年から行われていた金鯨復旧工事了 了(『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告第九』)				
	明治 24	1891	濃尾地震により天守北側の石垣が少し孕む (『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告第九』) 木子文庫蔵「本丸・深井丸・西之丸地図(震災石垣破損箇所調査)」で は天守石垣は「旧形之俣」とされている。		濃尾地震		
宮内省	明治 26	1893	本丸と西丸の一部が宮内省に移管され、名古屋離宮となる				
	明治 43	1910	小天守の鯨を瓦製の物から青銅製に変更。 青銅製の物は江戸城から移したものの。 (『愛知県史蹟名勝天然記念物調査報告第九』、『名古屋城史』)				
	大正 8	1919	宮内省内匠寮が天守の実測図作成。現在宮内公文書館所蔵。				
名古屋市	昭和 5	1930	元離宮名古屋城内の建造物24棟、附7棟、 計31棟が国宝(旧国宝)に指定される。 国宝保存法下では二回目の指定。 近世城郭の天守・御殿としては初めての国宝指定				
	昭和 6	1931	名古屋城の一般公開が開始される。				
	昭和 7	1932	名古屋市土木部建築課による主要建物の実測調査開始。 (『名古屋城史』)				
	昭和 9	1934	暴風雨のため天守4階東南隅、2階東南隅、小天守2階東南隅の漆喰が 一部剥落する。(『名古屋城史』)				
	昭和 12	1937	天守鯨実測用の足場が利用され、金鯨49枚が盗まれる。 その後発見。				
	昭和 13	1938	御殿・大天守・小天守の火災報知設備設置。 (『名古屋城史』、日本民家園大岡資料)				
	昭和 16	1941	写真家沢村文雄により主要建物の写真撮影がなされる。 (『名古屋城史』)			真珠湾攻撃 名古屋市への最初の 空襲	
	昭和 17	1942				終戦	
	昭和 20	1945	戦災により、大天守・小天守・北東隅櫓・本丸御殿などが焼失する。				
	昭和 24	1949	焼失した名古屋城天守他の建造物27点の旧国宝指定が解除される。				
	昭和 25	1950					
	昭和 27	1952	昭和期実測図が完成する (『名古屋城史』)		III 期 焼失	文化財保護法施行	
			本年から昭和31年にかけて、5次に亘り間組による天守他の石垣積換 え工事が実施される。(『名古屋城史』)				
	昭和 30	1955	天守石垣積替工事開始				
	昭和 31	1956	名古屋城再建準備委員会結成。天守復興のための調査開始。 (『名古屋城史』)				
	昭和 32	1957	天守閣再建工事着手				
昭和 34	1959	大天守閣、小天守閣、榎多間の再建竣工					
昭和 61	1986	名古屋城整備の基本構想調査					
昭和 63	1988	名古屋城整備基本調査					
平成 2	1990	天守閣内装改修工事竣工					
平成 3	1991	名古屋城整備課題調査					
平成 7	1995	名古屋城整備課題調査					
平成 9	1997	歴史的建造物の耐震診断方法に関する調査 天守閣エレベータ棟増築工事竣工					
平成 17	2005	特別史跡名古屋城跡全体整備計画検討委員会					
平成 18	2006	特別史跡名古屋城跡全体整備委員会 発足					
平成 21	2009						
平成 22	2010	名古屋城整備課題調査 名古屋城天守閣耐震対策調査		本丸御殿復元工事 起工			
平成 23	2011	名古屋城天守台石垣健全性評価					
平成 25	2013	名古屋城整備課題調査					
平成 26	2014	名古屋城整備検討調査					

1-3-1 市民の機運の高まりによる再建

天守や本丸御殿などの主要な建造物は、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により焼失したが、昭和34年(1959)、市民の熱意により天守再建の機運が高まり、市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門（榎多門）が再建された。

天守の再建においては、総建設費約6億円のうち、およそ3分の1に当たる2億円が市民からの寄附でまかなわれたとされている。

ここでは、天守再建にかかる組織形成とその活動及び市民の機運の高まりを、「寄附」という観点から概観する。

1. 名古屋城再建のための組織の形成

名古屋城の再建にあたっては、名古屋市のみならず、愛知県、名古屋市長、商工会議所など、県下において広く協力し合い、組織が形成された。（表-1.3.1）

昭和31年(1956)2月、名古屋城再建準備委員会が設置され、名古屋城の再建計画及びその利用方法、建築設計、資金計画について本格的な議論が始まった。

同年3月30日に開催された「第2回再建準備委員会」においては、名古屋城の再建計画の原案が決定され、同時期に天守台石垣周辺における地質調査が開始されるなど、再建に向けて大きく動き出した。

名古屋市は当初より、名古屋城再建に要する経費については、他の公共事業の遂行を妨げぬよう、一般の市費でもってまかなうことは避ける考えであった。先立って、昭和28年(1953)頃より市民の中から名古屋城再建のための募金運動が開始されていたこともあり、総額6億円とされた再建資金のうち、国及び県の補助金で1億5千万円、名古屋市長（収益事業における収入による）で3億5千万円、そして一般寄附で1億円を調達する方針が立てられた。

このように再建資金計画が検討されていく中、名古屋城再建への機運の高まりを受け、昭和32年6月、「名古屋城再建委員会」が結成された。名古屋城再建委員会は、起工式等の挙行など再建工事の順調な進捗のため活動を行い、特に資金造成については、たびたび文化財保護委員会に陳情するなど、国庫補助の獲得に向けて尽力した。また、一般寄附については、後述の「名古屋城再建後援会」の再建募金に積極的に協力をおこなったとされている。

「名古屋城再建後援会」（以下、「後援会」とする。）は昭和32年(1957)6月、愛知県、名古屋市、商工会議所の三者を中核として、一般募金を広く内外から仰ぎ、名古屋城の早期再建に寄与することを目的に設置された。募金活動の実質的な活動を行ったのがこの後援会である。

後援会の会長には愛知県知事、副会長には名古屋市長、商工会議所会長、県農協中央会長、県市長会会長、県町村会会長らがあたり、また、委員らには行政関係者だけではなく、中京財界、民間団体、学識経験者等も加わっている。このことから、名古屋城の再建は、公民協同の愛知県を挙げての一大事業であったと考えられる。役員名簿には発足当初774名、最終的には1,788名もの名が連なる非常に大規模な組織であった。

後援会においては、その業務を分掌するべく「部会」を設置し、それぞれの募金計画を定め、さらに部会の下に「協賛会」を設け、具体的な募金活動を実施した。また、部会は「地域別部会」、「業種別部会」の二つに大別された。

後援会における部会及び協賛会の設置基準は（表-1.3.2）の通りである。

名古屋城の再建は、名古屋市政70周年記念事業の中心として、昭和34年(1959)10月1日完工を目指すという短期間での計画となっており、その早期再建に向けて効率良く募金活動が行われるよう、指揮系統の確立や大規模な組織作りが図られていたことがわかる。

表-1.3.1 名古屋城再建における主要組織とその構成

時 期	事 項	構 成
昭和31年 2月	名古屋城再建準備委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県、市、商工会議所の関係者及び学識経験者等20名で構成 ・愛知県： 知事はじめ3名 ・名古屋市： 市長はじめ4名 ・市議員： 議長はじめ6名 ・商工会議所： 会頭はじめ2名 ・学識経験者： 2名（名大、名工大学長） ・その他： 3名（中日新聞会長、東海建設技術事務所長、市文化財調査保存委員会副委員長）
昭和32年 6月	名古屋城再建委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市長、市議員全員をもって設置 ・同委員会内に、委員10人からなる常任委員会を設置（名古屋城再建準備委員会は発展的に解消）
	名古屋城再建後援会	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県、名古屋市、商工会議所を中核として結成 ・会 長： 愛知県知事 ・副会長： 名古屋市長、商工会議所会長、県農協中央会長、県市長会会長、県町村会会長 ・委 員： 県議員、副知事、県部長級職員、市議員、助役、市局長級職員、商工会議所議員、同幹部職員、県内市町村長・議長、県下各種団体代表者、各会社代表者、学識経験者など ・顧 問： 県下選出衆参両院議員、県・市議長、名大、名工大学長、その他学識経験者など ・参 与： 国の在名出先機関の長、各報道機関代表者、県・市教育委員会委員長 ・監 事： 県出納長、市収入役、商工会議所常議員 ・幹 事： 県・市商工会議所の関係課長

表-1.3.2 名古屋城再建後援会における部会と協賛会

	地域別	業種別
部会	<p>【地域別部会】</p> <p>名古屋市^①その他の市の区域^②及び県の事務所の管轄区域^③を単位とする</p> <p>例) 名古屋市部会（千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区の12区）、知多部会、東三河部会など</p>	<p>【業種別部会】</p> <p>商業部会、工業部会、農林水産部会、衛生部会、土木建築部会、教育文化部会</p>
協賛会	<p>【地区別協賛会】</p> <p>① 区の区域ごと ② 市の区域又は市の区域を数個に分けた区域 ③ 町村の区域ごと</p> <p>に設置</p>	<p>【業種別協賛会】</p> <p>同業者等が組織する団体ごとに設置</p>

2. 名古屋城再建後援委員会の活動

(1) 募金計画

後援会発足当初の「再建募金要領」において、目標金額は1億円、実施期間は昭和32年6月3日から昭和34年9月30日までとされた。

募金方法は、「地域別募金」、「業種別募金」、「大口募金」の3つに区分される。

地域別募金は、属する地域別部会の募金計画に基づき、主に「世帯」を対象とし、業種別募金は、属する業種別部会の募金計画に基づき、主に「業種別協賛会の構成員」を対象として募金活動を実施した。

また、大口寄附の見込みがある有力企業等に対しては、「大口募金」として、後援会が主体となって各関係機関の協力を得つつ募金活動を実施した。

募金種別ごとの目標金額は下表のとおりである。（昭和32年6月「再建後援会事業計画書」より）

表-1.3.3 再建募金計画における募金種別ごとの目標金額

種別	区分	目標金額	
地域別募金	名古屋市部会関係	14,883千円	19,500千円
	名古屋市以外の市の区域を単位とする部会関係	2,636千円	
	県事務所の管轄区域を単位とする部会関係	1,981千円	
業種別募金	商業部会、工業部会、農林水産部会、衛生部会、土木建築部会、教育文化部会	30,000千円	
大口募金	1億円以上の資本金で県内に本社を有する会社 81社	30,000千円	50,500千円
	10億円以上の資本金で本社を県外に有し、支店、分工場、出張所等を有する会社 147社	10,500千円	
	その他有力な会社 59社	10,000千円	
	合計	100,000千円	

地域別募金において、県事務所の管轄区域を単位とする部会の目標金額は、各町村の世帯数を基準に目標が設定されていたことが判明している。東三河部会の「各町村世帯数及び基準額一覧表」によると、東三河地域の各町村の国調世帯（昭和30年10月国勢調査世帯数）から被生活保護世帯及び外国人世帯を差し引き、世帯数を算出したうえで、一世帯あたり10円で目標基準額の設定を行っている。知多部会でも類似した計算方法で算出した記録が残っているが、地域別募金の中でも特に大きな比重がかかる名古屋市部会における明確な計算方法は定かではない。

なお、各種募金は、目標額こそ設定されているものの、割り当てて強制する性質のものではなく、寄附金の勧誘にあたっては、募金の目的等を十分に説明し、寄附しようとするものが自発的に寄附するように努めることとされた。地域別募金においては、各区長や協賛会が市民の実情を考えつつ、募金封筒の配布を行ったとの記録が残っている。

募金活動は、事業年度別にも大まかな目標が立てられた。昭和32年度は主に地域別募金及び大口募金運動を実施し5千万円、昭和33年度は変わって業種別募金に注力し3千万円、最終年度にあたる昭和34年度は全募金運動を展開し2千万円、合計1億円を集める計画が打ち立てられた。

後援会発足当初こそ募金目標金額は上記のとおり1億円であったが、昭和32年12月に製作された寄附パンフレットによると、募金目標金額は「所要経費六億円の資金計画に対して約二億円程度」となっており、少なくとも後援会発足半年後の時点において、正式に募金計画の見直しがされていたことが分かっている。

(2) 募金活動の特徴

後援会の募金活動の大きな特色として、大口寄附の見込みがある有力企業等に関して、「大口募金」の積極的な懇請を行ったことがあげられる。

後援会は、企業の資本金、所在地を調査し、大口寄附が見込める有力企業等計286社の名簿を作成している。そしてその286社を「1億円以上の資本金で県内に本社を有する会社81社」「10億円以上の資本金で本社を県外に有し、支店、分工場、出張所等を有する会社147社」「その他有力な会社59社」に区分し、各企業等からの寄附目標額を設定。大口寄附を求め順次、熱心な懇請を行った。

後援会が策定した「名古屋城再建大口募金懇請要領」によると、地域別、業種別募金が部会、協賛会単位で活動を行っているのとは性質を異にし、大口募金の懇請にあたっては、愛知県、名古屋市、商工会議所関係者をもって2名から4名程度の班を編成し行った。懇請を担った部署は多岐にわたる。昭和33年当時の大口会社懇請分担名簿においては、愛知県からは総務部長、商工部長、出納長、広報長等、名古屋市からは総務局長、財政局長、建設局長、消防局長、教育長等を筆頭に、各部署の人員を動員して懇請を行っていたことが読み取れる。

また、大口募金の中でも特に有力なものは「特別大口」として6社設定され、その6社については、会長である愛知県知事自らが懇請にあっている。

大口募金の懇請は昭和32年10月下旬から開始され、翌11月末日までを目途に募金全体の見通しを把握するよう計画された。各班は9月頃より有力企業等に寄附協力依頼文の送付を開始し、その後は県内の企業等に直接訪問を行った後、本社が県外のものには必要に応じ別途懇請を進めた。また、同一会社であっても、本社、工場、営業所等の所在地が県内にあり、それぞれ分離独立しているものはそれぞれに懇請を行うなど、細やかな対応を行っている。

懇請班は、大口募金懇請連絡票を作成し、相互の連携と進捗状況の共有に努めた。連絡票には、懇請を行った企業名、日時、対応者や反応などが書き入れられており、必要であれば、同一企業へ複数回懇請に赴くなど、当時の担当者の足跡がしのばれる。

(3) 広報活動

一般市民への広報活動は、主にポスターの設置やパンフレットの配布、「広報あいち」や「広報なごや」によって県下に広く行われた。

ポスターは、後に名古屋市交通局のマークなども手掛けた洋画家、杉本健吉氏の原画を使用し、再建される名古屋城天守閣の姿を印象付けた。名古屋市では千種区をはじめ12区の区役所および保健所において、少なくとも7,092枚が配布されている。また、パンフレットには名古屋城再建や募金の概要などを記載し、ポスターと共に県下各官公署や学校、教育文化団体、報道機関、交通観光機関等に配布された。

さらには、日本放送協会名古屋中央放送局の「ラヂオ弘報室」、中部日本放送株式会社の「東海PR」のコーナーなどを活用し、県下において、名古屋城再建の周知徹底が図られた。

(4) 寄附の措置と褒章

名古屋市は、寄附者の氏名を宝物収蔵庫に永久保存することとし、現在でも「名古屋城再建資金寄附者芳名帳」(以下、「芳名帳」とする。)として、小天守閣に保管されている。

さらに、法人又は団体で10万以上もしくは個人で5千円以上の寄附者については、金属板に刻み大天守閣5階の棟木にとりつけ永久保存するとされた。実際には、再建時に5層地上7階建てとなった経緯もあり、5階ではなく、大天守閣最上階において、その名が刻まれ続けている。

褒章条例(明治十四年太政官布告第六十三号)の規定による表彰基準に則り、寄附金額によりそれぞれ紺綬褒章(公益のために私財を寄附した方に授けられるもの)や褒状の授与も取り決められた。第1回の褒章伝達式は、昭和33年8月26日に執り行われ、寄附者のうち紺綬褒章及び内閣総理大臣褒状を受けた個人8名と団体27団体が招かれている。

また、寄附を促す免税措置として、昭和二十五年大蔵省告示第五百十号により、法人は損金に算入することができた。

3. 市民の声の高まり

上述のように、名古屋城再建へ向けての募金活動は、昭和32年6月の名古屋城再建委員会並びに名古屋城再建後援会の設置と共に本格的に動き出したが、その始動の背景には、名古屋城再建に対する市民の機運の高まりがあったとされている。昭和20年の焼失ののち、市民の機運はどのように高まっていったのであろうか。

(1) 再建の賛否と住宅不足問題

昭和26年1月5日付の『名古屋タイムズ』には、「名古屋城再建に異議ありや」という特集が組まれており、大学教授、大学生、在日アメリカ人、画家、観光会社支社長や国会図書館館長など、種々の立場からの声を知ることができる。

主な賛成意見の特徴としては、その郷土愛の強さから名古屋城再建自体には賛成ではあるが、単なる城郭の再建ではなく、博物館などの近代的で文化的な機能を有する必要があること、また、名古屋のシンボルとして、今後の中京圏の観光資源としての活用に期待を寄せるものがみられた。

一方で反対派は、住宅不足の問題や教育施設の建設、交通網の整備など、都市整備の緊急性を訴える思いが強く、市民生活の根幹を支える喫緊の課題への対応がなされていない状況では、名古屋城再建は時期尚早との声が大きいの。

反対派の市民の声にもあるように、太平洋戦争後、特に住宅不足の問題は全国的に非常に深刻な状態が続いており、名古屋市においてもその例外ではなかった。

名古屋市は、太平洋戦争においては軍需産業都市としての様相を呈していたこともあり、実に38回もの空襲を受けている。全市域約16,000haのうち、約25%にあたる3,850haが灰燼に帰し、特に東、中、栄(昭和20年11月に中区に合併)、熱田の各区はその区域の50%~60%が焼失した。敗戦直後は、人的被害もさることながら、罹災戸数は13万5千戸に上り、戦災によるその絶対的な住宅不足に加え、その後の海外引揚者や軍人の帰還、疎開先からの名古屋市内への人口流入のあおりを受け、深刻な住宅不足に悩まされた。

住宅不足の解消のため、昭和20年9月の「罹災都市応急簡易住宅建設要綱」を受け、名古屋市でも急ぎ約3,000戸の応急簡易住宅が建設され、その後も国庫補助による応急措置的な市営住宅の建設が進められた。昭和21年には、映画館、劇場などの不要不急の建築物の制限(「臨時建築制限令」)や、建築資材不足への対策として生産資材の割り当て(「臨時物資需給調整法」)が行われ、市民の生活の根底の確保が急がれた。また、並行して大都市への転入制限(「都会地転入抑制緊急措置令」)も敷かれたが、それも昭和23年には解除となり再度の市内への人口流入が激化し、窯業、木材、繊維などの既存産業の回復や資材事情の緩やかな好転があってもなお、住宅不足問題は解決を見なかった。

不要不急の建築物の制限は、昭和25年11月に廃止されたが、昭和26年2月時点での名古屋市における住宅不足数は98,425戸であり、依然深刻な住宅不足に悩まされていたため、上述の名古屋城再建への反対意見は至極当然であったといえる。

その後も、昭和26年6月の公営住宅法の施行を受け、名古屋市では「公営住宅建設三カ年計画」の策定を行い、低所得者向け低家賃住宅の建設と供給を重要施策として取り組んだほか、住宅金融公庫により個人住宅や賃貸住宅に対する融資制度等の充実を図るなどの対策を取り続けたが、昭和30年8月時点で名古屋市における住宅不足数は41,810戸、昭和35年3月時点でも40,000戸と、長期にわたり住宅不足は解消されなかった。

(2) 市民の自発的な募金運動と寄附からみる機運の高まり

上述のような住宅不足に悩まされる状況下においても、名古屋城再建における市民の声は徐々に高まり、昭和28年ごろ、ついに自発的な募金活動となって表れ始める。

発端は遊興・娯楽・観光業者の動きであった。

昭和28年3月、中部観光株式会社が経営する観光キャバレースイングスターで、名城再建に捧げる「春のおどり」が披露され、来客に対し名古屋城再建が大々的に呼びかけられた。第1回分として19万6550円を、同観光会社本社へ寄託している。（昭和28年3月21日付『中部日本新聞』）

また、同月、Sキャバレー（イニシャル表記のため詳細は確定できない）の従業員一同が、名古屋城再建のために5,000個の献金箱を製造し、名古屋市商店街連合会傘下の百二十万展示会に協力を求め寄贈、一般市民の厚志を仰ぐこととなった。（昭和29年3月23日付『中部日本新聞』）

これらの動きは、焼失した名古屋の象徴への郷土愛のみならず、中京圏の観光資源の中核として名古屋城の再建が期待されたことも少なからず影響していると考えられる。

翌29年1月には、「名古屋城を一刻も早く再建しよう」という「いっこく会」が、菊まんじゅう、再美屋、松坂屋など名古屋の一流商店を網羅して結成された。いっこく会は、40名の会員全部の店頭で名城再建募金箱を置いて浄財を募っていたが、同年5月に行われた総会において初めて募金箱を開き、今後の運動方針などを協議するとともに、市の文化・婦人団体などを集めて名城再建に向かうよう市当局に申し入れを行っている。（昭和29年5月15日付『名古屋タイムズ』）

いっこく会はその後も継続的に活動を続けた。昭和30年7月、名古屋市中区内の各小学校へ「名城を再建しましょう」の合言葉を描いた雨傘を寄贈し、雨傘道中を繰り広げ世論の盛り上げを図り（昭和30年7月13日付『名古屋タイムズ』）、昭和31年の9月には、7月に中日スタジアムにて行われた、映画スターといっこく会の対抗野球における利益金15万円を寄贈する（昭和30年9月14日付『中部日本新聞』）など、新聞記事として表面化しているものだけでも話題に事欠かない。

また、昭和30年の7月1日から2日にかけて、名古屋市商店街連合会などの主催で、「市民の夕べ」が開かれ、名古屋城再建10円献金が行われた。鶴舞スタジアムで行われたそれは、約3万人が参加したと記録されるが、肝心の献金は2日間で5、6万円止まりであったという。（昭和30年7月3日付『名古屋タイムズ』）しかしながら「集まった市民の意見は、固い財布の紐にも関わらず、案外再建に積極的」とあり、再建に関しても、木造か鉄筋かといった問題から、資金をどう造成していくか、住宅問題等の兼ね合いなど、市民の視点からの意見が飛び交った。

また、昭和31年8月に行われた御園座での八流舞踏公演の純益金、約27万円が寄贈されるなど、昭和32年に組織的な募金活動が行われる前においても、主に観光、商業、文化方面からの機運の醸成がはかられていた。

市民の再建への機運の高まりは、模型の寄贈という形でも表れている。

昭和30年8月、名古屋城天守の模型が市長へと寄贈された。静岡県の一会社員が実に3年がかり、檜造りにて作製されたもので、名城公園に飾り、再建募金の呼びかけに活用されることとなった。同年10月には、西区の生菓子製造業が製作したお菓子の名古屋城や、中村警察署の有志より、たばこの空箱で作られた名古屋城が届けられた。その他、昭和31年5月にも折紙で作られた名古屋城の模型が市長室へ贈られている。大同病院へ入院中の患者が作り上げたものであった。

さらに、名古屋城再建への寄附は国内のみにとどまらなかった。昭和31年1月、アメリカから名城再建資金にと現金2ドル（720円）が贈られた。名城再建に際して、初の外国人からの寄附である。戦災により焼失した名古屋城再建に対し、海外からの後押しがあった事実は興味深い。

一方で、民間企業と行政とが共同して名古屋城再建のための資金造成を行った例もある。

昭和30年3月から5月にかけて、中部日本新聞と名古屋市の共催で、「花人形とりのものフェア」が実施された。古今東西の「のりもの」類を集めて、のりもの文化の発展を紹介、科学と産業の振興をはかり、併せて名古屋城絵画館や未公開の東南隅櫓に尾張徳川家の宝物類の陳列を行い、名古屋城再建の資金造成の一助とした。この時の利益金は300万円余であったと記録されている。

更に翌年、昭和31年の3月から5月にかけても、同じく中部日本新聞と名古屋市の共催で「おとぎの国博覧会」が開催された。多い時には日に6万人の人出になるなど、非常に盛況で、前年の「のりものフェア」と合わせて約950万円が名古屋城再建の資金として造成された。

このように、昭和28年ごろから、市民による自発的な募金活動や寄附、民間と行政とが協力しての資金造成イベントの開催など、名古屋城再建に向けての動きが見られ始めた。『名古屋タイムズ』によると、昭和31年11月時点での市民からの寄附総額は40件、10,968,401円に上ったと伝えられている。

名古屋城再建へと向けて足踏みをしていた名古屋市は、これらの機運の高まりをひとつの推進力として、昭和32年6月、正式に名古屋城再建委員会及び名古屋城再建後援会を設置した。

昭和32年「一般募金名簿」には、後援会設置日である6月3日、まさにその始まりの日に、10万円を寄附した市民の氏名が残されている。名古屋市在住の一個人からの申し出であった。

名古屋城の再建は、こうした市民の声により支えられ、その実現に至ったと言える。

4. 資金造成の推移と寄附者の記録

(1) 資金造成の推移

当時の名古屋市における決裁類及び新聞記事等の記録から、資金造成の推移を探る。

募金額の総額の推移を下記（表-1.3.4）にあげた。

昭和32年6月の後援会設立以前にも、1千万円を超える寄附がなされていたことは先に述べた通りである。募金期間は当初、昭和34年9月30日までとされていたが、その後も寄附はやまず、昭和35年8月1日土木局調への「再建工事費精算調書」における決算額によると、最終的な募金総額は2億円を超えた。

募金種別ごとの募金総額は明確にはなっていないが、昭和35年1月6日時点の「名古屋城再建資金状況」（『名古屋城再建募金関係綴』より）における内訳は、地域別募金87,823,648円（約45%）、業種別募金10,492,061円（約5%）、大口募金99,945,500円（約50%）であった。後援会が積極的に行った大口募金の懇請が功を成したのに加え、一般市民からの募金である地域別募金が大きな割合を占めているのが特徴的であろう。

逆に、業種別募金は、当初の資金計画の目標値3千万を大きく下回る結果となっているが、それでもなお目標額2億円が達成できたのは、ひとえに大口募金並びに地域別募金での奮戦があったからに他ならない。

表-1.3.4 募金総額の推移

区分	募金総額	出典
昭和31年11月1日	10,968,401円	『名古屋タイムズ』
昭和33年 4月 5日	52,219,375円	『昭和32年起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和33年 5月29日	65,624,157円	『昭和32年起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和33年 6月20日	79,232,299円	「名古屋城再建全体計画及び年度別内訳」
昭和33年 8月 4日	91,600,197円	『昭和32年起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和33年 8月 6日	91,882,697円	『中部日本新聞』
昭和33年 8月26日	101,092,407円	『名古屋タイムズ』
昭和34年 7月 7日	約172,330,000円	『名古屋タイムズ』
昭和34年 8月31日	189,058,000円	『名古屋城史』
昭和34年12月24日	198,106,773円	『昭和32年10月起議事録綴（名古屋城再建後援会）』
昭和35年 1月 6日	198,261,209円	『名古屋城再建募金関係綴』
昭和35年 8月 1日	203,726,541円	「（土木局）再建工事費精算調書」

(2) 寄附者の記録

寄附者の記録は、芳名帳として、現在も名古屋城小天守閣に収蔵されている。芳名帳は全20冊（うち、1冊は総目録、1冊は後援会役員名簿）、100円以上の寄附者の氏名が記載されており、計39,252名が記録されている。当然ながら、100円未満の寄附者の数も相当数いたことが想定されるため、寄附者の総数は計り知れない。

大天守閣内には、5,000円以上の寄附者（個人及び団体）約1,900名の名前が刻まれた芳名板が保存されている。そのうち、100万円以上の大型寄附は27件であった。株式会社東海銀行をはじめ、名古屋鉄道株式会社、株式会社松坂屋、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社など、中部地方の有力企業の名が並んでいる。こうした地元企業の協賛が、名古屋城再建の土台となっている。

一方で、名古屋市立小中学校の児童生徒職員一同から、190万円以上の寄附が行われたことや、名古屋市在住の個人から100万円という高額な寄附があったことは、思いは金額の多寡ではないにしろ、名古屋市民の中で、戦災で焼失した名古屋城への思いは強く、復興は悲願であったことを物語っていると言えるであろう。

以上、概観したとおり、昭和20年の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等の生活の根幹にかかわる問題が山積している中でも、市民の中からおのずから声が上がりがり始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。また、募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であったと評価される。

戦災により焼失した名古屋の象徴を取り戻し、復興することを望む市民の動きは、寄附という確かな形になって表れている。

市民の機運の高まりにより再建がなされたこと。それこそが、名古屋城天守閣を形成する価値のひとつであると考えられる。

1 - 3 - 2 昭和30年代の建築技術と再建天守閣の位置付け

名古屋城天守は、昭和20年（1945）5月、太平洋戦争における空襲により焼失したが、市民の機運の高まりを受け、昭和34年（1959）に再建された。再建においては、木造での復元は行われず、SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート造）による耐震耐火建築が求められた。この背景には、「二度と燃えたり壊れたりしないように」という市民感情や願いが込められているとも言われている。また、天守台石垣は、孕み出しや戦災による劣化等によりその状態が心配されたため、主体構造、基礎構造ともに、石垣に荷重や負担をかけない設計が模索された。その結果、主体は軽量化され、基礎構造にはケーソン工法が採用されている。

ここでは、名古屋城天守再建に採用されたSRC造・ケーソン基礎という建築・土木技術が、昭和30年代においてどのような位置づけにあったのかを概観し、また、当時適用されたであろう諸法令を含め、技術史的な側面から、名古屋城天守再建の位置づけを試みる。

1. SRC造採用の時代背景

(1) SRC造の歴史

日本においては、明治初頭より、木造に代わる耐火性を備えた構造としてレンガ造が普及していたが、明治24年（1891）の濃尾地震、更に、大正12年（1923）の関東大震災において壊滅的な被害を受けたことから、その時代は終焉を迎えた。

これに対し、明治39年（1906）のサンフランシスコ地震においてその耐震性が注目され、徐々に日本にも普及し始めていたRC造は、関東大震災において小破2割強、大破1割強という高い耐震性を見つけたことで、評価を高めていった。この大震災での被害調査は、RC造の規定の標準化につながる大きな契機となり、大正13年（1924）には構造強度計算基準や、市街地建築物法における構造関係規定が改正された。その後、昭和8年（1933）には、鉄筋混凝土計算基準が策定され、RC造の設計施工における標準的な方法がほぼ定まった。

一方で、名古屋城の再建において採用された構造方式であるSRC造は、日本独自の工法として、大正初期から徐々に普及し始めたと言われている。

その普及の一躍を担ったのが、関東大震災直前に竣工した日本興業銀行ビルであった。構造学者の内藤多仲が設計を手掛け、耐震壁と鉄骨をコンクリートで包む独自の工法が採用されたもので、各所で甚大な被害を出した関東大震災においても、ほとんど被害が発生しなかった。耐震壁を併用したこの工法は、現在のSRC造の考え方の基礎となっている。

関東大震災で証明された耐震性の高さから、SRC造は、高価な工法ではあるものの普及が進み、昭和に入ると数十件規模（『主要構造物年表』社団法人東京建設協会による。以下同じ）で施工された。戦前戦後にあたる昭和15年（1940）から昭和25年（1950）の10年にかけては、建築資材の不足等により、その建設数は激減したが、昭和25年の建築基準法の施行後にはSRC造による建設が多く再開され、昭和26年（1951）には20件以上、昭和31年（1956）以降は100件を超える建設がなされた。

昭和8年に計算基準が定められたRC造とは異なり、SRC造の構造計算基準が策定されたのは昭和33年（1958）のことで、大正初期の導入から約50年もの長きにわたり、その設計施工は進歩しながらも、個々の判断に委ねられていたことになる。

名古屋城天守再建にあたっては、昭和32年頃に設計が完了し、施工に入っている。SRC造の実績が多数蓄積し、基準の策定を目前にした、いわばSRC造の確立期における設計施工だったと考えられる。

(2) 不燃化への動き

都市の不燃化は、太平洋戦争を機に特に重要な課題として注視され始めた。

木造建築物が主体であった昭和初期の市街地では、太平洋戦争における空襲に際し、火災の延焼によって被害が拡大したことから、市街地の焼失面積は極めて大きなものとなった。名古屋市では、全市域約16,000haのうち、約25%にあたる3,850haが灰燼に帰し、特に東、中、栄（昭和20年11月に中区に合併）、熱田の各区はその区域の50%～60%が焼失したといわれている。

戦後、被災都市では復興都市計画が定められ、復興土地区画整理事業による都市基盤の再建が開始されたが、戦災の教訓から、市街地の再建に当たっては、都市の不燃化が重要な課題であるとされた。

全国的にも、昭和22年（1947）の建築学会「都市不燃化委員会」の設置をはじめ、昭和23年（1948）の学会・経済界・建設業界・官界による「都市不燃化同盟」の結成、昭和24年（1949）の「不燃化促進議員連盟」の発足などを経て、都市不燃化運動が展開されていった。

また、全国的な火災の頻発や、徐々にではあるが建築資材生産が進んできたこともあり、昭和23年10月には「臨時防火建築規則」が定められた。建築物の規模や用途によって耐火構造や防火構造が求められるもので、新たに準防火区域制が新設された。その後も都市不燃化の必要性は叫ばれ続け、都市計画法や建築基準法による防火・準防火地域の規制・誘導策も行われたが、戦後の疲弊した国民経済のもとでは限界があった。

このような動きの中、都市建築物の不燃化促進のため、不燃建築物に対する国庫補助と建設資金融資に途を開く必要があるとして、そのための法制度の検討が行われた。その後、ドッジラインによる緊縮財政方針のもとでの紆余曲折を経て、昭和27年（1952）5月、「耐火建築促進法」が制定されている。

名古屋市においてもこの法律に基づき、同年12月には「耐火建築促進条例」を公布施行し、耐火建築の助成を進めた。

名古屋市における市営住宅の建設戸数の推移には、木造から耐火造への移行が顕著に表れている。（『住宅事業の概要 昭和三十二年四月 名古屋市住宅部』）

昭和23年の時点では、木造1,650戸に対し、耐火造は0戸。昭和24年によく名古屋市初の耐火共同市営住宅が建設され、木造960戸、耐火造24戸。昭和25年は木造750戸、耐火造176戸と徐々に耐火造が伸びはじめ、昭和26年には木造544戸、耐火造272戸。その後も、木造は減少、耐火造が増加という大きな傾向が見受けられ、昭和31年（1956）には木造609戸に対し耐火造930戸と逆転した。

名古屋城再建の機運が高まった昭和20年代は、戦後復興の中で、それまでの木造建築主体のまちづくりから、不燃化への移行が行われた時期だったと考えられる。

(3) 大規模木造建築への建築基準法上の制限と適用除外の可否

このような、耐震耐火構造、都市の不燃化への移行の中で、当然ながら木造建築物には法令上の制限が課されることとなった。名古屋城天守は、昭和32年に再建工事に着手している。その際、建築基準法においてどのような制限下での設計がなされたのであろうか。

名古屋城天守は、高さ約36m、延べ床面積約4,500㎡と、木造で復元を行うとなると、日本でも有数の大規模木造建築物となる。

昭和25年（1950）に施行された建築基準法における、大規模木造建築物に関する主たる制限としては、第21条「大規模建築物の主要構造部等」（昭和25年11月23日施行）があげられる。第21条第1項において、「高さ13m、軒の高さ9m又は延べ面積3,000㎡をこえる建築物は、主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を木造としてはならない」とあり、高さや延べ面積において大幅に基準を超えている名古屋城天守は、木造による復元が法令上、根本的に不可能になってしまう。

建築基準法施行下において、それでも木造を目指す場合、第3条「適用の除外」が認められることが必要である。

昭和25年建築基準法施行当初の第3条においては、「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、国宝保存法（昭和4年法律第17号）、史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の適用を受ける建築物を建築し、修繕し、又は模様替えする場合には、適用しない。」と定められている。

名古屋城天守は、国宝保存法に基づき、昭和5年に城郭建築として初めて国宝に指定されている。当時、「国宝保存法の適用を受ける建築物」として（正確には「国宝保存法の適用を受けた建築物」として）適用の除外が受けられた可能性は完全には否定できないが、同法第3条の昭和26年、昭和34年改正に至る経緯を鑑みると、非常に困難であったと考えられる。

昭和26年12月の改正において、それまで旧国宝の指定を受けていた建築物が対象だったものが、昭和25年の文化財保護法制定に伴い見直しが行われた。変更箇所は次のとおりである。「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、特別史蹟名勝天然記念物若しくは史蹟名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物を建築し、修繕し、又は

模様替えする場合には適用しない。」

続けて昭和34年12月改正の条文をみると、「この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要民俗資料（注：昭和29年7月1日改正により追記）、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物及びこれらの建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原型の再現がやむを得ないとみとめられたものについては、適用しない。」と変更されている。

昭和34年のこの改正の背景には、昭和26年の改正を経て、名古屋城天守のように「国宝保存法に指定されていたが、戦災による焼失により、文化財保護法に指定されていないもの」も含めて、再建や復元のための適用除外を可能とする趣旨があったと思われる。

建築基準法の一部改正にあたって、昭和34年2月26日に行われた参議院建設委員会における当時の政府委員（建設省住宅局長）の説明をみても、「第三条、これは適用の除外に関する規定でございますが、この改正につきましては、災害等で滅失しました国宝、重要文化財等を再建致します場合にも、本法の適用を除外できるように改めたものであります。」とあり、裏を返せば昭和34年の改正以前は、災害等で滅失した国宝、重要文化財等を再建する場合には建築基準法の適用が除外されなかった、もしくは適用を除外して再建された例がなかったことが読み取れるであろう。

したがって、昭和32年に工事着手した名古屋城天守再建においては、建築基準法の適用の除外はほぼ不可能であったと推測され、また、当時の耐震耐火造、及び都市の不燃化推進の動きを鑑みると、木造での復元ではなく、SRC造での再建が選択されたことは、戦災からの復興へと向かう昭和20年代から30年代にかけての歴史的な背景があったと考えられる。

2. ケーソン工法の採用

(1) 名古屋城天守閣の基礎構造

名古屋城天守閣の基礎構造は、ボーリング調査（昭和31年2月実施）により把握された地盤及び地下水位の状況、更に、天守台石垣への影響を踏まえ慎重に検討され、その結果、大天守閣はニューマチックケーソン工法、小天守閣はオープンケーソン工法で施工された。

ケーソン基礎は、杵状または筒状の函体を支持層まで沈設して基礎とするもので、水深が大きく締切り工法が困難な場合や、地下水の湧き水、流砂、その他の影響により掘削が困難な場合に利用される工法である。

杭基礎では鉛直支持力または地震時の水平抵抗力が不足したり、沈下や振動などが過大になる恐れがある場合などにも、ケーソン基礎は有利であるとされている。

『名古屋城史』においても、杭基礎とできなかった理由として、石垣に強い振動を与えるため不適當であると判断したと記載されているが、文化財保護の観点からも振動の大きい杭基礎の採用は難しく、また、仮に振動を極力抑えるため、手掘りで施工する深礎工法を採用しようとしても、地下水への対応が困難であったからだと推測される。

大天守閣と小天守閣における、工法の異なりであるが、地下水位が大きく影響していると考えられる。小天守閣は地下水位に達する手前で基礎を構築できたのに対し、高層である大天守閣の十分な安定性を確保するには、基礎を地下水位よりも下部に達する必要がある。小天守閣で採用されたオープンケーソン工法の場合、軟弱地盤や地下水の多い地盤を施工すると、水や泥が作業箇所に流入し掘削作業が非常に困難になる。それに対抗するため、あらかじめ本体下部に作業室を設け、その中に圧縮空気を送り込んで気圧の高い状態にし、この圧気によって水や泥の流入を防止して掘削作業を行う「圧気工法」を併用するのが大天守閣で採用されたニューマチックケーソンである。

(2) ケーソン工法の歴史と他城郭での先行事例

日本におけるオープンケーソン工法は、明治初期にイギリス式の技術が導入され、明治末期から大正の初期にかけて鉄筋コンクリート製ケーソンが作られ始めた。建物の地下室部分を地上に作り、内部を掘削して堅固な地盤まで沈下させる工法は、昭和9年（1934）松坂屋大阪支店の広さ258㎡の浄化槽を沈設したのが始まりだと言われている。昭和27年（1952）に竣工した日活国際会館は、近代土質工学を取り入れ、各種実験や解析が行われた結果、ケーソン沈設の深さ17.3m、ケーソン総重量25,000 t、ケーソン面積3,300㎡という大規模なものであった。オープンケーソン工法はその後、土木構造物、特に橋梁基礎や高架橋基礎などに広く用いられ、技術の発展とともにその規模も次第に大型のものが出現していく。

ニューマチックケーソン工法は、関東大震災の復興事業のためアメリカより導入し、指導を受けたことから、大正13年（1924）隅田川橋梁工事のうち、長さ24m×幅6mのケーソン4基を永代橋の基礎として使用したのをはじめ、清洲橋、蔵前橋、言問橋の4橋梁の基礎に使用してから、盛んに採用されるようになった。

橋梁基礎の施工法として採用されてきたニューマチックケーソン工法が建築工事に応用されたのは、昭和7年（1932）に竣工した大阪市伊藤万商店社屋で、昭和8年（1933）に白石基礎工事株式会社が創立されてから本格的に用いられるようになったとされている。

更に、日本では、昭和6年（1931）から昭和38年（1963）まで建物高さを31mに制限していた関係で、土地の有効利用は建物の地下階を増す方向で解決が図られ、ケーソン工法が普及し、戦前戦後においておよそ30棟が施工された。その後、昭和38年（1963）に建築基準法の改正により、高さ制限が撤廃され、建物は地下ではなく、利用価値の高い地上に伸びることによりケーソン工法の需要は減少し、さらにベント工法やリバースサーキュレーション工法など、新工法の開発によりケーソン工法の需要は減少していくこととなる。

このように、昭和32年（1957）に着工された天守閣の基礎構造は、日本のケーソン工法の歴史において、土木工事だけでなく建築工事に応用される事例も増えていく中、技術の改良が進んでいった時期であったと推測される。

また、天守台へのケーソン施工については、昭和29年（1954）に岸和田城において先行して行われているが、天守の高さ22m、延べ面積798㎡と、城郭建築としての規模は名古屋城と比較すると小さい。また、岸和田城は、位置は史実とほぼ同様でありながら、外観の姿が史実とは異なる形で再建された「復興天守」であることを加味すると、名古屋城は、豊富な根拠資料に基づく「外観復元天守」、かつ、延べ面積4,000㎡を超える大規模城郭建築において、初めてケーソン工法が採用された城郭であると考えられる。

(3) ケーソン施工時の問題点

現天守閣のケーソン施工時に、穴蔵石垣を一部撤去しなければならなかったことは、設計図面からも明らかである。また、ケーソンを沈下させるために一時水を流し込んだ記録も残されており、石垣に悪影響を及ぼした可能性がある。

以上のことから、名古屋城天守再建は、戦災からの復興へと向かう昭和20年から30年代の耐震耐火構造、都市の不燃化への流れという歴史的な背景においてSRC造が採用され、また、ケーソン工法が豊富な根拠資料に基づいて外観復元された大規模城郭建築に初めて適用された事例であると考えられるが、ケーソン施工により石垣に悪影響を及ぼしたという側面もあった。

1 - 3 - 3 城郭における建造物整備の歴史の中での位置づけ

名古屋城は慶長15年(1610)に尾張徳川家の居城として築城が開始された近世城郭である。慶長17年(1612)に大・小天守が完成、元和元年(1615)に本丸御殿が完成した。二之丸には元和3年(1617)に藩主の住居と政庁を兼ね備えた広大な二之丸御殿、二之丸庭園が築かれた。城下町形成にあたっては清須城下からの都市ぐるみの移転である「清須越」が行われた。

明治5年(1872)から名古屋城は陸軍の所管となったが、明治12年(1879)には、名古屋城を姫路城とともに「全国中屈指の城」として永久保存する方針とし、城内の建造物等は保存修理が施されることとなった。明治24年(1891)の濃尾地震では甚大な被害を受け、本丸多聞櫓などは撤去された一方で、石垣の修復等が行われた。

明治26年(1893)本丸・西之丸東部が陸軍省から宮内省に移管されて名古屋離宮となり、明治42年(1909)には西之丸全域と御深井丸も宮内省に移管となったが、二之丸は引き続き陸軍省の所管であった。

昭和5年(1930)名古屋離宮が廃止され、本丸・西之丸・御深井丸は名古屋市へ下賜され、天守や本丸御殿等の城内建造物24棟が旧国宝に指定された。しかし、昭和20年(1945)5月、太平洋戦争における空襲により天守や本丸御殿などの主要な建造物が焼失した。

昭和34年(1959)市民の熱意により天守再建の気運が高まり、市制70周年記念事業として、大天守・小天守と正門(榎多門)が鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。天守の再建では、建設費約6億円のおよそ3分の1が市民からの寄附でまかなわれた。平成21年(2009)から本丸御殿の復元工事に着手し、江戸時代の記録や焼失前の正確な実測図、古写真をもとに、遺構を保護しながら史実に忠実な復元が行われている。

戦後、名古屋城では戦災焼失した天守を始めとして建造物の整備が行われている。これらの整備事業について、近代以降の全国の城郭における整備を概観し、位置付けを行う。

近代以降における城郭の建造物の整備についてはこれまでも多くの書籍等でまとめられてきた。それらの中で、近代以降に整備された建造物は、工法的な面での「木造」と「RC造」での分類と、統一的な見解は示されていないものの、近世から残された現存建造物に対して、史実性の面での「復元」・「外観復元」・「復興」・「模擬」といった分類がなされてきた。

「復元」は、元の形態・位置に戻すことと定義されている。狭義には、すでに失われてしまった建造物について、当時の図面、文献資料、発掘調査成果などを総合的に検証し、当時と同様の材料と同様の工法によって、忠実に再建することとされる。

「外観復元」は、外からの見た目のみを旧来の姿に復することで、失われる前の写真や図面通りに外観のみが再建されることとされる。外観のみ復されただけであるため、木造とは限らずRC造工法がとられることもある。内部は城の歴史や郷土資料の展示スペースとして利用されたり、エレベーター等が設置されたりし、最上階が展望台となっている場合も多い。一般的には、史実とおおよそ同じ位置に、外観のみほぼ同じ姿で再建されたものであれば「外観復元」とされている。

「復興」は、古写真や図面は残らないが、文献史料や発掘調査成果等から、かつて存在したことが確かな建造物を、位置は史実とほぼ同様でありながら、外観の姿が史実とは異なる姿で再建されたものとされる。対象としては廃城令で取り壊された城郭が多くみられる。また、規模や外観意匠について、資料不足で推定部分があったり、残された図面や古写真とは変えたりしたものについても「復興」とされる。

「模擬」は、城としては実在したがもともと対象の建造物が存在しなかったか、対象建造物の存在が証明できないにもかかわらず建てられた建造物とされる。また、史実とは異なる場所に建てられたり、全く異なる姿で建てられたりした場合についても「模擬」とされる。

近代以降の全国的な建造物整備の状況を概観すると、天守の整備を中心としてみた場合、大きく3つの時期に分けることが可能であると考えられる。

I期：終戦まで

II期：終戦から昭和末年

III期：平成以降

I期における建造物整備は多くはない。この時期の建造物整備は、博覧会やイベントの目玉として造られたものがきっかけとなったり、観光を目的としたりして、主に建てられたと考えることができる。

天守としては洲本城や大阪城、郡上八幡城、伊賀上野城等があるが、すべて復興や模擬であり、工法としては木造やRC造が混在する。櫓や門についても復元や外観復元はなく、復興や模擬であり工法についても木造やRC造が混

在している。この時期の特徴としては、すべて復興や模擬に位置付けられる建造物であり、復元や外観復元は行われていない。また、工法としても木造とRC造が混在する状況である。

II期は多くの建造物整備がすすめられた時期である。II期は戦後からとしているが、建造物の整備が本格化するのは昭和29年(1954)以降からである。中でも昭和30～40年代(1950～1970年代)にかけての建造物整備は、戦後復興とともに観光、地域振興およびシンボルとしての目的で建てられたと考えることができ、特に天守においてはそれが顕著である。多くの建造物整備がなされる一方で、石垣などの遺構の保存等は考慮されることはほとんどなかったため、史跡等の本質的価値を損ねると問題視がなされるようにもなった。

天守としては、復元として昭和43年(1968)に松山城小天守、外観復元として昭和30年代に和歌山城や名古屋城など9城、昭和30～40年代を中心に復興として岸和田城や小田原城など約11城、模擬としては富山城や唐津城など約37城が整備されている。特に外観復元された9城のうち5城が、戦災で焼失した城郭である。この時期の天守の整備の特徴として、復元である松山城天守と模擬である綾城のみが木造により、その他についてはすべてRC造によることである。

その一方で、この時期は櫓や門など天守以外の建造物についても整備が進められている。天守と異なる点として、外観復元や復興、模擬と比べて復元の比率が高いこと、復元は木造で行われていることが挙げられる。また、復元以外の手法では、天守では模擬の比率が多いことに対して、櫓や門では復興の比率が高くなっているとともに、昭和50年代(1970～1980年代)から復興建造物についても木造での整備が見られるようになる。

III期はII期のRC造による建造物整備が下火となって木造による整備がすすむとともに、天守の整備が少なくなり、櫓や門に整備の主体が移っていく時期である。この時期の建造物整備は、バブル経済と「ふるさと創生事業」によって推進されるとともに、II期の問題を受け、遺構の保存が第一とされ、復元精度を高めるために古写真や精度の高い指図等の資料や事前の発掘調査などがそろう場合に整備が許可されることとなった。

天守としては、白石城や大洲城など4城が木造による復元がなされるとともに、復興においても高田城と掛川城の2城ともに木造による整備がなされている。櫓や門としては、復元においては木造の流れが続き、昭和50年代から見られた復興建造物の木造による整備もより明確な流れとして読み取ることができる。首里城の復元を除くと、RC造による整備は復興建造物についてわずかに見られるが、天守、門、櫓ともに基本的に模擬建造物で見られるのみである。また、この頃から御殿の復元についても見られるようになる。

城郭における建造物整備の流れを概観すると、天守においてはII期までRC造による整備が主流で、外観復元や復興、模擬であったものが、III期になると、II期の問題も受け、木造での復元が見られるようになる。一方、櫓や門においては、昭和30年代から木造による復元が見られるようになり、昭和40年代以降、さらにその数を増やし主要な手法となっていく。この天守の整備はRC造、櫓や門の多くは木造というのは、天守のような大規模な建造物と櫓や門などの比較的規模の小さい建物の間での、耐震性や不燃性、経済性といったコンクリートの優位性ととともに、法令上の規制の違い等も影響している可能性が想定される。

また、櫓や門では昭和40年代以降の復興・模擬から木造での復元へという流れが見てとれるが、天守においては門や櫓が遅れて、III期からこの流れにシフトしていていると考えられる。このシフトは、文化財保護意識の浸透と建築関係法規の整備の両面から推進されたと考えられる。

昭和34年(1959)に再建された名古屋城天守は、II期に整備された建造物の特徴である、戦後復興やシンボルを目的として、当時再建された他の城郭同様RC造で建てられた。また、史実性においては外観復元であったが、建造物整備において外観復元の手法がとられたのは昭和30年代だけである。名古屋城の天守整備においては、昭和実測図やガラス乾板写真等を用いて設計がなされているが、根拠となる資料が豊富に残されていたのは名古屋城のみである。

城郭における建造物整備の歴史の中で見た場合、名古屋城の昭和34年における天守再建は、戦後復興という時代背景のもとに全国で行われた天守整備の一例である。また、内部を博物館施設として利用していることもこの時期の天守整備においてはよく見られる手法である。RC造という手法がとられたのは、耐震性や不燃性、経済性といったコンクリートの優位性ととともに、法令上の制約も関係していると考えられる。そのような中で根拠となる多くの資料に基づいて外観が復元されていることは、他の城郭にはない名古屋城の特徴であるといえる。

以上から、昭和34年に整備された名古屋城天守は、昭和30年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例である一方で、同じように明治以降も天守が残りながら戦災で焼失し外観復元による整備がなされた他の4城と比べても、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができると考える。

表-1.3.5 城郭復元事業一覧表

青字:木造
赤字:RC造

和暦	西暦	天守				櫓				門				御殿					
		復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬		
昭和3年	1928				洲本城														
昭和4年	1929																		
昭和5年	1930																		
昭和6年	1931		大阪城	羽衣石城															
昭和7年	1932																		
昭和8年	1933				郡上八幡城				郡上八幡城										
昭和9年	1934								小田原城										
昭和10年	1935				伊賀上野城														
昭和11年	1936																		
昭和12年	1937																		
昭和13年	1938								姫路城										
昭和14年	1939																		
昭和15年	1940								田辺城										
昭和16年	1941																		
昭和17年	1942																		
昭和18年	1943																		
昭和19年	1944																		
昭和20年	1945																		
昭和21年	1946																		
昭和22年	1947																		
昭和23年	1948																		
昭和24年	1949				上田城														
昭和25年	1950																		
昭和26年	1951																		
昭和27年	1952																		
昭和28年	1953																		
昭和29年	1954		岸和田城	富山城					吉田城										
昭和30年	1955								田原城										
昭和31年	1956								赤穂城										
昭和32年	1957				岐阜城														
昭和33年	1958	和歌山城	大垣城	岡崎城	名古屋城				浜松城				松山城	津城	首里城				
昭和34年	1959								岡崎城	小倉城					名古屋城				
昭和35年	1960		熊本城	小田原城					松江城	彦根城	熊本城		島原城		松山城	松江城	大阪城		
昭和36年	1961		松前城																
昭和37年	1962			岩国城	大峰城	平戸城													
昭和38年	1963																		
昭和39年	1964		岡山城	小倉城	伏見桃山城	中津城													
昭和40年	1965		会津若松城						横手城	岡崎城	撫養城	中村城		仙台城	犬山城		会津若松城	犬山城	
昭和41年	1966			福山城	唐津城				岡山城	福山城	熊本城	府内城			岡山城	府内城	唐津城	福山城	
昭和42年	1967				三戸城	千葉城									大垣城				
昭和43年	1968	松山城	小天守		大野城	長岡城	小牧山城		松山城						出石城				
昭和44年	1969														岸和田城				
昭和45年	1970			高島城	杵築城										高島城	天神山城			
昭和46年	1971								松山城						松山城			小田原城	
昭和47年	1972														島原城			首里城	
昭和48年	1973					湧谷要害	松山城								岐阜城	松山城			
昭和49年	1974						福岡城												
昭和50年	1975					大多喜城	騎西城											鳥取城	
昭和51年	1976																		
昭和52年	1977					旭城	御着城								平戸城				
昭和53年	1978					日和佐城									江見城	名古屋城		鉄肥城	
昭和54年	1979				久留里城		松山城								龍野城			龍野城	鉄肥城
昭和55年	1980					今治城									拳母城	今治城	今治城		
昭和56年	1981					川島城									熊本城	土浦城			
昭和57年	1982					上山城	館山城	湯浅城		松山城					二本松城			二本松城	鉄肥城
昭和58年	1983					長浜城												館林城	郡山城
昭和59年	1984					五城目城	常盤城		松山城	福岡城					郡山城	伊勢上野城	松山城		平戸城

青字:木造
赤字:RC造

和暦	西暦	天守				櫓				門				御殿																			
		復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬	復元	外観	復興	模擬																
昭和60年	1985					鏡城				大垣城	今治城				大垣城			彦根城	彦根城														
昭和61年	1986				福知山城	川之江城	松山城			福知山城									川之江城														
昭和62年	1987					小山城	岩崎城			郡山城	小倉山城	田内城						戸切地陣屋															
昭和63年	1988				忍城	福庭城	茶臼山城												膳所城														
平成元年	1989					一郷山城	文道古城	清洲城		駿府城			逆井城	久保田城	赤尾津城	尾尾城		徳島城	逆井城	三戸城	熊本城												
平成2年	1990	白川小峰城											岩村城	水口城	波賀城	今治城		白川小峰城	松山城	金山城	松本城	岩村城	水口城	八王子城									
平成3年	1991								墨俣城	山形城	土浦城							山形城						亀田城									
平成4年	1992									松山城	大村城			東条城	勝龍寺城									松山城	東条城	田辺城							
平成5年	1993				高田城	天ヶ城	人吉城						足助城	唐津城			人吉城							飛山城	田原城	岡崎城	足助城	延岡城	天ヶ城	佐土原城			
平成6年	1994				掛川城	木浦城	広島城							田峯城	木浦城			上田城	赤穂城	広島城				本荘城	木浦城	都之城			根城		田峯城		
平成7年	1995	白石城											豊田城	石宿城				松前城	花巻城	白石城				掛川城						荒戸城			
平成8年	1996															大友城		甲府城	駿府城	西尾城	赤穂城												
平成9年	1997																																
平成10年	1998																																
平成11年	1999																																
平成12年	2000																																
平成13年	2001																																
平成14年	2002																																
平成15年	2003																																
平成16年	2004	新発田城	大洲城																														
平成17年	2005																																
平成18年	2006																																
平成19年	2007																																
平成20年	2008																																
平成21年	2009																																
平成22年	2010																																
平成23年	2011																																
平成24年	2012																																
平成25年	2013																																
平成26年	2014																																
平成27年	2015																																
平成28年	2016																																
平成29年	2017																																
平成30年	2018																																

1-3-4 博物館としての活用

名古屋城大天守閣および小天守閣は昭和37年に博物館相当施設の指定を受けた。

本項では、名古屋城が博物館相当施設として指定されるに至った経緯及び同施設として果たしてきた役割について述べる。

1 博物館相当施設指定の経緯

名古屋城天守閣は昭和20年に惜しくも戦火により焼失した。その後昭和21年に天守閣及び本丸御殿再建に向けた委員会が名古屋商工会議所を中心に設立の声が上がったが、終戦直後であり再建は困難であった。戦後数年が経ち、昭和23年、名古屋商工会議所会頭を会長に名古屋城域文化施設建設委員会が設立され、建設の計画が作られることとなったが、その計画の中には総合競技場、図書館等に並び、「博物館」が挙げられる等、戦後間もない時期から名古屋城に博物館を設置する計画が検討されていた。また名古屋城天守閣再建の際には、再建天守を鉄筋コンクリート造とするか木造とするかで市民の意見は分かれたが、賛成派・反対派のどちらからも再建天守が博物館機能を有することを望む意見が出されていた。

天守閣の再建に向け、昭和31年2月、名古屋市長を会長に設立された名古屋城再建準備委員会においては名古屋市側の構想として、「歴史博物館等として展示設備を整えたい」との説明がなされる等、再建名古屋城天守閣は博物館機能を有する建造物とする構想が練られていった。

その後、昭和32年の再建工事着工、昭和34年の竣工を経て、昭和37年に博物館相当施設に指定され、現在に至っている。

2 名古屋城天守閣が果たしてきた役割

教育基本法（昭和二十二年法律第二十六号）において、自治体は博物館等の社会教育施設を設置することにより社会教育の振興に努めることとされている。そのうえで博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条においては、博物館の事業に類する事業を行う施設として、博物館相当施設の制度が定められている。名古屋城天守閣は前述のように、「博物館相当施設」として指定されており、以下では博物館相当施設としての機能に着目し、名古屋城天守閣が果たしてきた役割を述べる。

(1) 資料整理・保管機能

博物館の役割として、学芸員によって整理分類された資料を「保管する」ことが挙げられる。ここでいう保管は、「資料の永久的保管」を目標としており、非常に高度な保管レベルが求められる。保管に関して必要な条件は、適切な温度・湿度、空調等多岐が挙げられる。その点、名古屋城小天守閣は、重要文化財等の適切な保管のために、温度・湿度・空調等を適切に維持できる収蔵機能を備え、本丸御殿障壁画1049点及び昭和実測図309点等重要文化財その他資料を合計約5,000点収蔵している。

また名古屋市が所有する資料を保管するのみならず、市民が所有権を有する資料についても、寄託形式で約500点を収蔵しており、個人レベルでは適切な収蔵環境を用意・維持できない市民に対して、資料収蔵場所を提供している。これらの寄託資料は展示資料としての利用が可能のため、寄託の受けは展示機能（教育・普及機能）の強化にも貢献している。

(2) 教育・普及機能

博物館は社会教育のための機関であり、市民の教養の向上に資する事業を実施する役割を担っている。その役割を果たすため、名古屋城大天守閣では常設展示、特別展示等が開催され、市民に対する教育・普及活動が行われてきた。以下において、内容を詳述する。

常設展示として、大天守閣1階及び3階から5階において、城郭や武家文化についての資料を展示している。この展示は年に9回程度展示替えを行っており、二度三度名古屋城を訪れた場合でも新しい展示に触れることができるようになっている。常設展示には重要文化財も含まれ、一年を通じて質の高い展示が行われている。具体的には、本丸御殿障壁画（重要文化財）、刀剣・刀装具（木子コレクション）の展示（1階）、藩主の暮らしや城下の一日を再現したコーナーの開設（3階）、名古屋城石垣を再現したコーナーの開設や武器・武具類の展示（4階）、実物大金鯰模型の設置や石引き体験コーナーの開設（5階）等が挙げられる。

特別展示・特別陳列（以下「特別展示等」という。）は、展示内容に特定のテーマを設定し、そのテーマに関する資料等を短期集中的に公開・展示する形で開催されてきた。主に2階の企画展示室を活用し、年数回を開催している。常設展示においては公開されない名古屋にゆかりのある人物たちに関する展示等が数多く開催されており、常設展示と並んで来場者が名古屋市の歴史・文化に触れる機会を提供している。また、他の博物館との資料の相互貸借も実施し、普段の名古屋市では観ることができない文化財等を公開・展示することで、名古屋市民が名古屋にいながら他地域に所在するの資料に触れることができる（特別展示等実施概要については、別紙「名古屋城大天守閣における展示等について」参照）。

これら常設展・特別展示等を実施することで、名古屋城大天守閣は教育・普及機能を展開する場としての役割を務めてきた。

特別展示等の開催にあたって行われた調査は、図録の作成等を通じて、結果的に調査結果として蓄積されている。これにより特別展示等の終了後も、図録等を閲覧することで展示内容や結果を知ることが可能となっている。博物館機能としての包括的な研究の実施については、今後の課題である。

表-1.3.6 名古屋城大天守閣における展示等について

年度	名称
昭和39年度 (1964)	・尾張武芸展 ・雛人形と郷土玩具展
昭和51年度 (1976)	・たこ・こま・はご板展
昭和53年度 (1978)	・郷土の愛刀家百人展 ・古代メキシコ文明展 ・現代メキシコ美術展
昭和54年度 (1979)	・郷土の愛刀家百人展 ・再建20周年記念「近世の城郭名宝展」
昭和55年度 (1980)	・郷土の愛刀家百人展 ・郷土の偉人展
昭和56年度 (1981)	・郷土の愛刀家百人展 ・青松葉事件展 ・五島美術館名品展
昭和57年度 (1982)	・郷土の愛刀家百人展 ・郷土の偉人展～明治文化を興した人たち
昭和58年度 (1983)	・宝暦治水と木曾三川の文化展 ・禅の世界と美術―京都名刹秘宝展
昭和59年度 (1984)	・郷土の愛刀家百人展
昭和60年度 (1985)	・近代の銅版画展【展示】 ・郷土の愛刀家百人展 ・久能山東照宮展
昭和61年度 (1986)	・名古屋城ゆかりの能・狂言展【展示】 ・縁起絵馬・祈願絵馬【展示】 ・郷土の愛刀家百人展 ・南蛮の美術展
昭和62年度 (1987)	・からくり人形【特別陳列】 ・日光東照宮展「家康と徳川260年の遺宝」【特別展】 ・初夢・初旅【特別陳列】 ・郷土の愛刀家百人展 ・猿投古窯展
昭和63年度 (1988)	・自然への憧憬―近世を中心として―【特別展】
平成1年度 (1989)	・林義勝〔龍の北京〕写真【展示】
平成2年度 (1990)	・兜と…【展示】 ・兜の飾り【特別陳列】 ・北京故宮博物院・清朝宮廷文化展 ・描かれた名古屋城展
平成3年度 (1991)	・猿・申・壬申【特別陳列】 ・名古屋城一般公開60周年記念 名古屋城本丸御殿障壁画名品展【特別陳列】 ・書の香り【特別陳列】 ・第22回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・沖縄の雅び―琉球王朝の美―【特別展】
平成4年度 (1992)	・猿・申・壬申【特別陳列】 ・第23回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・織田信長とその周辺【特別陳列】 ・家康と東照宮【特別展】 ・初夢は一富士二鷹三なすび【特別陳列】
平成5年度 (1993)	・第24回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・本丸御殿障壁画と模写の世界【特別陳列】 ・天下への夢―信玄・謙信・信長―【特別展】 ・本丸御殿障壁画にみる椿【特別陳列】 ・日中友好書道展
平成6年度 (1994)	・教育書道展「扇面―書とことば―」【特別陳列】 ・第25回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・久能山東照宮展―徳川将軍の武器と武具―【特別展】 ・鯨・金鯨【特別陳列】

年度	名称
平成7年度 (1995)	・教育書道展「象乃書」【特別陳列】 ・第26回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・武者・護りのデザイン ・入定三百年記念 円空展【特別展】
平成7年度 (1995)	・教育書道展「象乃書」【特別陳列】 ・第26回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・武者・護りのデザイン ・入定三百年記念 円空展【特別展】
平成8年度 (1996)	・教育書道展「茶席の書」 ・第27回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・丸八の八【特別陳列】 ・華麗なる御殿障壁画【特別展】 ・牛・丑・丁丑【特別陳列】 ・教育書道展「書と文房四宝」【特別陳列】 ・収蔵品展を実施(2回)
平成9年度 (1997)	・第28回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・養虫山人―漂泊の画人と文化財保護―【特別陳列】 ・新収蔵品展―平成8年度収集― ・祭と舞―伊勢門水の世界―【特別陳列】 ・兜・武者の晴姿【特別展】 ・虎を飾る【特別陳列】 ・教育書道展「扇面にみる書―扇面に試みる―」【特別陳列】
平成10年度 (1998)	・第29回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・新収蔵品展―平成9年度収集― ・騎馬・武士のほまれ
平成11年度 (1999)	・天の兎・地の兎【特別陳列】 ・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第30回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・教育書道展「ことばを墨で」 ・新収蔵品展―平成10年度収集― ・なごや交流年 名古屋城天守閣再建40周年記念事業 賑わいの中で―土佐絵金の世界―【特別陳列】 ・徳川家康―関ヶ原合戦四〇〇年―【特別展】 ・龍【特別陳列】
平成12年度 (2000)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第31回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・新収蔵品展 ・藩祖義直生誕400年記念 徳川義直―尾張藩初代藩主の生涯―【特別展】 ・旧国宝名古屋城古写真展【その他】 ・初春・巡りくる四季【特別陳列】
平成13年度 (2001)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第32回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・教育書道展「茶の湯のことば」 ・収蔵品 火縄銃展【収蔵品展】 ・武士の折り―武具にみる神仏の姿―【特別展】 ・正月展【特別陳列】
平成14年度 (2002)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・「しろの日」記念事業 前田利家とまつ展【その他】 ・第33回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・城下町の人と城と【収蔵品展】 ・火縄銃―合戦の流れを変えた武器の登場―【特別展】 ・新春書道展「瑞祥 新春のことば」【特別陳列】
平成15年度 (2003)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第34回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・収蔵品展を開催 ・新春書道展「新春の書」【特別陳列】
平成16年度 (2004)	・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】 ・第35回郷土の愛刀家百人展【特別陳列】 ・収蔵品 火縄銃展【収蔵品展】 ・信玄と謙信―描かれ続ける川中島合戦―【特別展】 ・新春書道展「大地に生きる」【特別陳列】 ・～よみがえれ本丸御殿～名古屋城本丸御殿障壁画復元模写展【収蔵品展】

年度	名称
平成17年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> ・尾張藩と御用絵師【特別陳列】 ・秋の収藏品展 武士のくらし【収藏品展】 ・新春書道展「四季のうた」【共催展】 ・名古屋城障壁画復元模写展【特別陳列】
平成18年度 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> ・武士のそなえ【特別陳列】 ・尾張のやまと絵 田中訥言【特別展】 ・新春書道展「日本の文化・書芸」【共催展】 ・人生山脈茫々「書人-戸田堤山」【共催展】
平成19年度 (2007)	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸御殿の至宝 重要文化財 名古屋城障壁画【一括貸出】 ・名古屋城の武具 刀と鉄砲【収藏品展】 ・新春書道展 梅かおる【共催展】
平成20年度 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> ・城の春 さくらの美術【特別展】 ・収藏品展 武士の華 よろい・かぶと【収藏品展】 ・失われた国宝 名古屋城本丸御殿 -創建・戦火・そして復元【特別展】 ・新春書道展 道【共催展】
平成21年度 (2009)	<ul style="list-style-type: none"> ・江戸時代尾張の絵画 巨匠 中村竹洞【特別展】 ・天守閣再建50周年記念展 名古屋城天守閣物語【収藏品展】 ・天守閣再建50周年記念特別陳列 新発見！名古屋城絵図【その他】 ・よみがえる輝き 名古屋城本丸御殿障壁画復元【一括貸出】 ・復元模写展開催記念 重要文化財本丸御殿障壁【その他】 ・新春書道展 名古屋開府400年記念 開く-道開く、花開く、心を開く-【共催展】 ・自然昆虫展
平成22年度 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> ・狩野派と名古屋城400年【特別展】 ・名古屋新名所絵展【共催展】 ・武家と玄関 虎の美術【特別展】 ・戦火と名古屋城【その他】 ・本丸御殿 玄関工事一部公開 玄関模写展示 ・開府400年記念 名古屋城所蔵武具100選【企画展】 ・名古屋城収藏品展 武家のすがた【収藏品展】 ・刀【その他】
平成23年度 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> ・表書院上棟記念 表書院障壁画・模写【その他】 ・王と王妃の物語 帝鑑図大集合【特別展】 ・本丸御殿たぐいまる建築中～名古屋城本丸御殿障壁画復元模写展【特別陳列】 ・昆虫標本の展示会
平成24年度 (2012)	<ul style="list-style-type: none"> ・～刀剣の装い展～【その他】 ・受け継がれる祭り-時をこえる尾張・名古屋の華-【特別陳列】 ・二条城二の丸御殿と名古屋城本丸御殿【特別展】 ・刀に想う【収藏品展】 ・まもなく公開！名古屋城本丸御殿障壁画復元模写Ⅱ【特別陳列】
平成25年度 (2013)	<ul style="list-style-type: none"> ・本丸御殿 玄関・表書院公開記念 本丸御殿復元への歩み・一步一步【特別陳列】 ・金シャチ(10分の1モデル)にタッチ【その他】 ・巨大城郭 名古屋城【特別展】 ・本丸御殿を実感！障壁画複写展【その他】 ・武器武具大百科【特別陳列】 ・百花繚乱・多士済々【特別陳列】 ・刀剣展 ～黒田官兵衛の時代に活躍した武将たち～【その他】
平成26年度 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> ・天下人への道-信長、秀吉、家康の合戦-【特別展】 ・天下にかける夢【特別陳列】 ・名刀展-尾張に伝わる刀剣-【その他】
平成27年度 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> ・もうすぐ対面所・下御膳所公開開始！よみがえる名古屋城本丸御殿【特別陳列】 ・本丸御殿対面所・下御膳所公開記念 刀剣展-尾張に伝わる刀剣-【その他】 ・名古屋城の自然・昆虫展 ・戦後70年 絵手紙は伝える 101の記憶と思い展
平成28年度 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ・描かれた名古屋城、写された名古屋城【特別展】 ・スターウォーズ展 未来へ続く創造のビジョン。【その他】
平成29年度 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> ・刀剣展-尾張に伝わる刀剣-【その他】

5. 現天守閣の価値

ここまで、「市民の機運の高まりによる再建」、「昭和30年代の建築技術と再建天守閣の位置づけ」、「城郭における建造物整備の歴史の中での位置づけ」、「博物館としての活用」という4つの視点から、現天守閣の評価を試みた。

(1) 市民の機運の高まりによる再建

昭和20年の戦災で焼失した名古屋城の再建は、戦後の住宅不足等の生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民より自ずと声が上がりが始め、行政がその声に後押しされる形で推し進められた。募金活動は広く県下で行われ、愛知県をあげての一大事業であったと評価できる。名古屋城天守の再建は、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附と共に実現した、戦災復興の象徴であると考えられる。

(2) 昭和30年代の建築技術と再建天守閣の位置づけ

名古屋城天守が整備された昭和30年代は、耐震耐火構造、都市の不燃化が求められた戦後復興の只中であり、再建においてはそのような歴史的背景の中、SRC造が採用された。

また、豊富な根拠資料に基づいて外観復元された大規模城郭建築において、ケーソン工法が初めて適用された事例であると考えられるが、一方で、ケーソン施工により石垣に悪影響を及ぼしたという側面もあった。

(3) 城郭における建築物整備の歴史の中での位置づけ

昭和34年に整備された名古屋城天守は、昭和30年代の城郭における建造物整備としては典型的な事例である一方で、同じように明治以降も天守が残りながら戦災で焼失し外観復元による整備がなされた他の4城と比べても、その根拠資料の豊富さとそれに基づく外観復元は、他の城郭には見られない特徴であると位置づけることができる。

(4) 博物館としての活用

昭和37年の博物館相当施設の指定後、大天守閣では、重要文化財等を含む各種展示が実施されてきており、博物館の目的の一つである一般公衆の教養に資することを達成してきた。

また、小天守閣においては、旧本丸御殿障壁画や昭和実測図、その他史資料約5000点や寄託品約500点を収蔵しており、名古屋城天守閣は、復興の象徴としての城郭の再建であると同時に、展示・収蔵機能を兼ね備えた博物館として市民生活に寄与してきたと言える。

1-4 天守閣復元の意義

名古屋城では、戦災等によって多くの建造物が失われているが、失われた建造物の往時の形状、規模、意匠、構造等を具体的に示す、『金城温古録』をはじめとする文献や絵図、更には「昭和実測図」や「ガラス乾板写真」といった復元に耐え得る史資料が現存している。それらの史資料の分析及び発掘調査等に基づき、極めて精度の高い復元整備が行える可能性が高い。

現天守閣はそのような多くの資料に基づいて外観復元されているが、再建から約60年が経過し、耐震性などの諸課題が顕在化している。

1. 現天守閣の課題

(1) 建物

- 現在の天守閣は、最上階階段の防火区画が形成されていない（建築基準法施行令第112条昭和44年5月1日）ことや、避難階段までの歩行距離が現行基準を超えている（建築基準法施行令第121条昭和44年5月1日施行）ことをはじめとして、建築基準法等、天守閣再建後に法改正された基準を一部満たしていない（既存不適格）。
- 平成22年度（2010）に実施された「名古屋城天守閣耐震対策調査」によると、大天守閣の耐震性能を示すIs値は、各階とも基準値である0.6を下回っており、最も低い数値が見られたのは、7階のX（南北）方向で0.14であった。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定める基準において、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対して「倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と評価される結果である。
- コンクリートの中性化深さ試験の結果、大天守閣において重度の劣化が、小天守閣においては中度の劣化が発生している箇所が一部見受けられた。
- 再建後半世紀が経過するため、経年によりエレベーター等の設備の老朽化や、外壁の剥離等が発生している。

(2) 石垣

- 天守台の石垣については、平成23年度（2011）に「名古屋城天守台石垣健全性評価」が実施され、大天守北面と小天守西面の石垣が、安定上最も問題がある部分であるとの結果が出ている。
- 天守台周辺の石垣には広く被熱した石が分布しており、石材の劣化が著しい部分が見られた。
- 目視観察において、数か所の石垣で孕み出しが見られ、特に大天守北面及び小天守西面で顕著であった。
- 孕み出し指数による評価においては、5ヶ所の石垣で「やや不安定」であるという結果となった。大天守北面の孕み出し指数が最も高く、4.1であった。（孕み出し指数0～2が「健全」、2～6が「やや不安定」、6以上が「不安定」）
- 既存ボーリングデータによると、石垣の基礎地盤としては大きな問題はないと考えられるが、大天守北面をはじめ、内堀に面した高石垣においては、石垣下部の背面にやや軟質なシルト層が出現することから、その部分が潜在的な弱点となる可能性が指摘された。
- 間詰石等の抜け落ち、落下が見られ、来場者への影響が懸念される。

(3) 活用

- 現天守閣は、旧本丸御殿障壁画をはじめとする重要文化財や史資料等の展示及び収蔵を行っており、博物館としての機能を有している。しかし、収蔵庫の面積・高さが不足するなど収蔵面の課題や、展示作業にあたって屋根のない屋外通路（橋台）を通らなければならないなど搬出入時の課題がある。
- 大天守閣内部に設置されているエレベーターは、地階から5階までの対応となっており、5階から最上階までは階段を利用することとなるため、バリアフリーに対応していない。

2. 整備方針ごとの利点と課題

現天守閣の抱える諸課題を克服するため、天守閣の耐震改修や木造復元の検討を行ってきた。

(1) 耐震改修の利点

① 現天守閣の価値の保存と継承

昭和34年に再建された現天守閣は、次のように様々な価値を有しており、耐震改修はその価値を保存し、後世に継承することができる。

- 戦後の住宅不足等、生活の根幹に関わる問題が山積している中、市民の機運により再建が推し進められ、莫大な寄附とともに実現した戦災復興の象徴であった。
- 戦災復興の只中であり、耐震耐火構造、都市の不燃化が求められた時代である昭和30年代の歴史的背景の上に選択された建築技術を現代に示している。
- 名古屋城天守閣と同じように、明治以降も天守が残りながら戦災で焼失し外観復元がなされた他の4城と比べても、豊富な根拠資料により外観復元が成された。
- 昭和37年の博物館相当指定後、重要文化財等を含む各種展示が実施されてきており、一般公衆の教養に資することを達成すると共に、旧本丸御殿障壁画などの史資料を収蔵し、博物館として市民生活に寄与してきた。

② 観覧環境の向上

- 耐震改修工事に際して、名古屋城天守が築城された近世期の雰囲気を感じられるよう、内部空間をさらに木目調に仕上げるなど工夫を凝らした内装改修を行うことにより、観覧環境を向上することができる。
- 空調や照明など老朽化した設備を改修することにより、快適な展示空間を維持できる。
- 小天守閣のトイレを全面改修し、乾式化による衛生面の向上や、多機能トイレを設置するなど、便益施設における快適性を高めることができる。

③ 文化的観光面における魅力の回復

- 耐震改修工事を機に、内外装や展示の全面的な見直しを行うことによって、文化的観光面における魅力を向上させることができる。

④ 既存建物の活用

- 現天守閣が有する博物館機能を維持できる。
- 西之丸に建設予定の展示収蔵施設に収蔵できない史資料を、耐震改修工事完了後、天守閣内に展示・収蔵することができる。
- 既存建物を活用することができるため、既存建物を取りこわし新たな建物を建設する建替え工事よりも、工期が短縮でき天守閣閉鎖期間を最小限に止めることができる。

⑤ 遺構の保全

- 耐震改修工事においては既存建物の解体等が伴わないため、特別史跡の本質的価値を構成する要素である天守台石垣に対しては、現状の保全状況を維持することが可能である。

(2) 耐震改修の課題

① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題

- 現天守閣は、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。そのため、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進につながりにくい。
- 耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することはできないため、築城当時の間取りを復元することはできない。すなわち、近世期の天守における、木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴などにみられる、城郭の用途や機能、歴史的背景の実感が得難い。

② 耐震改修工事における課題

- ・耐震壁等の設置により内部空間が制限されるため、展示収蔵機能について改修の検討や観覧動線の見直しが必要となる。
- ・現天守閣は、再建以来大規模な外部改修工事を行っておらず、外壁の浮きや剥離等劣化が進行しているため、耐震改修工事とは別途検討が必要である。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食への対策を要する。
- ・天守閣再建後に法改正された基準について、満たしていない事項を更に精査し、今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、管理者として、現行基準に適合させるかどうか検討が必要である。
- ・今後、屋根の劣化に伴い葺き替えを実施する場合、天守閣再建後に法改正された基準についてもすべて適合させる必要があることが判明している（遡及適応）。
- ・現天守閣は5階までしかエレベーターが設置されていない。来場者が最上階である7階へと円滑に移動するためのバリアフリー対策が必要である。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における展示や対応方法の再検討も必要である。

③ 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣の展示収蔵機能は、収蔵面や搬出入面等の課題がある。

④ 天守閣の閉鎖に伴う課題

- ・耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

⑤ 天守台石垣にかかる課題

- ・耐震改修工事を行うにあたっては、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法、対策をとる必要がある。
- ・天守台石垣を適切に保全するため、十分な調査を行い、保全のための対策を実施する必要がある。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に対する安全対策が必要である。

(3) 木造復元の利点

① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の更なる理解促進

- ・復元に耐えうる根拠資料等に基づき、外観だけではなく内部空間を含めて、より真実性の高い復元整備を行うことにより、往時の名古屋城天守の姿が再現され、次の観点から特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解をさらに促進させることができる。
- ・木造復元が進む本丸御殿と共に、名古屋城本丸において、近世期を実感できる歴史的、文化的空間を甦らせることができる。それにより、戦の場である天守と、生活、政治の場である本丸御殿の目的や役割、機能などの違いを実体験することができる貴重な学習の場となり、更なる理解促進につながる。
- ・木造復元天守閣の建物自体が、江戸時代の天守の防衛機能や藩主の物見、武器庫といった役割を学ぶことができる展示機能を新たに有することになり、近世城郭の用途や機能の理解が促進される。
- ・また、木造復元天守閣内において、現天守閣では観覧することのできない、狭間や石落としなど防衛のための建築的特徴を鑑賞することで、築城当時の社会情勢や建築技術を学習する機会につながり、歴史的価値の理解を深めることができる。

② 文化的観光面における魅力の向上

- ・木造復元を行うことにより、特別史跡名古屋城跡の本質的価値を構成する遺構と共に、近世期における天守の姿と歴史的価値を分かりやすく伝えることで、名古屋城の文化的観光面における魅力を向上させることができる。
- ・内部空間を復元することにより、目で見て、手でさわって、鼻で匂いを感じ、木の軋みを耳で聞き、階段を足で登るなど、天守閣の近世期の姿を実感しながら楽しむことができる。
- ・観光庁実施の「外国人旅行者のニーズ把握調査」において旅行出発前の段階で期待していたことの第6位に「伝統的な景観・旧跡」が挙げられていることから、木造復元天守閣は国内外において大きな観光資源となり、名古屋における文化的観光面の魅力向上につながると考えられる。
- ・木造復元工事にあたって、素屋根内に見学通路を設けることにより、復元中であるからこそ可能な、復元過程や伝統工法の技術を間近で触れられる機会を提供できる。

- ・本丸御殿復元工事においても、工程に応じて約140㎡～約190㎡程度の素屋根内見学通路を設置し約7年間で約114万人の見学者を集めた実績がある。天守閣木造復元工事においては高層の素屋根を設置することになるため、約1,500㎡にわたる見学通路を設置することが可能であり、更に幅広く伝統技術に触れる機会を提供することができると考えられる。

③ 伝統工法による復元

- ・素屋根内見学通路だけでなく、復元過程を映像として記録することにより、ウェブサイトや講演会、また報道媒体による映像放送等を通じて、伝統工法による大規模木造建築の魅力幅広く発信することができる。また、それらの記録は、伝統工法を後世に伝える貴重な教材となり得る。
- ・天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。
- ・伝統工法は日常的な維持管理、中期的な修繕、そして長期的な半解体及び全解体修理を適切に行うことにより、何百年という長期にわたる保存が可能となる。

④ 新技術の導入と伝統技術の融合

- ・名古屋城天守閣の木造復元においては、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価をおこなう。現代の基準において、それらの構造性能を再評価することは、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得る。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

(4) 木造復元の課題

① 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、市民の機運の高まりにより再建が成されたことなど、現天守閣が持つ価値の保存及び、可能な限りの継承に向けた対策を検討する必要がある。

② 木造復元工事にかかる課題

- ・真実性の高い木造復元を行うため、防火、避難の安全性をどのように確保するか検討を要する。
- ・真実性の高い復元を行うと共に、現行耐震基準同等以上の耐震性を確保する必要がある。また、木造大規模構造建築物という、現行基準では他に類似例のない復元を行うため、耐震性能の評価手法についても検討する必要がある。
- ・快適で安全な観覧環境の整備にかかる検討が必要である。
- ・何百年という長期にわたる維持保存を行うためには、長期的な維持保全、修理計画の策定が必要である。
- ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーへの対策をどのように行うか検討を要する。
- ・また、移動の円滑化という観点だけでなく、年齢や障害の有無、言語の違いに関わらず、誰もが楽しめるという観点における検討も必要である。

③ 展示収蔵機能における課題

- ・現天守閣を解体することとなるため、現天守閣が持つ展示収蔵機能を新たに担う代替施設の検討が必要である。

④ 天守閣の不在に伴う課題

- ・木造復元工事期間としては約46か月の間、天守閣の観覧が不可能となり、解体に伴い名古屋のシンボルである天守閣が一定期間不在となる。それにより、入場者数の減少や、名古屋の観光面における魅力の低下が懸念される。

⑤ 天守台石垣にかかる課題

- ・現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際には、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に悪影響を与えない工法・対策をとる必要がある。現天守閣解体及び木造復元工事により、天守台石垣にかかる荷重に変化が生じることや、各種工事が天守台に近接することによる影響など、十分な調査、解析が必要である。
- ・天守台石垣を適切に保全するため、十分な調査を行い、保全のための対策が必要である。また、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に対する安全対策が必要である。

3. 課題への対策

耐震改修及び木造復元の課題に対して、以下のような対策が考えられる。

(1) 耐震改修特有の課題に対する対策

① 特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解促進にかかる課題への対策

- ・前述のとおり、現天守閣は、鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であるため、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴など、近世城郭の用途や機能の理解を深めるような展示機能等の充実を図り、特別史跡の本質的価値の理解につながるよう検討する。

② 耐震改修工事における課題への対策

- ・天守閣再建後に法改正された基準について、満たしていない事項を更に精査し、今後長期にわたって観光客を入場させるにあたり、管理者として、現行基準に適合させるかどうか検討を行う。

また、今後、屋根の劣化に伴い葺き替えを実施する場合、天守閣再建後に法改正された基準についてもすべて適合させる必要があるため、防火設備の設置や、階段の増設などの大規模な改修工事を実施する。

- ・耐震壁等の設置により内部空間が制限されるため、展示収蔵機能についての改修を検討し、全面リニューアルを実施する。また、それに伴い、観覧動線の見直しを行う。
- ・再建以来大規模な外部改修工事を行っていないこともあり、外壁の浮きや剥離等劣化が進行しているため、耐震改修工事に合わせて大規模な屋根及び外壁改修工事を実施する。
- ・コンクリートの中性化や鉄筋の腐食が既に確認されているため、コンクリートの中性化対策や外壁改修を定期的に行うことにより、鉄筋の腐食の進行を留める。また、耐震改修後の長期維持保全を行うにあたっては、すでに腐食している鉄筋や、今後腐食が発生した場合、鉄筋や鉄骨を取り替えることはできないため、柱や梁廻りを補強するなどの検討が今後必要である。
- ・現在、階段でしか上がることのできない最上階までエレベーターを利用することが可能となるよう、エレベーターの改修を行うことにより、移動円滑化（バリアフリー）を促進する。
- ・子どもから高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなどの対応を行うことにより、誰もが楽しめる観覧環境を整える。

(2) 木造復元特有の課題への対策

① 現天守閣の価値の保存と継承にかかる課題への対策

- ・現天守閣が解体されることとなるため、現天守閣の再建された経緯や歴史的背景、採用されていた建築技術、活用されてきた実績を取りまとめると共に、現天守閣を静止画、映像などにより記録する。それらを、復元天守閣内等で展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を広く発信するとともに、後世に伝承する。また、解体に当たって、金鯱、瓦、破風、また、天守閣を軽量化するために用いられた特徴的な技術である鉄骨トラス等、現天守閣を形成する部位に関して、展示やモニュメントへの活用を検討し、現天守閣を偲ばせる部位の保存と伝承を検討する。
- ・現天守閣の価値の一つでもある博物館機能が損なわれることとなるが、木造復元を行い、往時の名古屋城天守の姿を外観、内部空間ともに再現することで、天守閣自体が新たな展示機能を有することにつながり、展示・収蔵という博物館機能のうち展示機能については、形を変えて一部継承されることになる。また、収蔵機能については、後述のとおり対応し、重要文化財等の保管により適した環境を整える。
- ・現天守閣の価値の一つに、市民の機運の高まりにより再建がなされたことがあげられる。それらの記憶を保存する必要がある一方で、本市実施の市民2万人アンケートにおいて、「2020年7月までに優秀提案による木造復元を行う」21.5%、「2020年7月にとらわれず木造復元を行う」40.6%、「現天守閣の耐震改修工事を行う」26.3%、「その他」6.2%、無回答5.4%というような、約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を記録することにも留意しつつ、市民と一体となり、寄附を募ることも含め機運を更に高めることで、新たな名古屋のシンボル化を図る。

② 木造復元工事にかかる課題への対策

- ・防火、避難の安全性については、現行法同等以上の代替案を策定し、シミュレーションなどにより検証した上で、第三者機関の評定や評価を受けることにより確保する。
- ・長期維持保全に必要な、日常的な維持管理計画、中期的な修繕計画、長期的な半解体及び全解体修理計画を策定し、計画的な維持、修繕、修理を実施する。
- ・外観のみならず、内部空間を含めた真実性の高い復元を行うため、バリアフリーへの対策が課題となる。天守閣内での移動の円滑化については、手摺やスロープなどの可逆的な付加機能の設置などの対応を行うと共に、設備だけでは対応が困難な来場者に対しては、介助スタッフを配置し、非設置型の階段昇降機のような最新技術を利用するなど、ハード面、ソフト面、両面での対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能である。
- ・子どもから高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰もが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなどの対応を行うことにより、誰もが楽しめる観覧環境を整える。

(3) 共通の課題への対策

① 展示収蔵機能における課題への対策

- ・両者ともに、現天守閣に収蔵されている重要文化財障壁画やガラス乾板などについては、西之丸に建設予定の重要文化財等展示収蔵施設に展示・収蔵することにより、収蔵面や搬出入面等の課題を解決し、よりよい展示収蔵環境を整える。
- ・その他の収蔵物については、耐震改修の場合、工事完了後、天守閣内の収蔵庫を再利用し、木造復元の場合は、名古屋城の近接地に新たに展示・収蔵を行う施設の建設等を検討し、対応する。

② 現天守閣の閉鎖に伴う課題への対策

- ・耐震改修の場合、耐震改修期間約14か月の間、天守閣を閉鎖することとなり、一時的な入場者数の減少や名古屋の観光面における魅力の低下が懸念されるため、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿を活用するなどの対策を検討する。
- ・木造復元においても、木造復元工事期間約46か月の間、天守閣を閉鎖しなければならないが、また、工事期間は耐震改修よりも長期にわたることから、入場者への影響や観光面における魅力の低下が懸念される。しかし、平成30年度に上洛殿等の完成公開を迎える本丸御殿の活用や、さらに、木造天守復元工事中でしか体験することのできない、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「今しかできない」という付加価値を創出し、観光面においても新たな魅力を発信することにより克服できると考える。

③ 天守台石垣にかかる課題への対策

- ・両者とも、天守台石垣の適切な保全のため、史実調査や立面図、縦横断面図、平面図、三次元点群データの作成などの測量調査、石垣カルテ作成、石材調査、劣化度調査、レーダー探査、段彩図作成などの現況調査、石垣裾部の発掘調査、石垣周辺の地盤調査など、石垣の現状を把握するための十分な調査を行い、その結果を基にFEM解析、DEM解析、実物大モデル振動実験、その他実験やシミュレーションなどにより検証、解析し、保全のための方針を策定した上で対策を実施する。また、石垣の保全対策だけでなく、穴蔵石垣など観覧動線に接する石垣に関して、人命を守るための対策を調査結果を基に十分検討した上で実施する。
- ・耐震改修工事を行うにあたっては、特別史跡の本質的価値を構成する要素である石垣に影響を与えない工法・対策を検討し、実施する。
- ・木造復元にあたっては、現天守閣の解体工事及び木造復元にかかる工事を施工する際、現在行っている調査成果をもとに、現天守閣解体及び木造復元による天守台石垣にかかる荷重の変化や、解体工事、木造復元工事が天守台石垣に近接するという条件を十分に検討、解析した上で、特別史跡である石垣に影響を与えない適切な工法・対策の検討を進め、実施に当たっては計測器等により変化の観測を行う。

4. 整備方針

木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が認められる。

名古屋城天守は、昭和20年（1945）、空襲により焼失し、昭和34年（1959）、鉄骨鉄筋コンクリート造で再建された。

天守閣再建は、生活の根幹にかかわる問題がいまだ山積する中、経済的困難の中でも多額の寄附が集まり、市民の機運の高まりにより実現した。また、豊富な史資料を基に外観復元がなされたものの、都市不燃化や当時の建築技術発展の流れを受け、耐震耐火構造である鉄骨鉄筋コンクリート造が採用され、内部はあくまでも近代的な博物館機能が備えられた。再建された天守閣は、いわば戦後復興の象徴であり、昭和30年代の記憶を現代に保存する貴重な建造物である。

現天守閣は、上記のような確かな価値を有することは間違いない。しかし、一方で、「真実性の高い内部空間の復元が行われていない外観復元建造物」とであるという側面も持ち合わせている。

現天守閣は、先のとおり、外観はほぼ史実に忠実に復元されているが、内部は近代化された鉄骨鉄筋コンクリート造での再建であり、真実性の高い内部空間の復元は行われていない。すなわち、近世期の天守における、木造の柱や梁などの軸組や内装、鋳金具や格天井などの装飾、部屋や階段の配置、狭間や石落としなど防御のための建築的特徴などにみられる、近世城郭の用途や機能、歴史的価値の「実感」が得難い状態であり、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状態である。

再建から半世紀以上が経過した現在、顕在化する諸課題への対応として耐震改修と木造復元の検討を行った。

耐震改修を行った場合、現天守閣の価値を保存、継承できるという利点があるが、それは裏返せば、上述のような、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解が促進され難い状況が継続されるということでもある。

耐震改修を行い、安全性を確保したうえで、内部空間にさらに木目調の仕上げ材を使用するなどの内装改修や、近世城郭の用途や機能等の学びを促す工夫を凝らした展示等を行うことで、一定の理解の促進は達成できると考えられる。だが、耐震改修では、壁や柱などの構造体を変更することは不可能なため、築城当時の間取りまでも再現し、歴史的空間の体感をするのは困難である。

一方で、復元に耐えうる根拠資料等に基づき、より真実性の高い木造復元を行い、外観だけではなく内部空間を含めて、往時の名古屋城天守の姿を再現することができれば、近世期の天守における、木造の柱や梁などの軸組や装飾、木材のにおい、質感などを、時代を超え、実体験することが可能となる。また、現天守閣では観覧することのできない狭間や石落としなど、城郭建築の特徴を鑑賞することにより、歴史的空間を体感し、天守が本来持つ用途や機能のさらなる理解へとつなげることができる。更に言えば、真実性の高い木造復元を行うことは、同じく木造による復元が進む本丸御殿と共に、名古屋城本丸において、近世期の城郭築城技術を実感できる歴史的、文化的空間の再生へとつながり、ひいては、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解を更に促進させるものと考えられる。

よって、木造復元は、耐震改修と比較して、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点で優位性が高いと考えられる。

しかし同時に、木造復元を行う上での課題も決して軽視できるものではない。

既に述べた通り、木造復元における課題のひとつに、現天守閣が解体されることに伴う、現天守閣の価値の保存と継承への対策があげられる。これに対しては、鯰、瓦、破風等、現天守閣を偲ばせる部位の保存と再活用を検討すると共に、現天守閣の再建された経緯や歴史的背景、採用されていた建築技術、活用されてきた実績を取りまとめ記録し、復元天守閣内等で展示を行うなど、現天守閣が持っていた価値を後世に伝承するため、広く発信し続けることによりその課題の克服を目指す。

また、現天守閣の価値の一つでもある博物館機能が損なわれることとなるが、木造復元を行い、近世期の名古屋城天守の姿を外観、内部空間ともに再現することは、天守閣自体が展示機能を新たに有することにつながり、展示、収蔵という博物館機能のうち展示機能については、形を変えて一部継承されることになると言える。

市民の機運の高まりや寄附により再建がなされたことに対しては、それらの記憶を保存する必要がある一方で、名古屋市実施の市民2万人アンケートにおいて、前述のように約6割が木造復元を求めているという結果も出ている。現天守閣の価値を後世へ伝えつつも、市民と一体となり、寄附を募り機運を更に高め、木造復元により新たな名古屋のシンボル化を図ることもまた、課題を乗り越える方策の一つになり得る。

また、バリアフリーに関する課題については、耐震改修より快適性の低下がみられる可能性があるが、手摺やスロープなどの可逆的な付加機能の設置などの対応を行うと共に、設備だけでは対応が困難な来場者に対しては、介助スタッフを配置し、非設置型の階段昇降機のような最新技術を利用するなど、ハード面、ソフト面、両面での対応を行うことにより、課題を乗り越えることが可能である。また、移動の円滑化といった観点からだけではなく、子供から高齢者に至るまで、また国外からの観光客まで誰しもが楽しめるよう、それぞれに対応したパンフレットの作成や展示の実施、多言語対応の音声ガイド及び案内スタッフを配置するなど、広義の意味でのバリアフリーへの対応を行うことを検討する。その他前述の課題についても、堅実な検討を行うことで克服できるものとする。

加えて、木造復元においては、文化的観光面における魅力の向上や、伝統工法による復元、新技術の導入と伝統技術の融合といった利点が見受けられる。

文化的観光面における魅力については、工事期間中との天守閣の不在という入場者数への影響や観光面における魅力の低下が懸念される状況下においても、復元過程見学のための素屋根内見学通路を設置するなど、「木造復元工事中の今しかできない」という付加価値を創出することで、観光面においても新たな魅力を発信し向上することができると考えられる。

伝統工法による復元の利点としては、天守閣を木造復元することより、伝統工法での復元における課題や検討手法、活用方法等の情報や経験を蓄積し、復元に至るまでの記録と共に広く情報発信することで、その成果を名古屋城だけに留めず、全国の他事例に寄与することができる。

最後に、新技術の導入と伝統技術の融合における利点としては、木造復元を進めるにおいて、大規模木造建築物及び伝統工法の構造的な解析及び評価を実施することで、現代の基準において、それらの構造性能を再評価することとなり、現存する他の伝統建築物の構造評価を行う上でも有益な情報になり得ることがあげられる。また、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり得る。

以上のように、特別史跡内の建造物として、本質的価値の理解を促進するという点において、木造の優位性が高く、また、木造復元における様々な課題や現天守閣が持つ価値に対する対策も可能であると考えられるため、整備方針は木造復元とし、検討を進める。

添付資料

名古屋城本丸御殿復元の経過と成果

名古屋城では、天守閣整備に先行して本丸御殿の木造復元を進めており、平成30年度の完成公開を目指している。焼失前の本丸御殿は近世城郭御殿の最高傑作として二条城二之丸御殿と並び称されており、城郭建築として天守などと共に初めて旧国宝に指定されていた。

そのような貴重な文化遺産であった本丸御殿を、昭和実測図、ガラス乾板写真、金城温古録などの豊富な史資料や、焼失を免れた重要文化財障壁画をもとに復元し、名古屋城の魅力を向上し、市民の新たな誇りの創出を目指すものである。

本丸御殿復元の経過

○名古屋市の名古屋城に関する調査、構想、計画

昭和53年度	旧国宝名古屋城本丸御殿資料調査
昭和60年度	木造伝統技術の研究
昭和62年度	名古屋城整備の基本構想調査報告書
昭和63年度	名古屋市新基本計画、名古屋城整備基本計画調査報告書
平成2年度	木造伝統建築物課題調査
平成3～7年度	名古屋城整備課題調査
平成9年度	名古屋城本丸御殿復元課題調査
平成10～13年度	名古屋城本丸御殿復元課題検討委員会
平成17年度	特別史跡名古屋城跡全体整備計画検討委員会
平成18年度～現在	特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会 特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会建造物部会

○市民参加の取り組み

- ① 春姫道中 平成7年度から現在まで 計23回開催
- ② 名城カウントダウン2010
- ③ 名古屋城本丸御殿PRイベント 平成18年度～平成21年度
- ④ 名古屋城本丸御殿復元推進委員会 平成18、25、28年度
- ⑤ 募金活動 平成14年度に名古屋城本丸御殿積立基金条例施行
平成28年度末において、約52.5億円の寄付が集まる。(利子除く)
- ⑥ 上下流交流の推進 平成18年度 名古屋城本丸御殿復元支援実行委員会が中津川市に設立
平成20年度～現在 平成の名古屋市民の森づくり
平成25年度 木曾裏木曾パネル展

○御殿の理解を深めるための事業

- ① 名古屋城本丸御殿おもしろゼミナール 平成18年度
- ② 名古屋城本丸御殿の魅力探訪 歴史文化講演会 平成19～22年度
- ③ 名古屋城検定 平成20年5月10日(御殿の日)～現在
- ④ 名古屋環境大学 本丸御殿講座 平成19年度、平成21年度

○音楽などによる復元気運を高めるための事業

- 平成18年度 名古屋城本丸御殿復元に向けたシンボルマーク誕生、交響詩・名古屋城の初演
平成19～20年度
新妻聖子ライブ、コンサート 本丸御殿復元イメージソング煌めきの未来へ
平成20年度 ゆめつくり狂言会

○名古屋城の特別展

- 平成19年度 本丸御殿の至宝 重要文化財名古屋城障壁画
平成20年度 失われた国宝 名古屋城本丸御殿一創建・戦火・そして復興
平成22年度 開府四〇〇年記念名古屋城特別展「狩野派と名古屋城四〇〇年」
平成23年度 王と王妃の物語 帝艦図大集合
平成24年度 將軍の愛した障壁画 二条城二の丸御殿と名古屋城本丸御殿
平成25年度 巨大城郭 名古屋城
平成26年度 天下人への道 一信長、秀吉、家康の合戦一
平成28年度 描かれた名古屋城、写された名古屋城

○地元技能者の活動

- ① 名古屋市技能職団体が募金箱を寄贈
- ② 上洛殿8分の1模型の組立てを公開

○伝統技能の継承

- ① 工事現場の見学
・素屋根内部見学通路、木材加工場、原寸場見学通路、工事見学コーナー、現場見学会
- ② 匠体験塾
- ③ 匠の写真館
- ④ 復元過程の記録制作

○本丸御殿のイベント

- 平成21年 1月19日 着工記念式典
平成23年 7月12日 上棟記念式典
平成25年 5月23日 玄関・表書院の完成記念式典
平成25年 5月29日 玄関・表書院オープニングセレモニー
平成25年11月24日 名古屋城本丸御殿玄関・表書院公開記念
平成26年 5月10日 本丸御殿入場者100万人記念
平成26年 5月29日 公開1周年記念セレモニー
平成28年 1月23日 対面所・下御膳所公開カウントダウンボード除幕式
平成28年 5月30日 対面所・下御膳所公開記念式典
平成28年 6月1日 対面所・下御膳所オープニングセレモニー
平成28年10月8日 本丸御殿ミュージアムショップオープン
平成29年 4月1日 孔雀之間利用開始

○復元工事

平成18年11月7日	本丸御殿復元に関連する発掘調査
平成20年6月23・24日	本丸御殿跡発掘調査見学会
平成21年1月19日	本丸御殿復元工事着手
平成25年3月29日	第一期工事完了
平成25年5月29日	玄関・表書院公開
平成28年3月31日	第二期工事完了
平成28年6月1日	対面所・下御膳所公開
平成30年3月20日	第三期工事完了予定（全体工事完了）
平成30年6月8日	上洛殿等公開予定

○復元模写

本丸御殿の障壁画は日本画史上最大の画派「狩野派」絵師たちによって描かれ、建物と共に国宝第1号に指定されていた。建物は戦災により焼失してしまったが、襖や障子等の建具や天井板絵など、取外し可能であったものは避難しており焼失を免れ、現在1047面が重要文化財に指定されている。これらの障壁画を400年前の鮮やかな色に甦らせるために、復元工事に先立ち平成4年から本格的な復元模写を開始。忠実に復元するため、当時の絵師たちが用いた技法や素材の分析を重ね、江戸時代の伝統的な画法を明らかにし、狩野派の絵師たちの感性や流麗な技の再生に挑戦している。

また、現存している重要文化財1047面だけでなく、焼失してしまった壁絵等についても、ガラス乾板写真や、現存障壁画、二条城などの他事例を研究し、復元可能な278面を復元する。

本丸御殿復元の成果

○入場者の推移

本丸御殿の公開前の平成24年度から、名古屋城の入場者数は増加傾向にあり、第1期が公開された平成25年度は、約19万人増加しており、第2期が公開された平成28年度は、約45万人増加している。

また、名古屋城入場者数の約7割が本丸御殿を観覧している。

平成24年度	1,472,305人
平成25年度（第1期公開）	1,657,370人
平成26年度	1,641,787人
平成27年度	1,740,178人
平成28年度（第2期公開）	1,919,479人

○素屋根見学通路

素屋根見学者通路設置により、復元過程の一般公開を実施。

約114万人の来場者に、復元過程を間近で感じられる機会を提供した。

第1期（平成21年12月～平成25年4月）	約68万人
第2期（平成25年5月～平成27年9月）	約33.2万人
第3期（平成28年6月～平成29年8月）	約12.1万人

○工事現場見学会

通常は素屋根からしか見ることができない復元工事現場を、1日限定で工事現場内に見学通路を設け、来場者に復元過程をさらに間近で感じられる機会を提供した。

第1期	4回	約6千人
第2期	5回	約6千人
第3期	2回	約2千人

○匠体験塾

本丸御殿復元に携わる職人による匠体験塾を実施し、一般市民に匠の技を体験する機会を提供。

第1期	開催数4	参加人数2101人	職人が教える継手制作体験（少人数制）、左官・カンナかけ、柿打ちの体験
第2期	開催数4	参加人数4151人	職人が教える仕口制作体験（少人数制）、左官・カンナかけ、柿打ち、彫金の体験
第3期	開催数1	参加人数45人	職人が教える継手制作体験（少人数制）

○復元過程映像制作

復元過程の映像を撮影・記録し、ウェブサイトにて幅広く公開中。

また、本丸御殿を取り上げた報道媒体の制作の材料として利用されている。

第1期公開まで	制作数	37本
主な内容	墨出し、原寸図、左官工事（土づくり～）、礎石据え付け、ひかり付け、建方、虹梁の彫刻、和釘づくり、飛燕垂木加工・取付け、柿葺き、破風板加工・取付け、破風金具取付け、獅子口作成、鴨居加工・取付け、鋳金具作成、懸魚の彫刻・取付け、匠体験塾、現場見学会、森づくり	
第2期公開まで	制作数	21本
主な内容	桁・梁加工、建方、原寸型板、手すき和紙、たたき、破風板・懸魚加工、いろり石据え付け、腰高障子、床下格子枠の加工・取付け、対面所格天井、上台所塗籠天井、上台所本瓦葺き、彫刻欄間、第1期復元のあゆみ	
第3期公開まで	制作数	6本（制作予定含む）
主な内容	建方、障壁画表具、第2期公開式典等 他	

1-5 復元時代の設定の概要

(1) 天守の変遷

名古屋城は慶長14年（1609）にはその築城が決定されたと推定される。同15年（1610）に天守台を含む石垣が完成し、同17年（1612）に天守が完成した。当初の大天守は5層のみ銅板葺で、それより下層は本瓦葺だった。

それ以後は、尾張藩が維持管理に努め、寛文9年（1669）から元文5年（1740）までの間に大小計13回の修理がなされた事が史料により分かっている。（以上第Ⅰ期）

そして宝暦2年（1752）から同5年（1755）にかけて石垣解体修理を伴う大規模な修理がなされた。一階・二階外周を解体し西側、北側の石垣積み直し、一階・二階通し柱の引き起こしによる傾斜の是正、揚屋による不同沈下の是正がなされ、更にそれまで本瓦葺きだった二階から四階までの屋根も五階と同じ銅板葺きとされた。その後は大きな改変を受けることなく、幕末を迎えた。

明治4年（1871）の廃藩置県後、名古屋城も国の所有となり、翌5年（1872）には東京鎮台第三分営となり、陸軍省が管理している。明治26年（1893）には宮内省に移管され名古屋離宮となり、本丸御殿は天皇行幸に使われた。

昭和5年（1930）には名古屋城が名古屋市の下賜され、同年天守は本丸御殿などと共に旧国宝に指定された。翌年（1931）には天守の一般市民への公開も始まった。（以上第Ⅱ期）

しかし、昭和20年（1945）5月の空襲により惜しくも焼失した。一方、戦前の昭和7年から実施されていた実測調査および実測図作成は戦後も継続され、昭和27年1月に実測図面279枚が完成した。（以上第Ⅲ期）

戦後になり天守再建の世論が高まり、昭和31年に名古屋城再建準備委員会が結成され、耐震耐火構造による大天守・小天守の再建の方針が示された。昭和32年に実施設計が完了し、工事に着工、昭和34年10月に地下一階地上七階鉄骨鉄筋コンクリート造の大天守閣が竣工した。（以上第Ⅳ期）

(2) 復元時代の設定

上述のような変遷の中、天守の復元時代の設定としては以下の時期が想定される。

Ⅰ期：創建時 Ⅱ期：宝暦修理後～焼失前

これらの時期に下記（表1）のような史料が遺されており、次項表2のように、各々の時期の天守の姿、形状を把握することができるが、中でも以下の4つが復元根拠史料として特に重要な史料である。

- ①昭和実測図及び野帳 ②古写真史料 ③金城温古録 ④宝暦大修理関連史料

表-1.5.1. 遺されている史料

史料名	成立年代	編纂・著者・撮影者・作成	所蔵	概要
『国秘録』	不明	奥村得義	徳川林政史研究所 公益財団法人東洋文庫 名古屋市蓬左文庫	・奥村得義が『金城温古録』を編むにあたって集めた史料の集成。
『熱田之記』	不明	不明	名古屋市鶴舞中央図書館	・熱田神宮及びその周辺に関する地誌。 ・筆録されている「尾州名護屋御天守御材木」は『蓬左遷府記稿』の「名古屋御城御本丸御殿御天守御用材木」とほぼ同内容の史料で、『蓬左遷府記稿』と共に名古屋城天守の用材の材種に関する重要な史料。
『金城温古録』	文政4年(1821) ～明治42年(1909)	奥村得義・奥村定	名古屋市蓬左文庫 公益財団法人東洋文庫 名古屋市鶴舞中央図書館 (写本)宮内庁 (写本)名古屋城総合事務所	・名古屋城に関する百科事典的史料。 ・奥村得義が文政四年に尾張藩から「名古屋城古義」の編纂を命じられ、その後没するまで記し続けた大著。 ・前半部を献上した2年後の文久二年(1862)、後半部の草稿を残して得義が没したため、養子の定が編纂を引継ぎ、明治35年(1902)に清書を完成させ徳川家に献納。 ・草稿本、清書本が左記に文蔵。
『蓬左遷府記稿』	文化14年(1817)	加藤品房	名古屋市蓬左文庫 (写本)名古屋市鶴舞中央図書館 (写本)名古屋城総合事務所	・名古屋城築城に関する資料集成。 ・各種史料を引用し、それぞれの最後にその出典と、引用が全文か略文なのかを朱字で記されている。 ・天守復元に際しては本書所収の「名古屋御天守間数」「名古屋御城御本丸御天守御用材木」の二つが重要。
宝暦大修理関連史料	宝暦5年(1755)	不明	伊藤家 名古屋市鶴舞中央図書館 名古屋城総合事務所 名古屋市蓬左文庫	・宝暦2年(1752)～同5年(1755)に行われた名古屋城天守大修理工事全般に関する絵図、文献史料。 ・麓和善・加藤由香により各史料の伝来経路、所蔵先、内容の詳細な分析が明らかにされた。 ・各史料は一般図としての平面図、立面図、断面図の他、創建時から大きく外観が大きく変わる銅瓦葺き屋根の施工図、孕んだ石垣を修理するための工程、工法の書かれた施工図、工事全体の仕様書、工事日誌等であり、宝暦大修理の内容を詳細に知ることができる。
徳川慶勝撮影写真	幕末 [文久元年(1861)以後]	徳川慶勝	徳川林政史研究所	・尾張藩14代藩主 徳川慶勝が撮影。・全て外観写真 ・城が城として機能していた、現役の姿が写真として遺されている貴重な史料。
壬申検査関係写真	明治5年(1872)	横山松三郎	東京国立博物館	・明治初期の寺院取り壊し、宝物散逸に危機感を抱いた文部省博物館事務所が行った近代初の文化財調査「壬申検査」の際に撮影されたもの。
ガラス乾板写真	昭和15年度～	村沢文雄 他	名古屋城総合事務所	・名古屋市により昭和15年度から開始された国宝建造物を対象とした撮影事業により名古屋城内では565枚が撮影された。その後空襲によりガラス乾板の一部が失われ、他機関所蔵の写真を複製するなどの増減を経て、現在、名古屋城事務所に738枚のガラス乾板が所蔵されている。その内、天守を撮影したものは79枚(焼失後の天守台石垣を写した2枚を含む)。 ・各方向から詳細に撮影したこの写真史料が他の城郭には無い大変重要かつ貴重な史料である。
昭和実測図	昭和7年(1932) ～昭和27年(1952)		名古屋城総合事務所	・昭和7年から開始された名古屋城国宝建造物の実測事業により作成された実測図面。 ・足場を組み天守の鯨まで実測し、金具や破風は拓本をとり、それらをもとに実測図面が作成された。 ・昭和実測図：全282枚。内、大天守56枚、小天守15枚。
昭和実測図野帳	昭和7年(1932) ～昭和18年(1943)		名古屋城総合事務所	・上記昭和実測図作成のために作業に使われた野帳。 ・昭和実測図には記載されていない実測数値が書かれているため重要な復元根拠史料となる。
木子文庫図面	不明	不明	東京都立中央図書館 木子文庫	・明治24年濃尾地震後に、その被害状況記録として宮内省が作成した図面と考えられる。 ・「本丸・深井丸・西之丸地図」では石垣を「旧形之俣」「崩壊」「孕み」に分けて震災石垣破損箇所調査がされている。 ・この図において天守台は「旧形之俣」となっている。
名古屋離宮図	大正	宮内省内匠寮	宮内庁管理部	・宮内省内匠寮作成の実測図。全八枚。・離宮総図、本丸御殿図、大小天守、各櫓、附属建物の各図面からなる。 ・二層以上の建物については各層が貼り込み式になっており、このような名古屋城図面はこの他にはない。
大正8年実測図	大正8年(1919)	宮内省内匠寮	宮内庁管理部	・宮内省内匠寮により作成された実測図。調査日時が大正八年四月と記入されている。 ・名古屋離宮俯瞰図に始まり、樹木まで描かれた総図、本丸御殿、大天守、小天守、櫓、渡櫓門、附属建物の各平面図と附図からなる。 ・現存図は15枚であるが、図面には通し番号が付けられているが欠番もあることから、当初は30枚以上のセットであったと考えられる。

表-1.5.2 天守の時代区分と史料及び外観の変遷

		時代区分	
		第Ⅰ期 創建時～宝暦修理前	第Ⅱ期 江戸期：宝暦修理後～幕末 明治・大正～焼失前
史料	遺構	・天守台石垣： 宝暦大修理で北面、西面、東面・南面の一部を積替え	
	写真	・徳川慶勝撮影写真(幕末)	・ガラス乾板写真 ・壬申検査関係写真
	図面		・昭和実測図 ・昭和実測図野帳 ・木子文庫図面 ・名古屋離宮図 ・大正8年実測図
	絵文文献	・『国秘録』 ・『熱田之記』	・『金城温古録』 ・『蓬左遷府記稿』 ・宝暦大修理関連史料
外観の変遷	大天守南面立面図	<p>五階屋根：銅瓦葺き</p> <p>一～四階屋根：土瓦</p> <p>破風：黒漆</p>	<p>五階屋根：銅瓦葺きのまま</p> <p>二～四階屋根：銅瓦に葺き替え</p> <p>破風：銅板葺き</p> <p>一階屋根の：土瓦のまま</p> <p>銅製豎樋の設置</p> <p>地階：明り取り窓の増設 (修理前：東面1カ所→修理後：南面1カ所、東面2カ所)</p>
	大天守南面立面図	昭和実測図に追記	

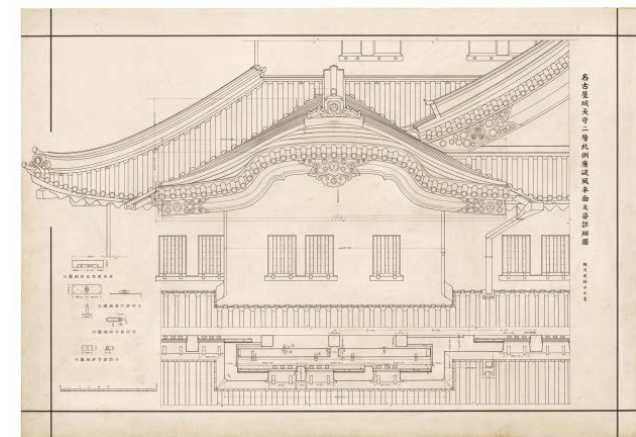
(2) - 1 重要な復元根拠史料の概要

① 昭和実測図及び野帳

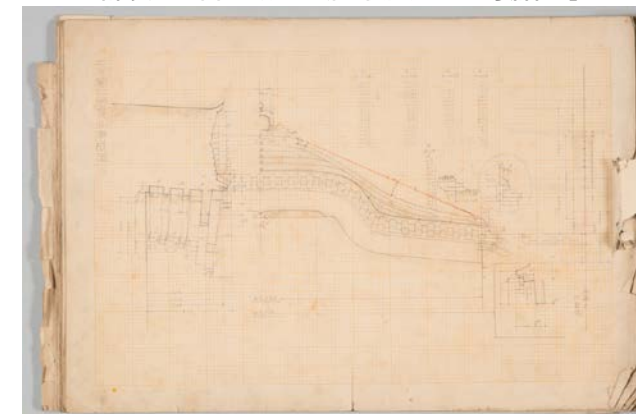
復元設計の依拠史料としてまず第一に昭和期に作成された実測図面が挙げられる。天守を含む名古屋城内の建物は昭和7年から継続して実測調査がされていた。戦争が激しくなるに従い実測作業は中断され、昭和20年に天守・御殿は焼失するが、戦前の実測の成果は昭和27年に実測図282枚として結実した。天守については大天守56枚、小天守15枚の計71枚の図面が作成されている。これらの図面は、10年近く名古屋城の実測を続けた技術者が、それらの建物の焼失を目の当たりにしたあと、それでもそれらの建物を紙の上で永久に遺す事を意図して描いた図面である。これほど高精度の図面が大量に残されている建物は非常に珍しく、この図面に注がれた熱量の多さ、精神性の高さによって、今回の復元の「形態と意匠」の真実性が担保される事になる。また、これら昭和期実測図の作成に当たり、作業に使われたと考えられる計279枚の野帳が各ブロックごとにまとめられている。この野帳も、図面には無い実測数値が書かれており、重要な復元根拠となる。

「昭和実測図」作成の経緯については『名古屋城史』（名古屋市 1959年）の第五章第一節第二項「名古屋城の実測事業」（一円俊郎氏筆）に詳しい。昭和6年に名古屋城が市に移管された際、当時名古屋高等工業学校の校長だった土屋純一氏が実測調査の必要を主張し、翌昭和7年から市の事業として実測が開始された。昭和7年5月3日には土屋氏に実測の顧問が嘱託されている。実測を担当したのは名古屋市土木部建築課で、戦時中に作業は一時中断され、戦後の昭和27年1月に製図が完了したとの事である。なお、同じ昭和27年3月29日には名古屋城跡が特別史跡に指定され、翌28年3月31日には二之丸庭園が名勝に指定されている。また昭和27年3月～28年9月には東南隅櫓修理がなされており、実測図が完成した時期は、戦後の名古屋城整備が再開した時期でもあった。

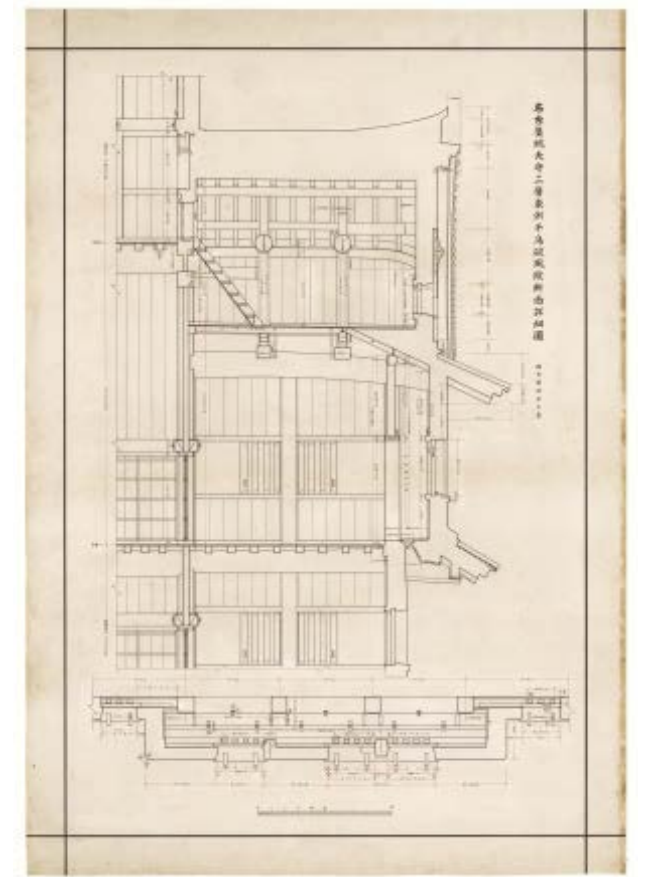
この実測図のうち、50枚は『名古屋城』上中下（名古屋市役所 1953年3月）の下巻に収録されている。また昭和52年～54年にかけて天守再建20周年記念として『舊國寶名古屋城天守閣圖面集』1～4（名古屋市）が刊行されており、計56枚の天守の図面が収録された。



昭和実測図「名古屋城天守二層北側唐破風平面及姿詳細図」



昭和実測図野帳「名古屋城天守二層北側唐破風」



昭和実測図「名古屋城天守二層東側千鳥破風縦断面詳細図」

出典：昭和実測図 名古屋城公式HP昭和実測図閲覧サービス

② 古写真史料

次に戦前に撮影された写真のガラス乾板が名古屋城及び東京国立博物館にある。例えば昭和13年に帝国美術院付属美術研究所が障壁画を主体に写真撮影を行っており、ガラス乾板525枚が東京文化財研究所に現存している。

建造物を対象とした撮影としては名古屋市によるものが最も体系的な撮影だった。昭和15年度から御下賜10周年記念事業として城内の写真565枚が撮影されている。この時の撮影者は村沢文雄氏で、建物については服部勝吉氏、障壁画については田中一松氏がそれぞれ監修している。この時の写真は昭和17年(1942)に『國寶史蹟名古屋城』上下巻として名古屋市から刊行された。その後も写真の撮影はなされ、一方写真集作成のため東京に送られていたガラス乾板の一部が空襲で失われ、他機関所蔵の写真を複写するなどの増減もあり、現在名古屋城には738枚のガラス乾板が所蔵されている。それら名古屋城所蔵の物に、東京国立博物館所蔵のガラス乾板を加えた大部分の写真が、平成12年(2000)に『懐古國宝名古屋城』として名古屋城振興協会から刊行されている。

以上は朝日美砂子「巨大城郭名古屋城―幸福にして不幸なる城」(『名古屋城特別展 巨大城郭名古屋城』名古屋城特別展開催委員会 平成25年)による。

この名古屋城所蔵ガラス乾板のうち、天守については焼失後の天守石垣を写した2枚を含む79枚が現存している。これらが復元設計のための第二の根本史料である。



064 96-21-17 焼失後の天守閣石垣東南面



005 15-1-12 本丸郭内遠景(南西面)



065 97-22-5 焼失後の天守閣石垣南西面

このページの画像の出典は(財)名古屋城振興協会編『懐古國宝名古屋城』平成12年、写真名称も同書のままによる。



044 67-18-16 天守閣(焼失)南面



043 66-18-15 天守閣(焼失)東面北寄部分



069 81-19-4 天守閣一階内西入側(焼失)



081 92-20-8 天守閣五階内長押上(焼失)



070 80-17-18 天守閣一階内橋台上南側の石落及び鉄砲(焼失)



072 83-19-17 天守閣二階内西入側(焼失)



073 84-20-3 天守閣三階内西側千鳥破風内(焼失)



079 88-20-15 天守閣四階内階段(焼失)

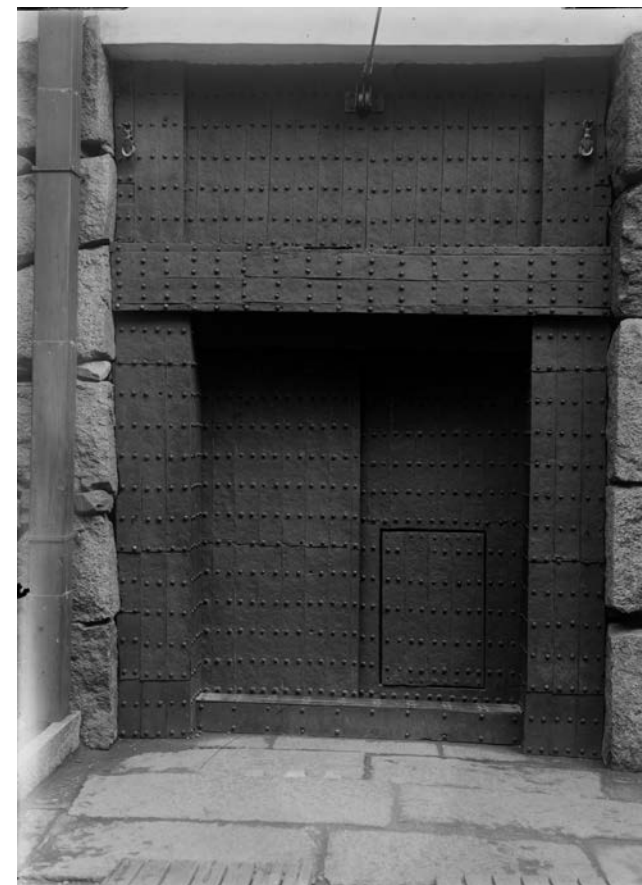
このページの画像の出典は(財)名古屋城振興協会編『懐古国宝名古屋城』平成12年,写真名称も同書のままによる。



026 52-18-8 小天守閣(焼失)西南面



025 52-17-15 小天守閣(焼失)西南面



034 75-34-19 小天守閣橋台口門(奥御門)(焼失)北面



032 57-19-7 小天守閣内地階(焼失)東南側



035 58-19-2 小天守閣内一階(焼失)南入側

このページの画像の出典は(財)名古屋城振興協会編『懐古国宝名古屋城』平成12年、写真名称も同書のままによる。

③ 金城温古録

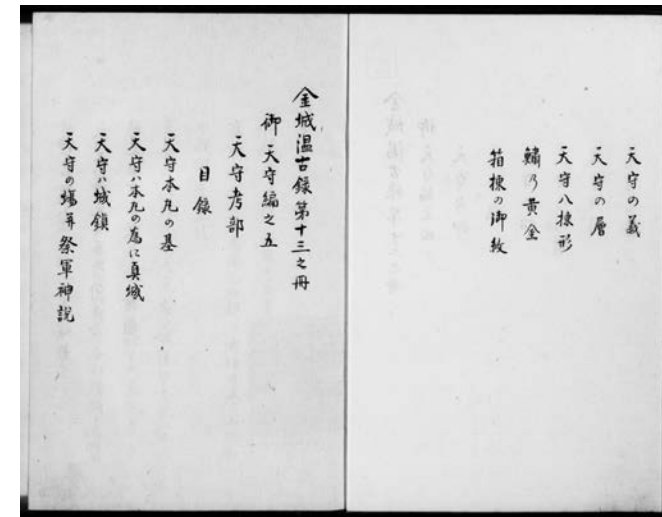
名古屋城に関する史料の収集はすでに江戸時代から始められている。それらの集大成となったのが『金城温古録』で、これが復元のための第三の根本史料である。本書は奥村得義（1793～1862）とその養子・定（1836～1918）が編集した10編64巻の名古屋城に関する百科事典的な基本文献で、全巻の完成は明治35年（1902）である。

尾張藩の掃除中間頭であった奥村得義は文政4年（1821）、「名古屋城古義」として名古屋城の記録をまとめるよう藩命を受け、その後没するまで記し続けた。

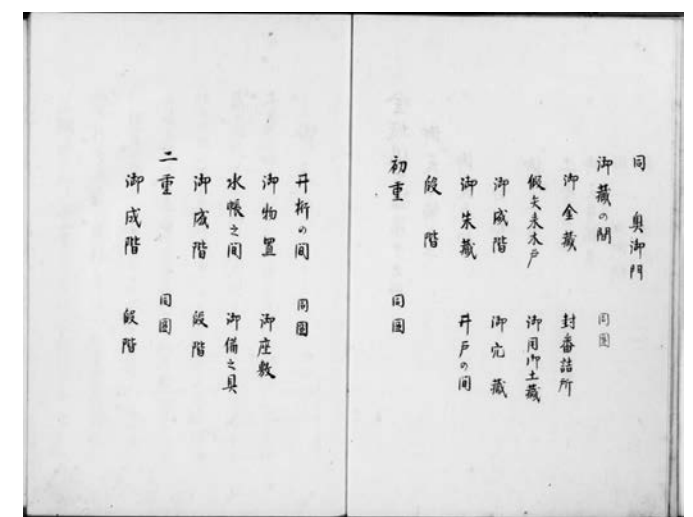
安政5年（1858）、得義は前半部の下書きを終え、万延元年（1860）に四編三十一冊の清書本を藩に献上した。現在、草稿本、得義在世時の清書本、得義没後の養子・定による清書本が、名古屋市蓬左文庫、公益財団法人東洋文庫、名古屋市鶴舞中央図書館などに分蔵され、写本が宮内庁、名古屋城総合事務所に所蔵されている。

その内容は、「凡例編」1～7巻において、城郭一般に関する用語の語源他を解説、つぎに「御天守編」九～十五巻、「御本丸編」十六～二十三巻、「御深井丸編」二十四～三十一巻、「二丸編」三十二～三十七巻、「御城編」三十八～四十五巻、「御城編御秩」四十六～四十九巻、「三之丸編」五十八～六十一巻、「拾遺編」六十二～六十四巻において、各郭の面積や天守の高さから掃除の回数、鍵の掛け方など多義にわたる現状の記述やその沿革を考証、得義による建物の実測、記録に古老知己からの聞き取りも交え、絵図を入れながら詳細に記録している。これにより江戸時代後期の名古屋城の姿を確認することが出来る。

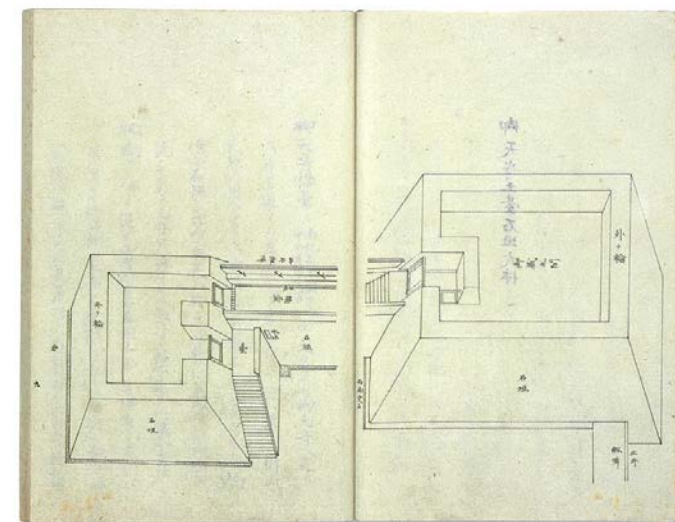
天守については1冊にかなり詳細な記述がなされている。現在の研究からみると、誤っている記述もみられるが、当時の状態を示す重要な史料であることにはかわりはない。以下その内容を整理した一部を掲載する。



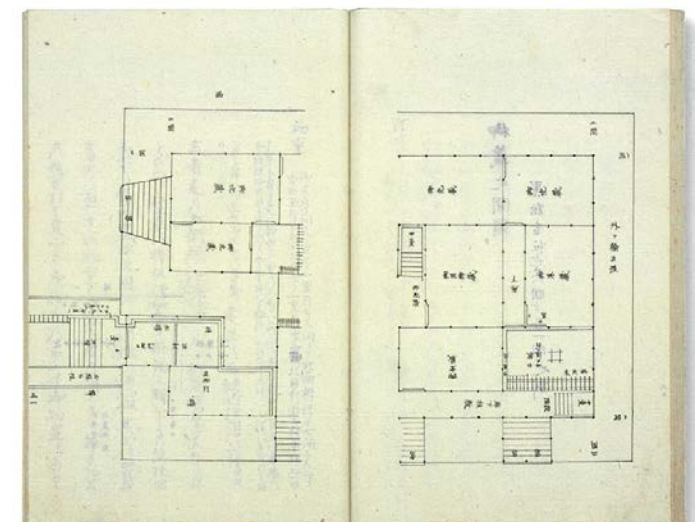
『金城温古録』(※2)



『金城温古録』(※2)



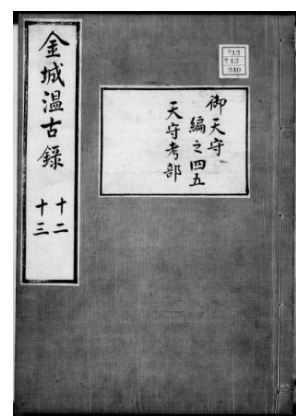
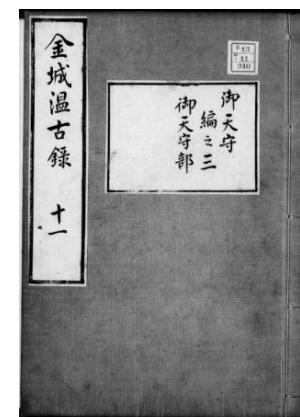
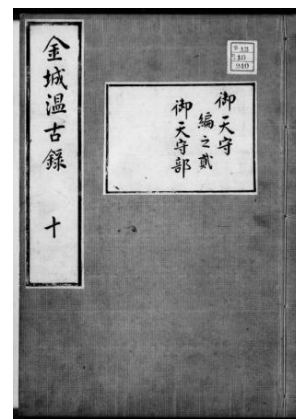
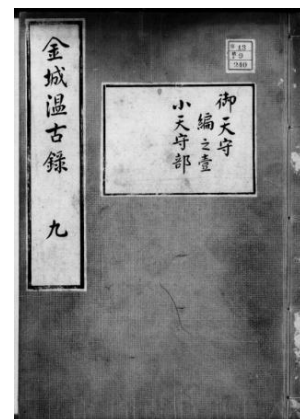
『金城温古録』巻10 御天守編之三 御天守部「御天守土台石垣大体」名古屋市蓬左文庫(※1)



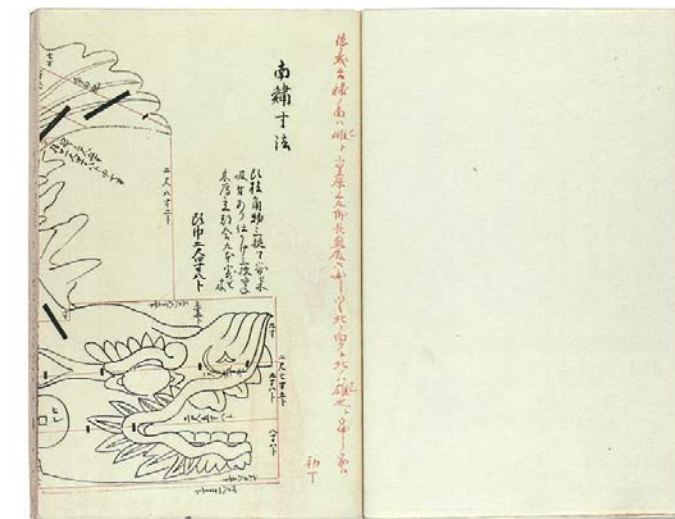
『金城温古録』巻10 御天守編之三 御天守部三「御蔵之間」名古屋市蓬左文庫(※1)



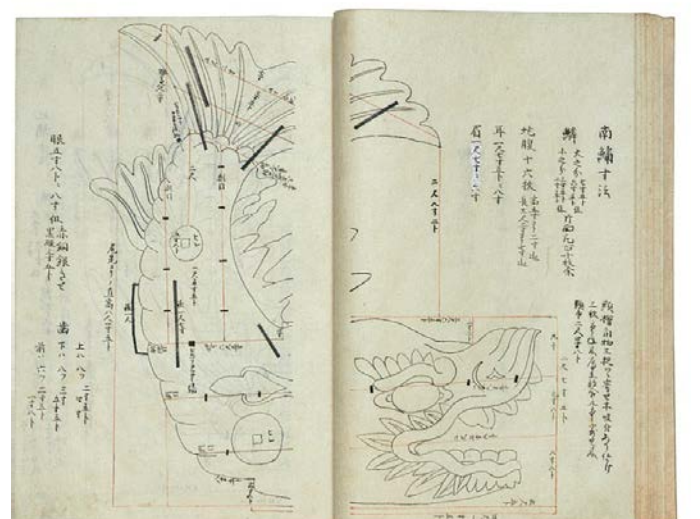
『金城温古録』公益財団法人東洋文庫所蔵(※1)



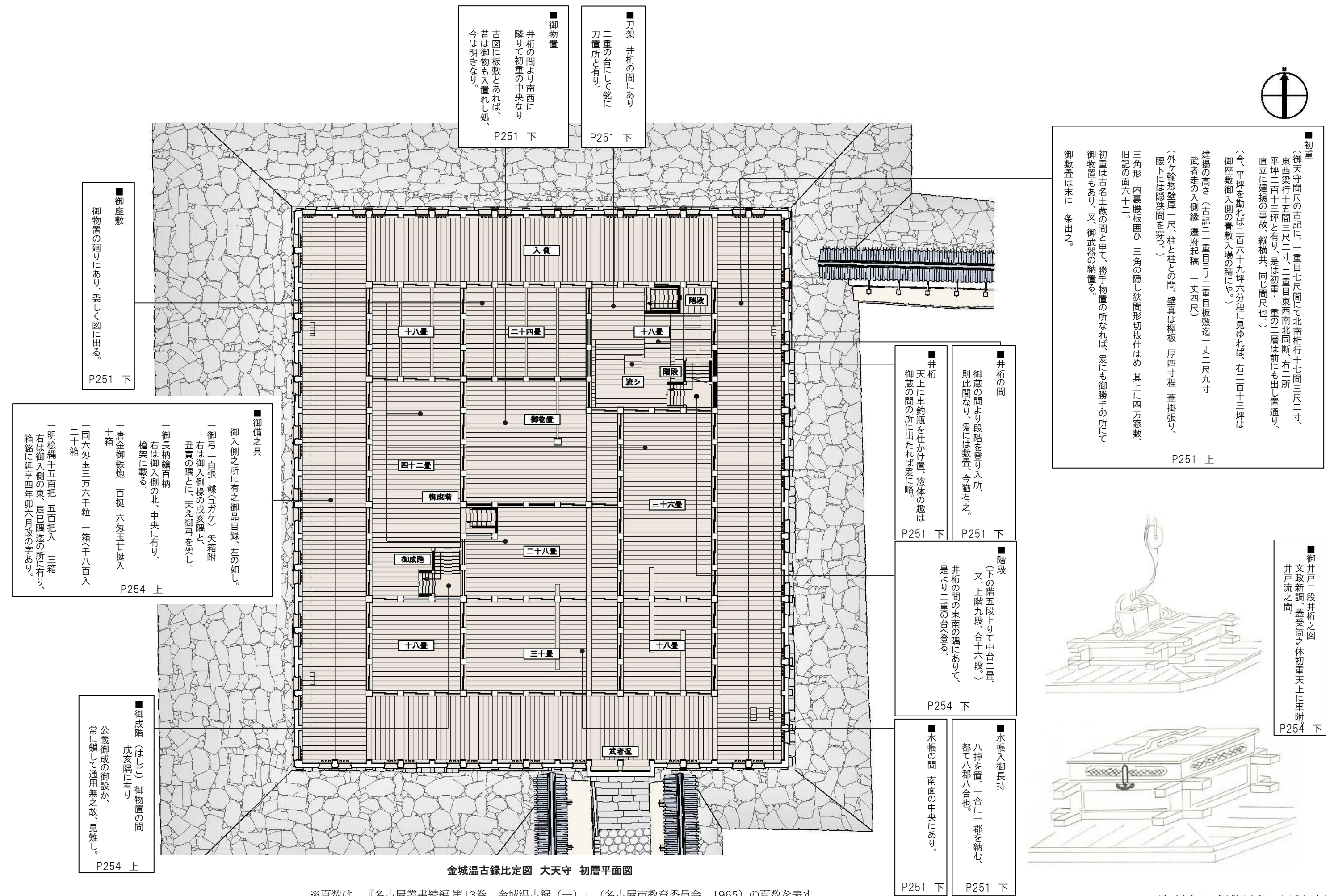
『金城温古録』(※2)



『金城温古録』巻14 御天守編之六 図彙部「南続寸法」公益財団法人東洋文庫(※1)



『金城温古録』巻14 御天守編之六「黄金鯨形」明治42年(1909)写名古屋市鶴舞中央図書館蔵(※3)



金城温古録比定図 大天守 初層平面図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録(一)』(名古屋市教育委員会 1965)の頁数を表す

■御物置
井桁の間より南西に隣りて初重の中央なり古図に板敷とあれば、昔は御物も入置れし処、今は明きなり。
P251 下

■刀架 井桁の間にあり
二重の台にして銘に刀置所と有り。
P251 下

■御座敷
御物置の廻りにあり、委しく図に出る。
P251 下

■御備之具
御入側之所に有之御品目録、左の如し。
一 御弓二百張 蝶(ユカケ) 矢箱附
右は御入側縁の戌亥隅と、丑寅の隅とに、天え御弓を架し。
一 御長柄鎗百柄
右は御入側の北、中央に有り、槍架に載る。
一 唐金御鉄炮二百挺 六匁玉廿挺入十箱
一 同六匁玉三万六千粒 一箱千八百入二十箱
一 明松繩千五百把 五百把入 三箱
右は御入側の東、辰巳隅迄の所に有り、箱銘に延享四年卯六月改の字あり。
P254 上

■御成階(はし) 御物置の間
公義御成の御設か、常に鎖して通用無之故、見難し。
P254 上

■初重
(御天守間尺の古記に、一重目七尺間にて北南桁行十七間三寸、東西梁行十五間三寸二寸、二重目東西南北同断、右二所平坪二百十三坪と有り、是は初重・二重の二層は前にも出し置通り、直立に建揚の事故、縦横共、同じ間尺也。)
(今、平坪を勘れば二百六十九坪六分程に見ゆれば、右二百十三坪は御座敷御入側の畳敷入場の積にや。)
建揚の高さ(古記二一重目ヨリ二重目板敷迄一丈二尺九寸武者走の入側縁 遷府起稿二丈四尺)
(外ヶ輪惣壁厚一尺、柱と柱との間、壁真は樺板 厚四寸程 葦掛張り、腰下には隠狭間を穿。)
三角形 内裏腰板困ひ 三角の隠し狭間形切抜仕はめ 其上に四方窓数、旧記の面六十二。
初重は古名土蔵の間と申て、勝手物置の所なれば、爰にも御勝手の所にて御物置もあり、又、御武器の納置る。
御敷畳は末に一条出之。
P251 上

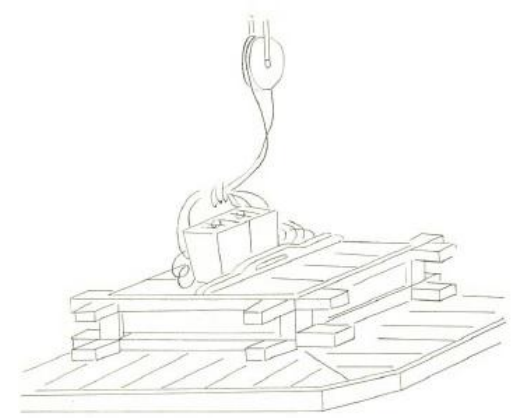
■井桁の間
御蔵の間より段階を登り入所、則此間なり、爰には敷畳、今猶有之。
P251 下

■井桁
天上に車釣瓶を仕かけ置、惣体の趣は御蔵の間の所に出たれば爰に略。
P251 下

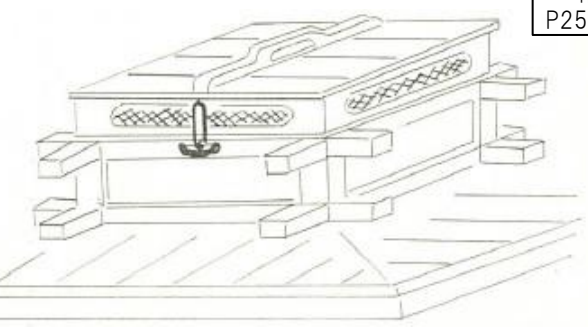
■階段
(下の階五段上りて中台二畳、又、上階九段、合十六段。)
井桁の間の東南の隅にありて、是より二重の台へ登る。
P254 下

■水帳入御長持
八掉を置。一合に一郡を納む、都て八郡八合也。
P251 下

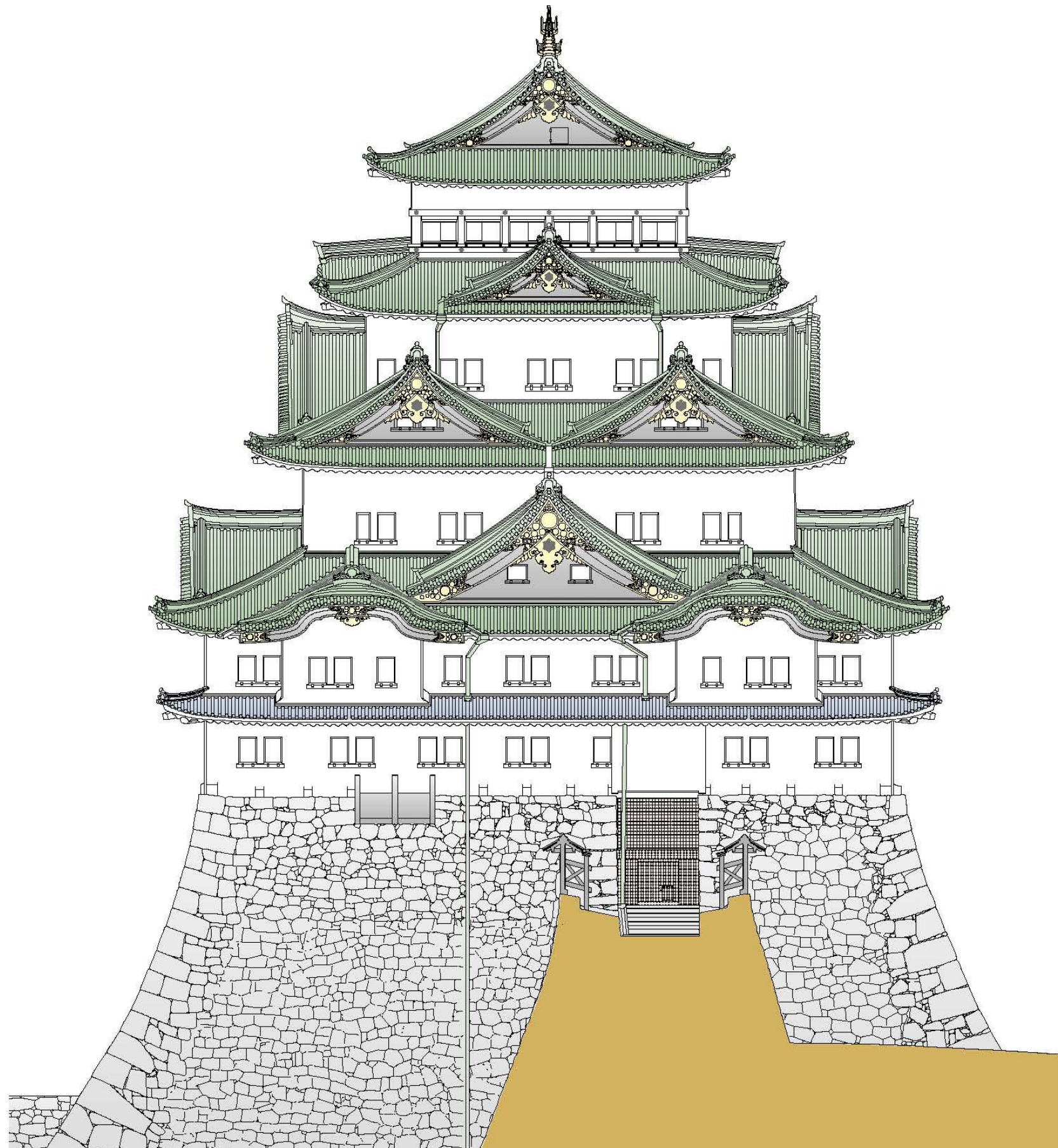
■水帳の間 南面の中央にあり。
P251 下



■御井戸二段井桁之図
文政新調、蓋受筒之体初重天上に車附井戸流之間。
P254 下

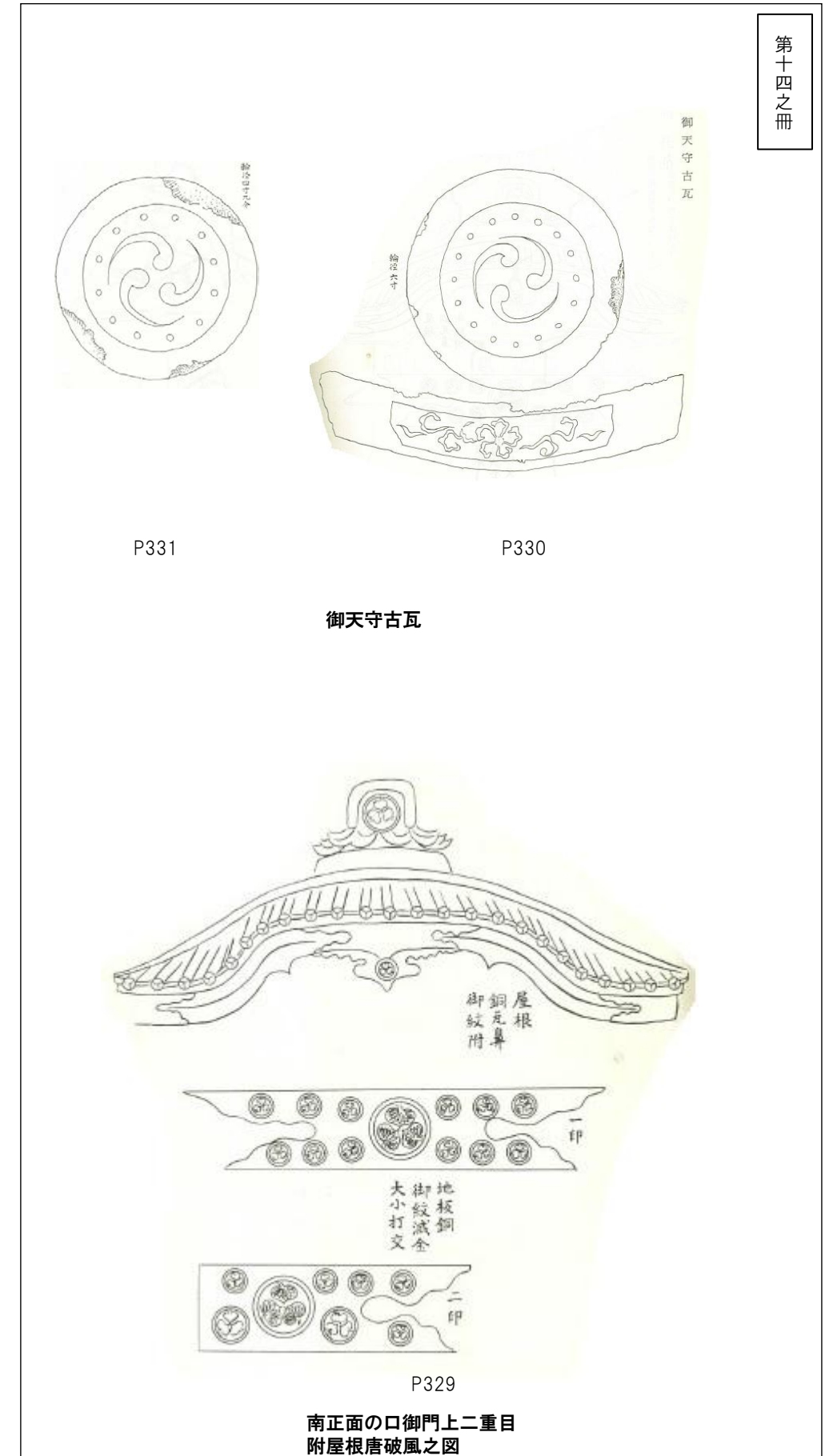


昭和実測図に金城温古録の記述を追記



金城温古録比定図 大天守 南立面図

※頁数は、『名古屋叢書続編 第13巻 金城温古録（一）』（名古屋市教育委員会 1965）の頁数を表す



第十四之冊

御天守古瓦

P331

P330

御天守古瓦

御銅屋根

地板銅御紋減全
大小打交

P329

南正面の口御門上二重目
附屋根唐破風之図

④ 宝暦修理関連史料

『金城温古録』の他にも宝暦修理の内容を伝える史料が多数残されている。

宝暦2年（1752）～同5年（1755）に名古屋城天守の大修理が行われ、それに伴い各種の史料・図面が作成された。これについては麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』pp.937-943 2009年4月）で史料の伝来と転写関係、史料に記された工事内容や過程、仕様が詳細に分析されている。

表-1.5.3 名古屋城大天守宝暦大修理関係史料

番号	所蔵 史料名	寺町家本		作事方本				
		伊藤家 (原本)	鶴舞 図書館 (写本)	旧陸軍 築城部 (原本)	名古屋城総合事務所 (写本)		宮内庁 書陵部 (写本)	蓬左 文庫 (原本)
					旧主殿寮	旧内匠寮		
1	御天守各層間取之図	○	○					
2	御天守平地割図	○	○					
3	御天守地割		○					
4	御天守妻地割	○	○					
5	御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図	○		○	○	○		
6	御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図	○		○	○	○		
7	最初改御天守初重本側御柱水積指図				○	○		
8	中途改御天守初重惣御柱水積指図				○	○		
9	御天守水積墨引 有来姿				○	○		
10	御天守水積墨引 概水				○	○		
11	御天守水積墨引 出来方				○	○		
12	御天守起方墨引				○	○		
13	銅葺野地之図			○	○	○		
14	御天守御石垣取解築方起指図	○		○	○	○		
15	御天守御堀内遣方井楼之図			○	○	○		
16	遣方勾配寸尺之図			○	○	○		
17	御石垣屋形図	○	○					
18	遣方西方			○	○	○		
19	遣方北方			○	○	○		
20	御深井丸内諸御役人詰所御作事本ノ所諸番所取建方指図	○		○	○	○		
21	御天守御修復取掛かりより惣出来迄仕様之大法					○	○	
22	御天守御修復留							○
23	御天守上見通絵図	○						
24	御天守五重目見通地名方角	○						
25	御天守五重目見通地名方角墨引(8枚)	○			○	○		
26	御天守五重目見通地名方角付録	○						

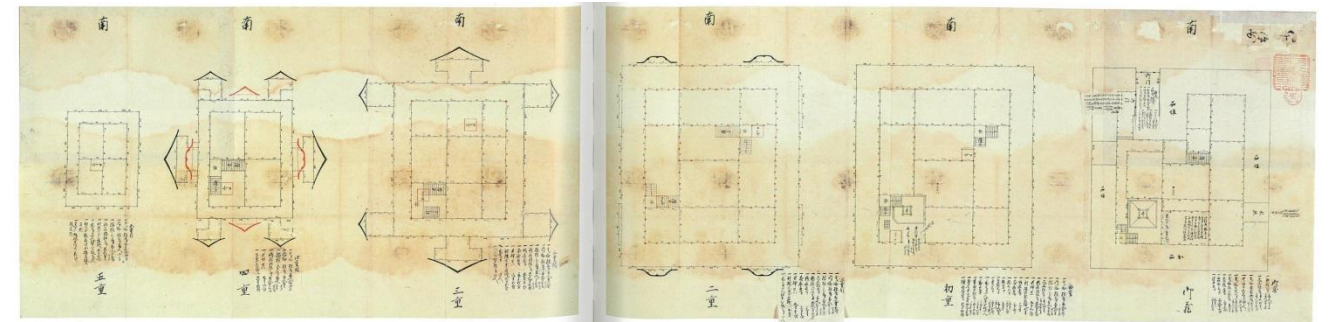
出典：麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理に関する史料と修理計画について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第638号』pp.937-943 2009年4月）

これらの史料を、その内容から分けると

- ・史料1～4 : 平面図、立面図、断面図⇒いわゆる一般図
- ・史料5～12 : 大天守上げお越しのための施工図
- ・史料13 : 大天守銅板葺きの施工図
- ・史料14～19 : 石垣修理のための施工図
- ・史料20 : 工事全体の仮設物配置図
- ・史料21 : 工事全体の仕様書
- ・史料22 : 工事着手時における工事関係者への指示事項をまとめた日誌
- ・史料23～26 : 工事に合わせて作成した名古屋城から周囲360度を遠望した見通図

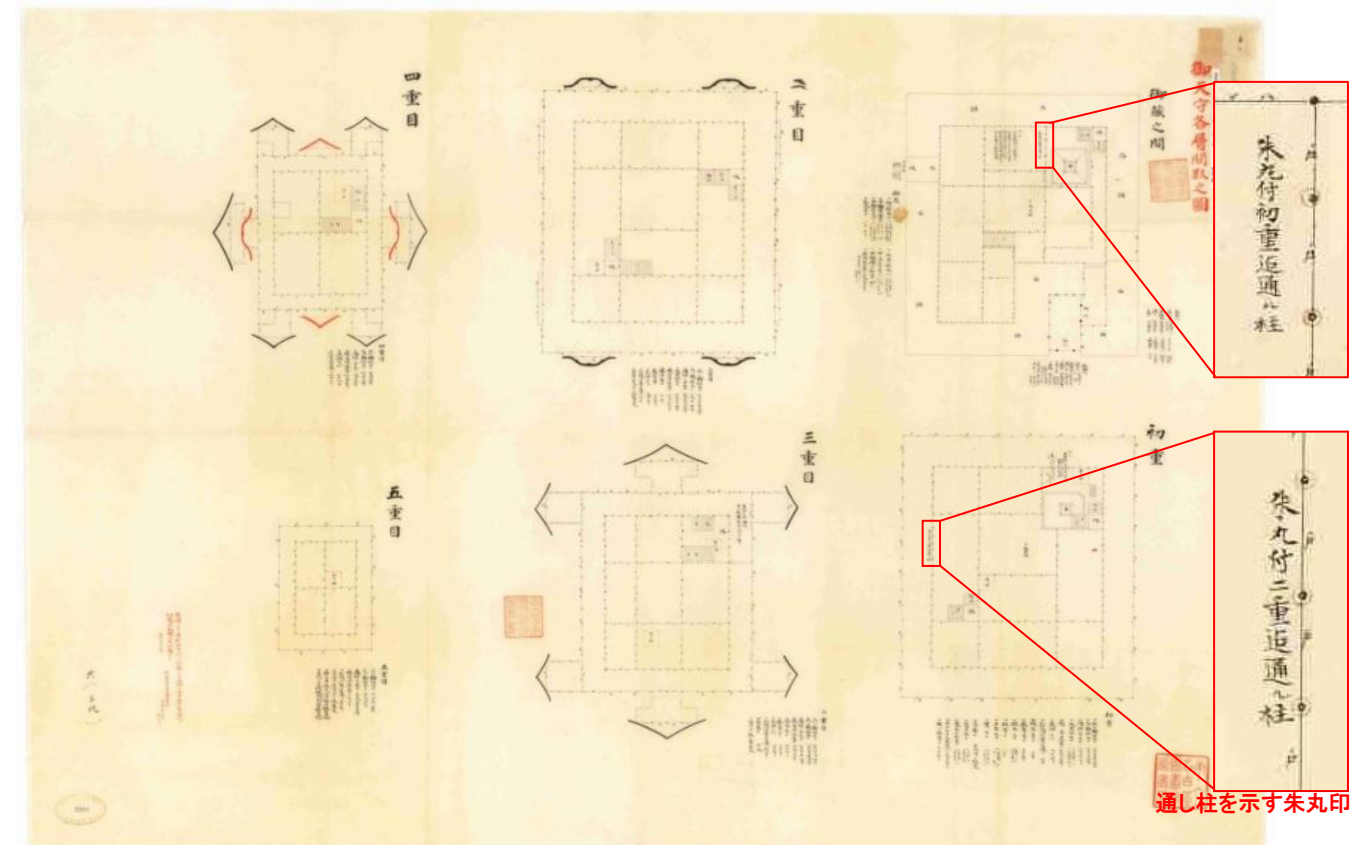
としている。(麓 和善 講演「名古屋城天守宝暦大修理について」文化財石垣保存技術協会 研修資料 第1集)
これにより創建時から変わった部分、全体の仕様、石垣修理の範囲と工法など工事内容全般が詳細にわかると同時に、焼失前の史料と照らし合わせて分析することで、宝暦大修理以降、焼失前まで天守はその姿を変えていないことがわかる。

1.「御天守各層間取之図」



「城御天守各層間取之図」(原本)(個人蔵)

出典：『名古屋城特別展 巨大城郭名古屋城』（名古屋城特別展開催委員会 2013年）より



通し柱を示す朱丸印

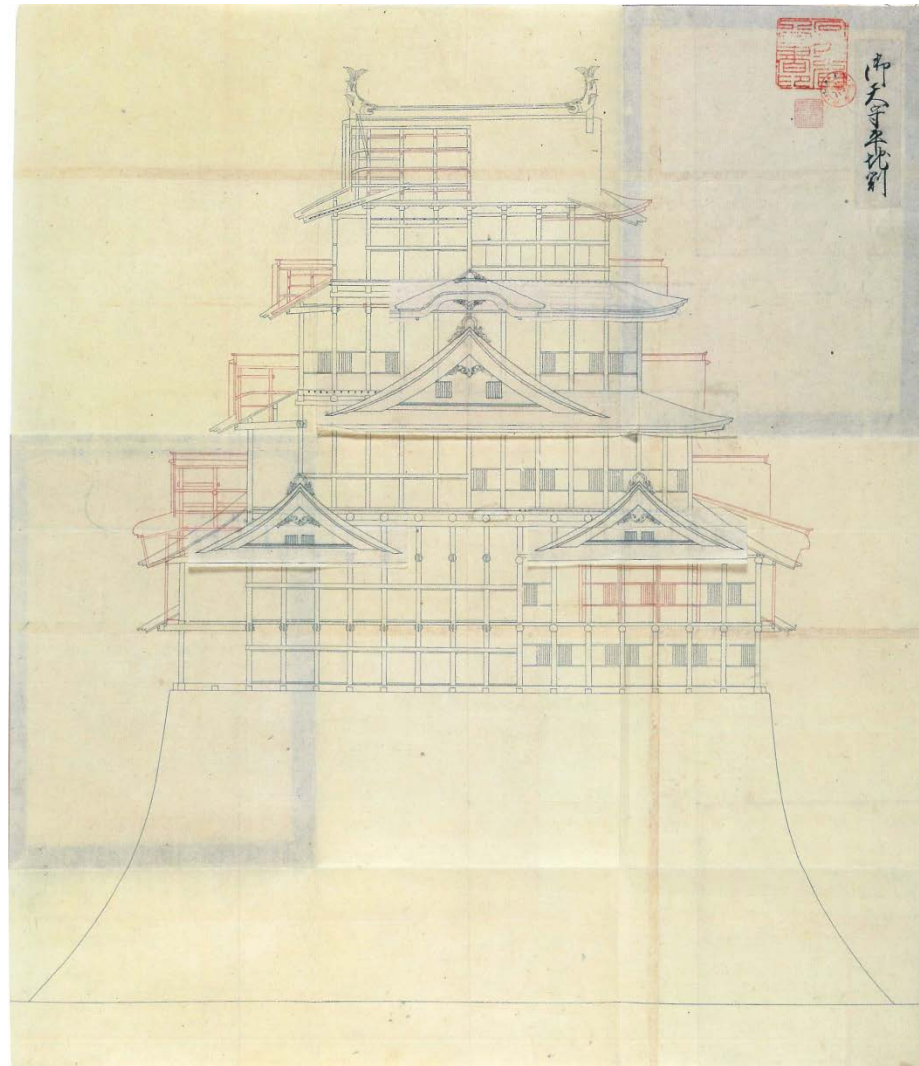
出典：名古屋市図書館デジタルアーカイブなごやコレクション

成立年代 宝暦5年(1755)原本成立 明治写
所蔵 原本：個人蔵、写本：名古屋市鶴舞中央図書館 蔵
形式

判明する事項

- ・天守各層の平面図
- ・各層の柱、長押、野地板の各部材太さや厚み
- ・柱につけられた朱印が通し柱を示す。

2. 「御天守平地割図」

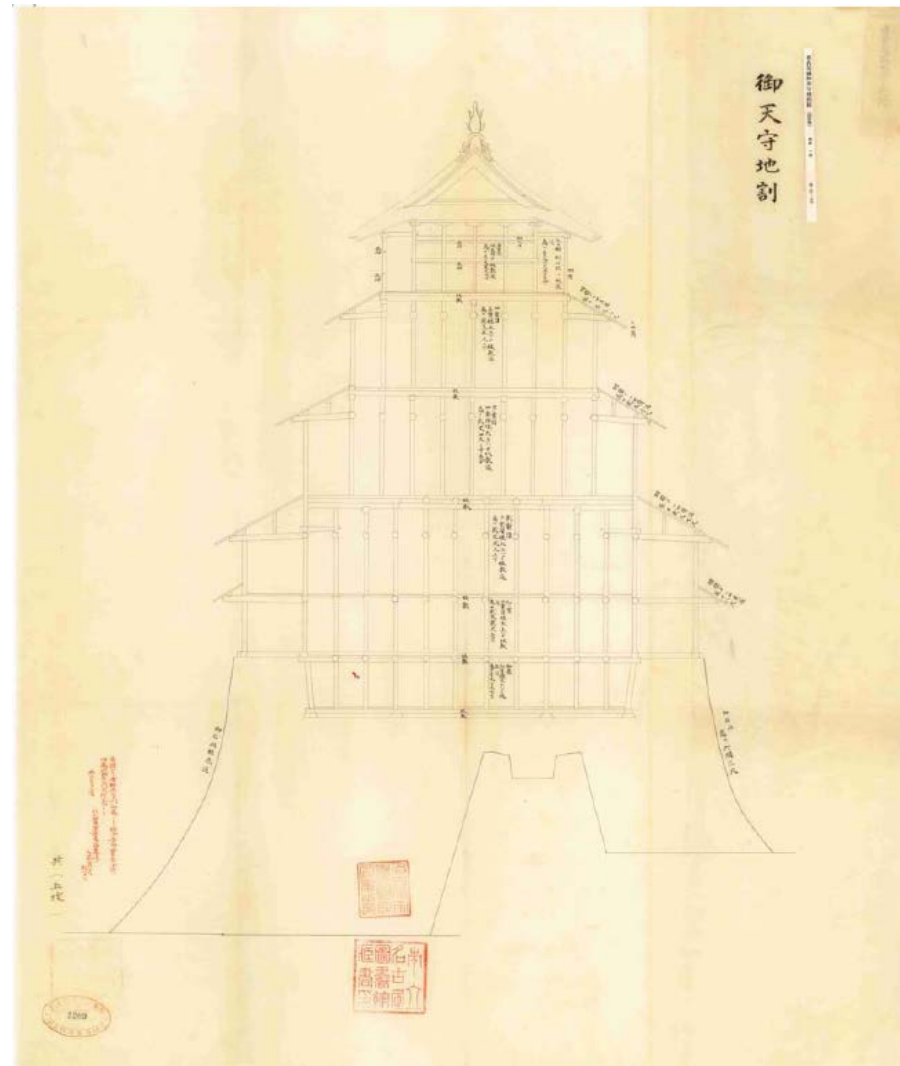


個人蔵
出典：「名古屋城特別展 巨大城郭 名古屋城」図録 p.106

成立年代 宝暦5年(1755)原本成立
所蔵 原本：個人蔵、写本：名古屋市鶴舞中央図書館蔵
形式

判明する事項
・大天守の平側（東西方向）の立面図
・屋根部分など一部断面も示す

3. 「御天守地割」

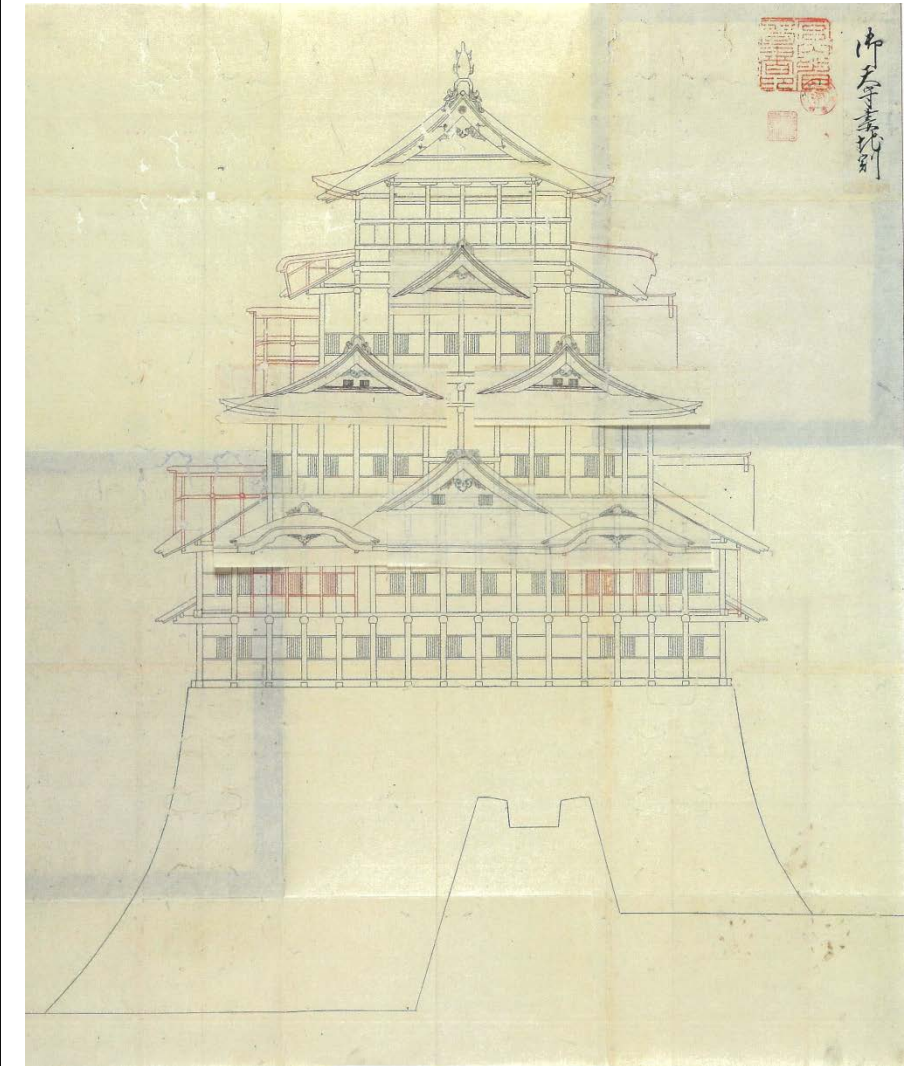


出典：名古屋市図書館デジタルアーカイブなごやコレクション

成立年代 宝暦5年(1755)原本成立 明治写
所蔵 名古屋市鶴舞中央図書館蔵
形式

判明する事項
・大天守の南側妻側から見た断面図
・屋根部分など一部断面も示す

4. 「御天守妻地割」



個人蔵
出典：「名古屋城特別展 巨大城郭 名古屋城」図録 p.107

成立年代 宝暦5年(1755)原本成立
所蔵 原本：個人蔵、写本：名古屋市鶴舞中央図書館蔵
形式

判明する事項
・大天守の南側妻側から見た断面図
・原本では破風を描いた紙を貼り込んでいる。

(2)-2 4つの復元根拠史料から判明する事項

これら復元根拠として重要とした4つの史料から以下のようなことが判明する。

①昭和実測図及び野帳

平面図、見上図、断面図、立面図、断面詳細図、階段詳細図、部分詳細図、金具原寸図等の実測図、大天守56枚、小天守15枚の計71枚により、焼失前の天守の姿が具体的な寸法を伴って詳細に記録されており、各階の間取りの他、柱間、階高といった主要架構寸法と架構形式、主要な柱・階段の寸法、窓・建具廻りの詳細寸法、内外の銚金物の形、模様、寸法、鯨の姿、寸法と建物全般に渡って寸法、形状を確認することができる。また野帳と組み合わせることで、実測図では記載されていない部分も含めて、より詳細な寸法を確認することができる。

②古写真史料

明治6年の「廃城令」によって多くの城郭が取り壊されたが、ほぼ同じ時期に写真技術が普及し始め、かろうじて何カ所か城郭が撮影されている。明治維新後に失われた天守で古写真が残るのは29城であるが、その中でも、名古屋城は明治初期から多くの写真が撮影され、天守の内外に渡りあらゆる方向から詳細に記録されており、他の城郭とは比較にならないほどの情報量を持っている。これらの古写真から各所の姿、形を確認できるだけでなく、木目から使われている樹種やその品等、板材の貼り方、宝暦大修理で銅瓦葺となった二階から四階屋根と創建時から銅瓦葺きであった五階屋根との銅瓦寸法の違いといった詳細を確認することができる。

③『金城温古録』

名古屋城内の「各曲輪」の外観詳細、面積や天守の高さから井戸などの工作物・道具、鍵の掛け方など城内での規制・作法・慣習を含む多義に渡る当時の名古屋城の状況を、奥村得義自身の実測による絵図を交えて視覚的にも当時の天守の姿を確認することができる。また得義の豊富な人脈を活かして借りて写した記録からそれまでの天守の歴史も知ることができる。厳格なまでに忠実な描写と詳細な記述に終始するその内容により、柱や階段、瓦や外壁、鯨、銚金物、畳など内外に渡る各部分の寸法、数量、仕様を確認することができる。

④宝暦大修理関連史料

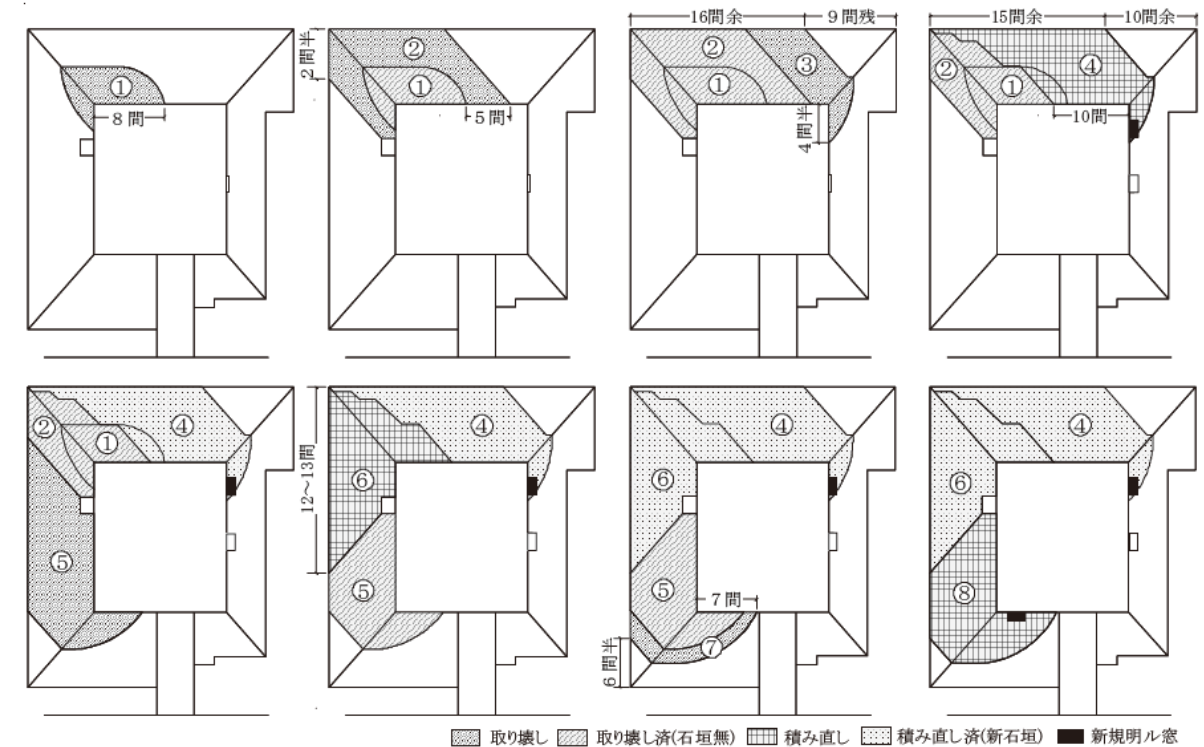
これらの絵図・文献により、二階～四階の屋根が瓦葺きから銅瓦葺きにかえられたことをはじめ、宝暦大修理の際に創建時の姿から変わった部分とその仕様、石垣の修理範囲、主要な柱の寸法、各部の樹種、解体修理をしたからこそわかる通し柱の位置、架構を確認することができる。

上記の史料それぞれの内容から確認できる天守の詳細に加え、各史料を組み合わせることで、真実性をより高めることができる。①昭和実測図、②古写真史料と④宝暦大修理関連史料を組み合わせると、木造架構の中での通し柱と管柱の配置が判明する。また④宝暦大修理関連史料からわかる銅瓦の寸法、葺き方を②古写真史料を画像処理することで実証することができるなど、天守の詳細に渡る把握と史料の真実性を確認することができる。

これらから名古屋城は絶え間なく記録され続け、蓄積された豊富な史料が伝える天守の姿と焼失前の実測図・写真の伝える姿から、宝暦5年（1755）の修理以降は昭和20年の焼失まで内外共に大きく形態を変えるような改変はなされていなことを詳細にわたり読み取ることができ、第Ⅱ期の天守を高い精度で実証的復元ができると言える。

(2)-3 天守台遺構

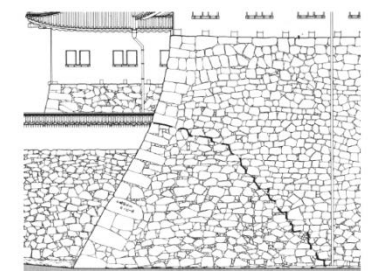
上記の史料以外に、江戸期の姿を現在まで遺しているものが石垣遺構である。天守台石垣は宝暦大修理の際に積み替えられている。この石垣工事については、麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第645号』pp.2507-2513 2009年11月）において、宝暦大修理関連史料のうち「御天守御石垣取解築方越指図」・「御天守御修復仕様平之方ヨリ見渡之図」・「御天守御修復仕様妻之方ヨリ見渡之図」・「御石垣屋形図」・「遣方北方」・「遣方西方」・『御天守御修復取掛かりより惣出来迄仕様之大法』を詳細に分析し、具体的な工程や工法、内容が明らかにされ、石垣解体修理工事工程説明図として図示されている。



石垣解体修理工事工程説明図

（麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第645号』pp.2512 2009年11月）より引用。各図上方向が北）

これにより、宝暦大修理の際に天守台石垣の北面、西面が大きく積み替えられ、具体的な工法の分析から、宝暦の大修理の際に石垣表面に現れる間詰石がほとんどなくなり、一部に遺っている創建時の石垣の積み方とは異なっていることが明らかにされている。加えて東面の一部、南面の一部も積みかえられ、東面、南面に1カ所ずつ明り取り窓が新規に設けられ現在の姿となっていることもわかる。



天守台北面東側立面図（『日本名城集成 名古屋城』(注2)所収立面図を加工）
破線を境に左側(慶長期)と右側(宝暦期)で石積み異なる(*)

天守台について、遺された史料から正確な姿を遡ることができるのは宝暦大修理後の姿までである。このことから、宝暦大修理後から現在まで、その姿を遺している天守台で天守を復元することが精度の高い実証的復元になると言える。

以上を踏まえ、現存する遺構と遺されている図面・写真・史料から名古屋城天守の位置、規模、構造、形式、内外部の姿等について十分な根拠を持って実証的復元ができる可能性が最も高いのは第Ⅱ期であり、その中でも建てられた目的に沿っていた時代である、宝暦大修理から幕末までの江戸時代後期を復元時代の設定とすることが適切であると考える。

(※：麓和善・加藤由香「名古屋城大天守宝暦大修理における石垣工事について」（『日本建築学会計画系論文集 第74巻 第645号』pp.2513 2009年11月）より引用。）

1-6 活用の考え方

1. 背景・目的

昭和7年(1932)に史跡指定された名古屋城跡は、戦後の昭和27年(1952)に名古屋城跡の地番地積をそのまま踏襲して、特別史跡に指定された。

指定に係る告示内容の抜粋については以下のとおりである。

■ 特別史跡指定

昭和27(1952)年3月29日（文化財保護委員会告示第34号）

文化財保護法第69条第2項の規定により、愛知県名古屋市所在の史跡名古屋城跡を特別史跡に指定した

説明 尾張を領した徳川義利（のち義直）の居城として、家康は自ら選んでこれを今川氏の古城柳丸城の地に定め、諸奉行諸大名に命じて、この造営に当らせた。
（中略）今次の戦災によって大小天守閣を始めとして御殿櫓、門等多く失われたがなお厄が免れた建物が占めて往時の美観を偲ばしめるものがあり整然とした郭の巧な配置は加藤清正の築いた壮大な大小天守台、枡形、馬出、塁濠堅牢な石垣と相まってよく旧規を伝え、近世城郭の代表的なものの一つとして学術上の価値が極めて高い。

上記の特別史跡指定説明文から、名古屋城跡は近世城郭の代表的なものと評価され、時代に応じた保存が行われてきたことにより、往時の姿を現代に伝える貴重な城跡であることが読みとれる。

特別史跡名古屋城跡は遺構だけでなく、豊富に残された史資料等によって、往時の姿を忠実に復元することが可能となっていることから、史跡の本質的価値や名古屋城跡の歴史的価値を深めることができるほか、現存する遺構を活かしつつ、復元した建造物を活用することで、名古屋城跡の魅力も一層向上させることができる。

戦災で焼失した天守は、昭和34年に鉄骨鉄筋コンクリート造で再建され、市民の思いが詰まったシンボルとなったように、復元する木造天守が、親しみや愛着のある市民の心の拠り所となり、さらに世界に誇れる日本一の近世城郭となることを目指すため、次世代へ継承できる文化財の活用を図るものとする。

2. 方向性

特別史跡名古屋城跡の往時の姿と歴史的価値を正確にわかりやすく伝えるとともに、名古屋城の魅力をより一層向上させるため、以下の方向性で復元する木造天守の積極的な活用をすすめる。

(1) 往時の名古屋城の姿を正確に伝える

名古屋城跡の遺構は、建造物遺構、石垣、土塁、堀、地下遺構など、往時の名古屋城の姿を現代に伝える貴重な遺構であり、復元建造物についても、現存建造物と同様に、往時の名古屋城の姿を現代に伝える建造物であることから、保存に影響のない範囲で、観覧環境をより充実させるとともに積極的に活用を図るものとする。

今後、失われた木造天守の復元整備を行うことにより、往時の名古屋城本丸の姿を実感できる場を創出することができるほか、天守の内部空間を史実に忠実に復元することで、建物自体が築城当時の天守の防衛機能や藩主の物見、武器庫といった役割を学ぶことができる展示機能を有することとなり、より理解を深めることができる。

また、現天守閣では観覧することのできない狭間や石落とし等、防御のための建築的特徴を鑑賞することと、名古屋城が築城された当時の社会情勢や築城技術を学ぶことができる観覧環境整備を行うことにより、歴史的価値を正確に伝えることができることから、実物展示を主とするのではなく、建物自体の外部・内部観覧方法によって魅力を最大限に引き出すことができるよう公開の活用を図る。

そして、復元整備中の本丸御殿と併せて公開することにより、建物のつくりから、創建された目的や役割、機能などの違いを伝えるとともに、実際に建物内部を観覧することによって、用途の違いを実感することができる。

さらに、復元建造物から「昭和実測図」や「ガラス乾板」等の史資料等が周知され、豊富な史資料が残されたことにより史実に忠実な復元整備が可能であり、近世城郭完成期の姿を現代に正確に伝えることができる城郭であることを知ることで、名古屋城の持つ本質的価値の理解を促進させ、魅力の向上につなげる。

(2) 名古屋城の歴史や価値等をわかりやすく伝える

名古屋城創建時から残る建造物や、かろうじて破壊を免れた二之丸庭園やその遺構と、再び出現する木造天守との共存により、名古屋城跡の歴史や城跡としての価値と魅力を伝え、様々な展示手法を用いて、名古屋城跡の価値を来場者にわかりやすく正確に伝えるための活用を行うものとする。

復元された天守の内部では、目で見て、手で触って、鼻で匂いを感じ、足で登り、五感を使って天守の価値と魅力を楽しむことができることとなる。

そして、本丸御殿と同様に復元過程を公開し映像に残すことにより、現代の建築技術と比較しながら、江戸期の伝統技術を学び、その違いを学ぶことができる。

また、石垣に関する調査結果をもとに、城郭が石垣で造られた目的や意味を市民や来場者にわかりやすく説明することにより、石垣と木造天守が一体となった名古屋城全体の価値や魅力を向上させる。

戦後に再建された現天守閣も含め、史資料により各時代における改修・改変やその特徴を知ること、現代に名古屋城の歴史を伝える大事な要素であり、管理者が変遷する中で時代に応じた保存と記録の活用が行われてきた名古屋城跡をわかりやすく伝えることができるため、積極的にこれを周知することにより理解の促進を図り、名古屋城跡の歴史的価値や伝統工法による大規模木造建築の魅力幅広く発信するとともに、後世のための貴重な教材とする。

一方、史実に忠実に天守を木造復元することは、空調管理や消火設備等が十分でなくなり、実物展示を行うことは適さないと考えられる。そのため、博物館相当施設である現天守閣の展示機能を木造復元天守内で継承することはできないが、復元された木造天守の部位に応じたパネルや映像技術、AR技術やガイドスタッフ等、ハード面とソフト面を駆使した様々な手法を用いることにより、天守の機能や用途の理解促進を図ることとする。

特にAR技術に関しては、建築当時の天守の役割や、時代ごとの名古屋城跡全体の様子などを、映像等を使用してより具体的に伝えることが可能となることから、本質的価値を正しく理解でき、疑似体験などにも効果的であると考えられる。

また、木造天守の復元により解体することとなる現天守閣の記憶を映像や冊子等に残し、再建の物語や市民の思いを後世に継承することも必要であると考えられるため、金鯱や瓦、懸魚等の現天守閣の一部を実物展示する等、現天守閣の部材の保存と活用を図るほか、他の遺構や展示物、パネル、学習シートやパンフレット等の配布物等を用いて、来場者に名古屋城跡の歴史や城跡を伝えることにより、本丸を含めた名古屋城跡の価値等をより正確にわかりやすく学ぶことができるようにする。

その場合、外国人にとっても理解しやすいよう、多言語で対応するものとする。

(3) 企画・イベントを充実させ、名古屋城への理解を深め、魅力向上を図る

名古屋城の価値や魅力を十分に活かし、多様な主体と連携して企画やイベントを開催することにより、本市の文化・観光を牽引する交流拠点として、名古屋城の価値や魅力を向上させるための活用を行うものとする。

現在、名古屋城で行われている体験型見学会や、石垣や堀等の遺構を活用した企画・イベントは、遺構への理解と関心を深められる機会であるとともに、発掘等の調査成果の内容をホームページ等に掲載することにより、幅広く発信することができる。

史実に忠実に復元する木造天守についても復元過程を公開し、伝統工法の技術を間近に触れられる機会を企画し、それらをホームページ等で発信することは、当時の天守の築城技術が広く周知されると同時に、貴重な史資料についても同様に広く周知されることとなる。

また、巨大木造建築物を建設することができた江戸期の建築技術を体験できるイベントや、本丸御殿と共に江戸期の名古屋城の姿を体感できるイベント、名古屋城の遺構を活用した新たな企画やイベントの開催を検討することにより、木造天守の役割についての理解を促すとともに、名古屋城の価値と本来の歴史的・文化的な魅力をわかりやすく伝えることができる。

さらに、失われた木造天守の復元整備を行うことは、多くの貴重な木材を使用し、復元後も続く修理時にも使用することとなることから、本丸御殿で行われている「市民の森づくり」といったイベントを開催することにより、予め木材を守り育て、限りある森林資源に暮らす地域に住む人たちとの交流を深める。

これらの企画・イベントについて、幅広い世代の市民等が理解を深められるよう、民間事業者や周辺地域、旅行事業者と連携するだけでなく、社会教育や学校教育との連携や、市民だけでなく県内外や海外からの観光客に対しても、本市の文化や名古屋城跡の理解を深めながら体験できるイベントを開催することにより、名古屋城に対する理解を深め、継続的・段階的に愛着や誇りを育むための企画やイベントを開催することで、名古屋城の魅力を向上させることにつながる。

(4) 情報発信の方法と内容を充実させ、名古屋城跡の普及・周知を図る

現在、名古屋城跡の情報はパンフレット等の配布物のほか、ホームページ、SNS等を活用して発信している状況であり、今後も名古屋城跡を幅広い地域・世代に普及・周知し、次世代へと継承していくために、様々な手法や時代に合わせた活用を充実させるものとする。

名古屋城跡の観覧を充実させるためには、遺物、展示物、パネル、学習シート、パンフレット等の配布物、映像など様々な手法・媒体を用いることが必要である。

名古屋城跡に関する観光客へのガイド活動は、名古屋城への理解を深め、魅力向上を図ることができることから、観光面においてたいへん重要である。

また、名古屋城内の眺望や撮影ポイントなどの観覧時の名古屋城の見どころ等の内容を充実させることは、SNS等での情報発信につながる。

木造復元天守では、実物展示を行うことが適さないことから、従来のパネルや配布物だけでなく、様々な手法の映像を駆使することが必要であり、これらの映像をホームページ等でも閲覧できるようにすることによって、現天守とは異なる新たな天守の魅力を伝えることができるほか、名古屋城の特徴や調査、研究成果も、調査報告書の刊行やホームページ等への掲載を継続し、積極的に市民等への情報提供を行い、観光団体、旅行事業、情報誌、メディア等との連携など、多様な情報媒体を活用して広域的かつ効果的に、名古屋城の価値や魅力を発信することにより、企画・イベントの普及・周知を図る。

本丸御殿と同様に、木造天守の復元整備についても積極的かつ広域的に情報発信することにより、名古屋城の周知だけでなく、文化財の保存・継承についての理解を深める機会を増やす。

その場合、多言語対応や映像、音声の活用など、社会情勢やニーズの変化に適切に対応した情報発信を充実させていくものとする。そのためには、ユニバーサルデザインの採用やサインの大きさ、色彩にも配慮しながら、子どもや外国人を始めとした幅広い地域・世代の方に正しく理解してもらえるよう、わかりやすい内容や表現に努める。

(5) 広域的に名古屋城の歴史を伝える

名古屋を代表する歴史的観光拠点として、周辺地域に点在する歴史資産等との連携を強化し、地域一体として歴史観光の魅力の向上を図るとともに、名古屋城と歴史的にかかわりの深い歴史資産と連携することにより、名古屋城に関連する歴史観光の回遊性の向上を図り、広域的に名古屋城の歴史を伝えられるようにするものとする。

文化財的価値の理解を促進させることができる名古屋城跡を主とした、歴史や建築史、建築技術等の生涯学習の場として活用を行うとともに、将来を担う子どもたちにとって、課外授業や社会科見学等を通じて名古屋城に接する機会を設けることは、天守を始めとした名古屋城跡に関する正確な知識を学び、理解を深めること

となる。

また、復元天守の伝統工法を構造的視点から、現代の基準に基づいた解析と評価により、新たな伝統工法建築物を普及する材料となり、最新技術の導入についても名古屋城跡の理解促進と周知につなげる。

周辺地域との連携は、名古屋城跡の活用のみならず、地域の歴史・文化への理解を深める取り組みとして重要であり、地域の新たな文化創造の場となる。そのため、地域振興に関する各種イベントについては、史跡の保存や適切な観覧環境との調整を図りながら、名古屋城としての役割を果たすことができるよう、活用を図る。

また、交流・体験の一環として各種行事を開催することや、国内外の賓客を迎える迎賓の場として利用するなど積極的な活用をすることにより、名古屋城跡の魅力向上を高め、名古屋城跡をさらに魅力あるものとし、市民の財産として愛着を深めることとする。

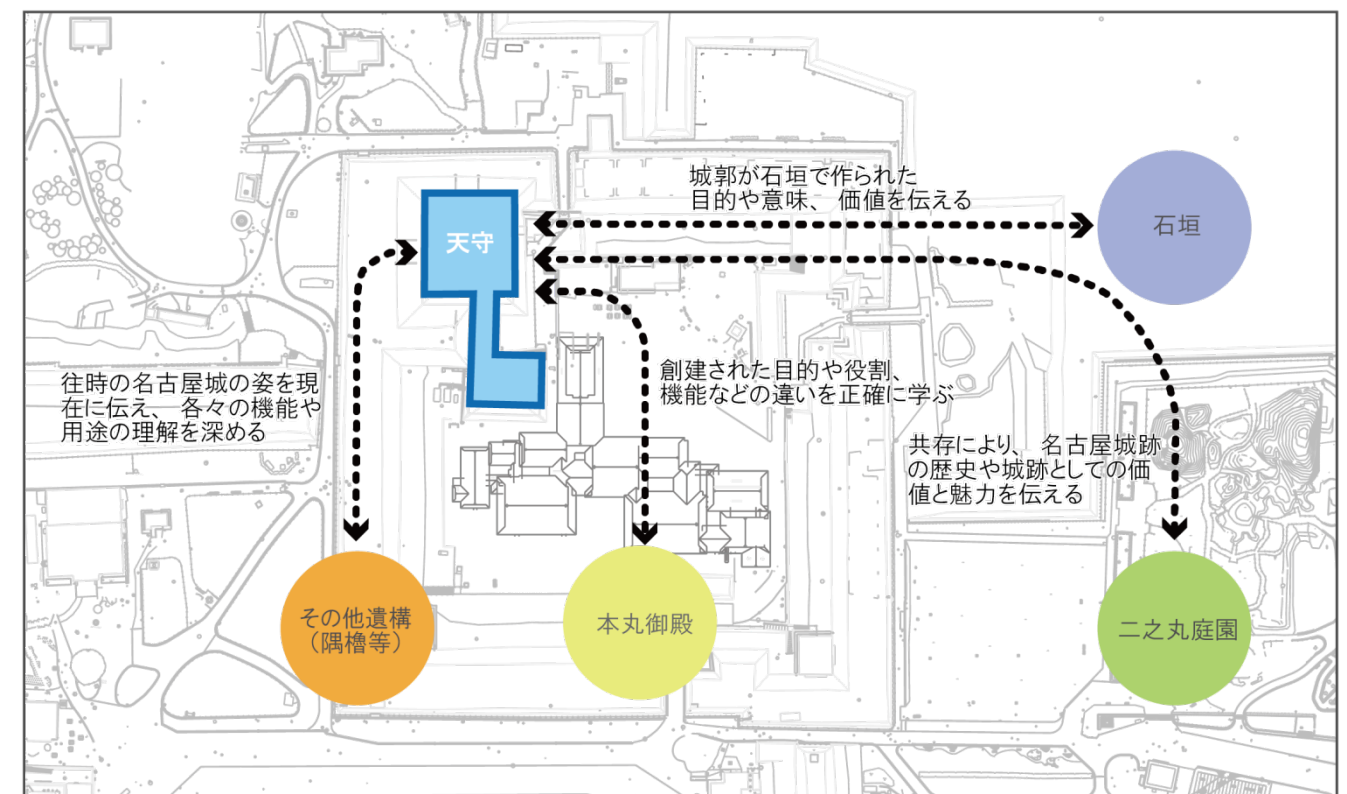
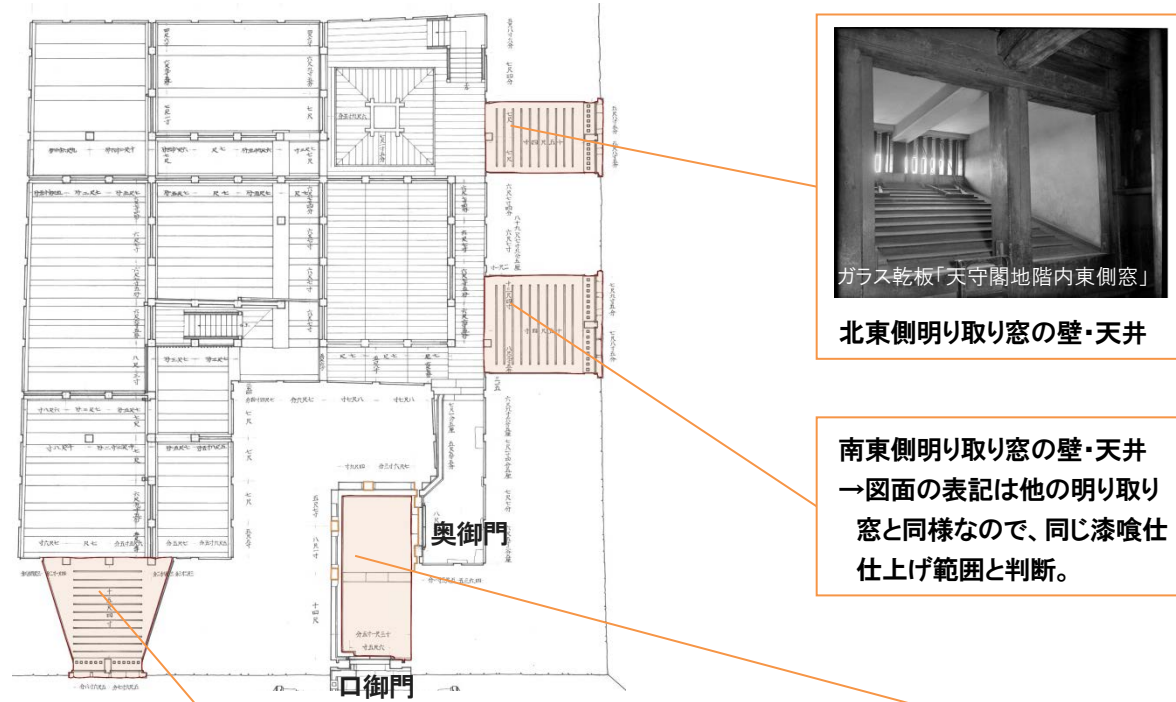


図-1.6.1 (イメージ案)

大天守 内部の漆喰仕上げ範囲について

復元方針

大天守内部の地階、五階では一部漆喰仕上げとすることが古写真から確認できる。また、昭和実測図でも同様の部分が漆喰と考えられる図面表記をしている(漆喰の言葉はない)。復元案では、写真で漆喰と確認できる部分と、図面で同様に判断できる範囲を漆喰とする。



北東側明り取り窓の壁・天井

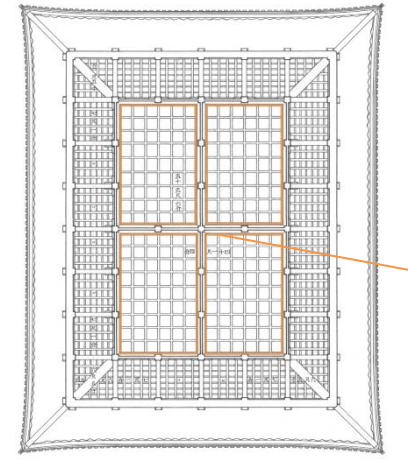
南東側明り取り窓の壁・天井
一図面の表記は他の明り取り窓と同様なので、同じ漆喰仕上げ範囲と判断。



南側明り取り窓の壁・天井



口御門～奥御門の天井全面、柱、梁
奥御門冠木上の柱・梁西面



大天守五階見上図



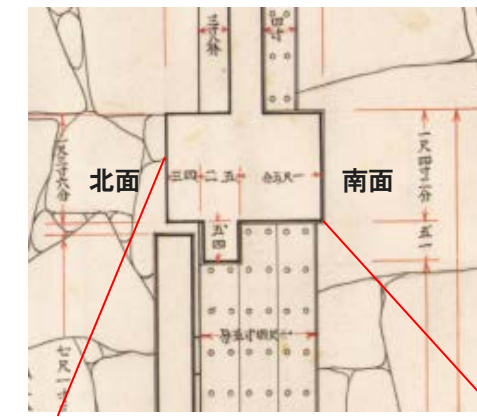
五階各部屋内側の蟻壁天井

昭和実測図「天守地階平面図」「天守五階見上図」を加工

大天守口御門の漆喰範囲

古写真により、口御門から奥御門までは柱や天井を漆喰塗していたと分る。『金城温古録』「御天守升形」の項にも「惣天井白土塗筆、是は火の用心と云へり。」とある。ただし、口御門の門柱背面が漆喰塗か素木かは、直接的には分らない。しかし「地階御口御門平面及見上図並断面図」を見ると、門柱や冠木の表側に鉄板を巻いているが、その鉄板の下地となる木地表面と門柱背面とは面一に描かれている。この表現から見て、口御門の柱・冠木の背面側は素木と見られる。

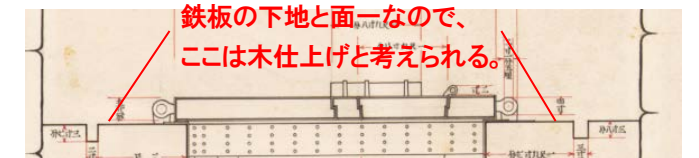
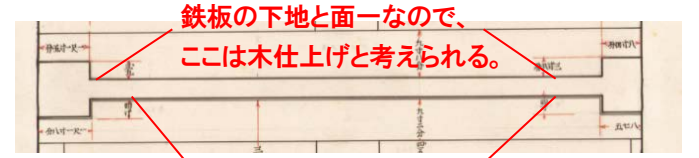
復元案とした大天守口御門の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲を以下の図に示す。



鉄板と下地が面一なので、
ここは木仕上げと考えられる。

地階口御門の冠木断面図

「地階御口御門平面及見上図並断面図」を加工



地階口御門の冠木上・下の平面詳細図

「地階御口御門平面及見上図並断面図」を加工



■ :漆喰 ■ :木 ■ :金属

復元案とした口御門の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲

昭和実測図「地階御口御門平面及見上図並断面図」「地階御口御門正面及背面詳細図(正面図・背面図)」を加工

大天守 内部の漆喰仕上げ範囲について

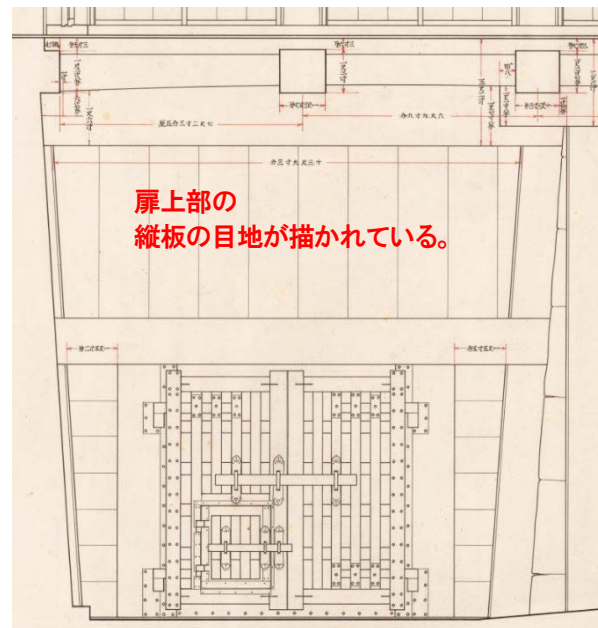
大天守奥御門の漆喰範囲

奥御門の内側は全て素木と考えられる。

「地階奥御門平面及背面詳細図」には奥御門内側の縦板張りの壁などが描かれている他、大正8年作図の「名古屋離宮天守閣平面図(其一)」(宮内公文書館20014-3)でも、口御門から奥御門までが「漆喰天井」なのに対し、奥御門の内側は「床裏天井」とされている。

また「地階奥御門正面及断面詳細図」を見ると、奥御門上部の梁断面のうち、背面側の素木部分よりも正面側の漆喰塗部分の方を塗代(ぬりしろ)分だけ太くしている。この様に、昭和実測図では漆喰塗の部分は塗代分を見込んだ断面を描いているので、断面詳細からも漆喰塗か否かを判断する事が出来る。

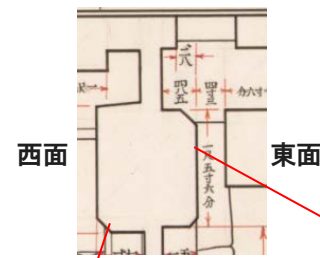
復元案とした大天守奥御門の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲を以下の図に示す。



扉上部の縦板の目地が描かれている。

地階奥御門背面(東面)図

昭和実測図「階奥御門平面及背面詳細図(平面図・背面図)」を加工



梁の漆喰塗代の方だけ太くなっている
梁の屋内側は木仕上げと考えられる。

地階奥御門の梁断面図



冠木の外側に鉄板を巻いている。

地階奥御門の冠木断面図

昭和実測図「地階奥御門正面及断面詳細図(正面図・断面図)」を加工

大天守口御門から奥御門の柱

古写真と昭和実測図から、口御門から奥御門までの柱は漆喰塗りで、柱下部に木製の覆いがついていたことがわかる。

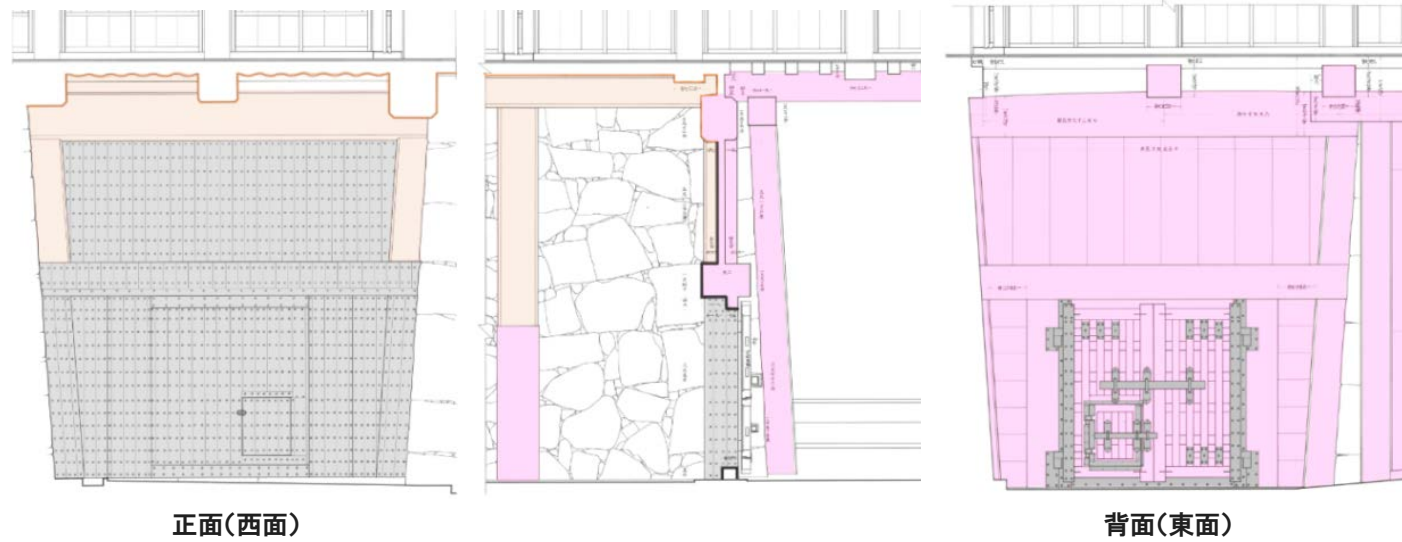
この覆いについて史料では確認できないが、創建当時から市営期までは存在しておらず、昭和6年(1931)の一般公開に併せてこの覆いをつけたと推定した。従って、復元原案はこの覆いはなかったものとする。

復元案は運営を鑑み、口御門～奥御門の柱は漆喰塗りの上に下部に木製の覆いを付加することも検討していく。



ガラス乾板「天守閣地階入口内側」

柱の下部に木製の覆いがついている。



正面(西面)

背面(東面)

■ :漆喰 ■ :木 ■ :金属

復元案とした奥御門の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲

昭和実測図「地階奥御門正面及断面詳細図(正面図・断面図)」 「地階奥御門平面及背面詳細図(平面図・背面図)」を加工

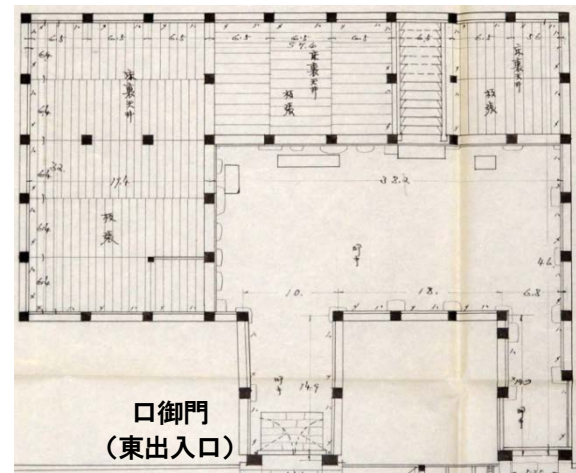
小天守 内部の漆喰仕上げ範囲について

復元方針

小天守の内部を写した写真で漆喰仕上げとしている箇所は確認できない。

昭和実測図、大正8年作図の「名古屋離宮天守閣平面図(其一)」(宮内公文書館20014-3)にも漆喰仕上げの記述はなく、大天守と違い小天守地階では平面で升形を構成しておらず、天井などで仕上げを変更しているとは考えにくい。

従って、小天守内部の漆喰仕上げの箇所は、復元案ではなしとする。



「名古屋離宮天守閣平面図(其一)」(地階部分)、宮内公文書館



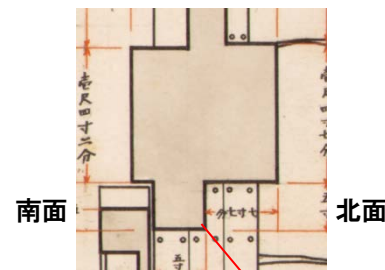
床面以外は木仕上げとなっている。

小天守口御門(東出入口)の漆喰範囲

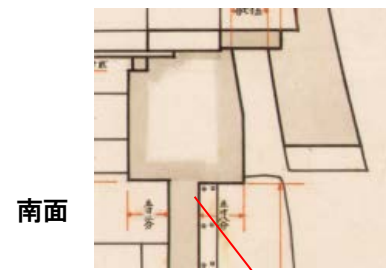
小天守口御門の背面仕様は写真からは判断できない。

しかし、昭和実測図で漆喰塗り代分の厚みの表現が確認できるため、ここから漆喰塗りの範囲を判断した。

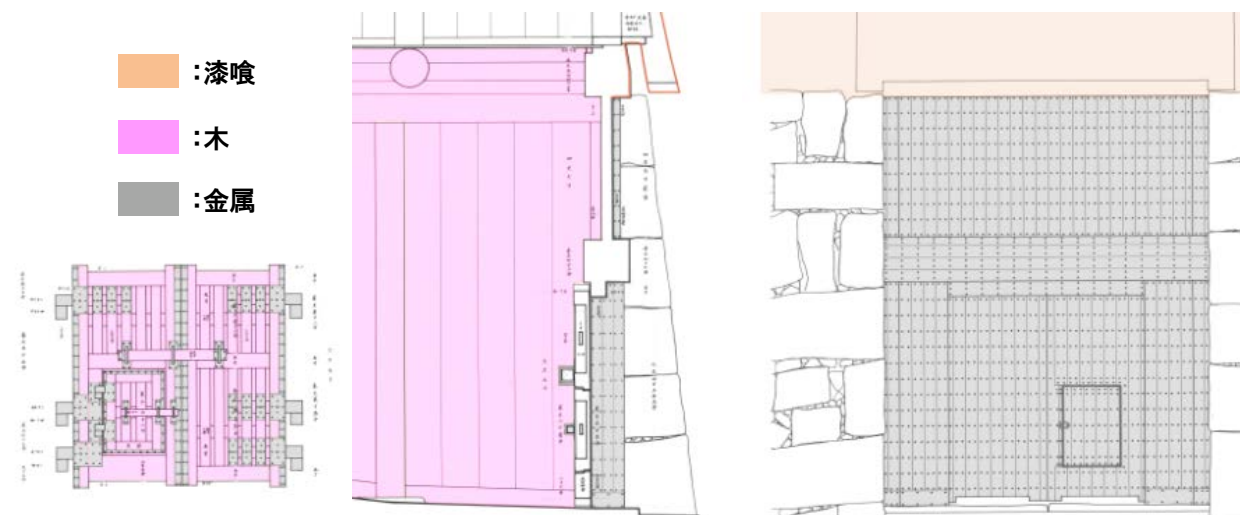
復元案とした小天守口御門の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲を以下の図に示す。



鉄板と下地が面一の表現をなされている。
昭和実測図「東出入口詳細図」をトリミング



梁の漆喰塗代分だけ太くなっている
昭和実測図「東出入口詳細図」をトリミング



復元案とした口御門(東出入口)の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲

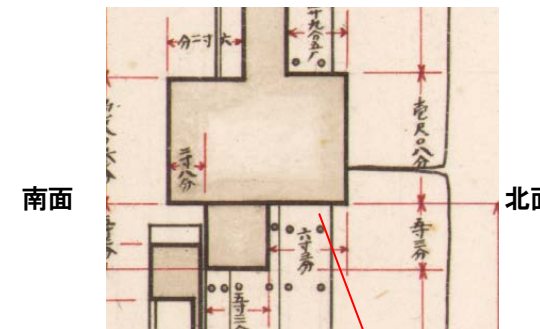
昭和実測図「小天守東出入口詳細図」を加工

小天守奥御門(西出入口)の漆喰範囲

小天守奥御門の背面仕様は写真からは判断できない。

また、昭和実測図では梁部の厚みが外部の漆喰塗りと同厚のような表現となっているが、大天守と同じく梁背面は木仕上げであったと判断した。

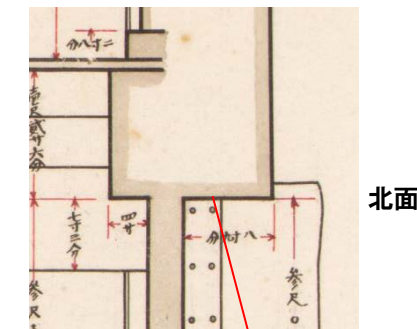
復元案とした小天守奥御門の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲を以下の図に示す。



鉄板と下地が面一の表現をなされている。

地階奥御門の冠木断面図

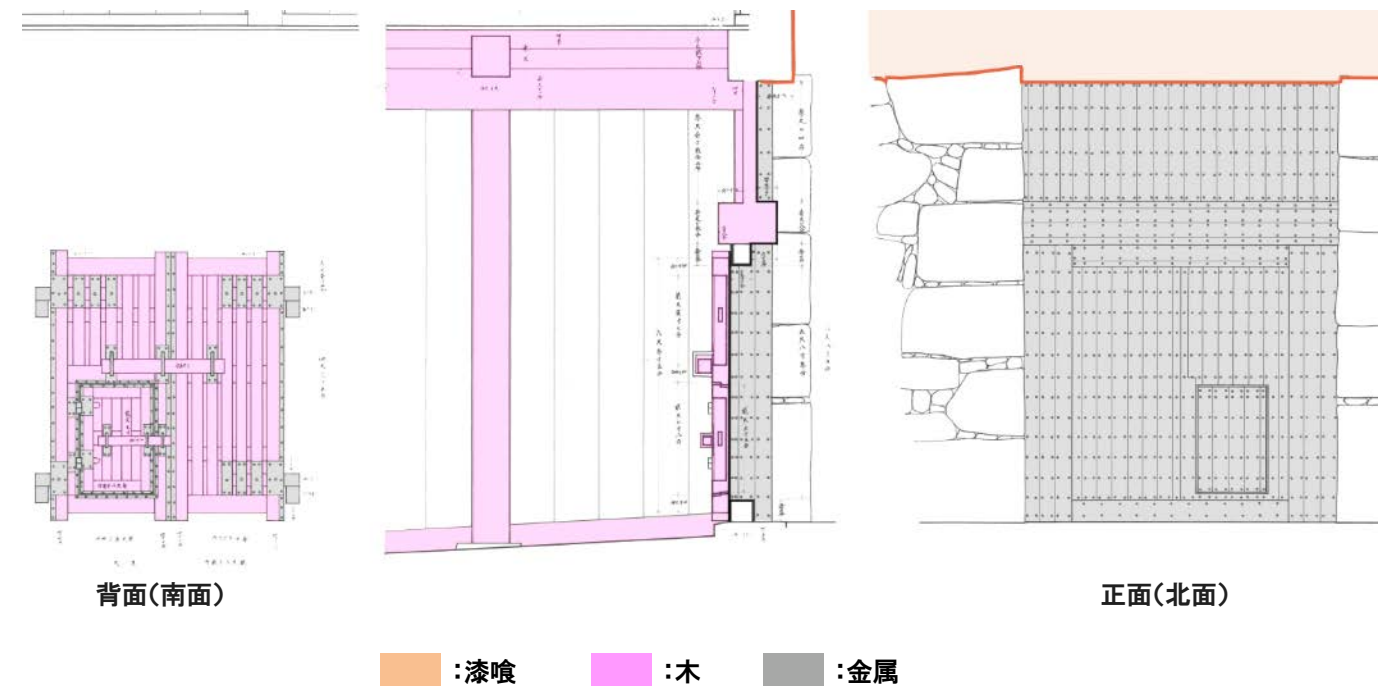
昭和実測図「西出入口及窓廻詳細図(西出入口詳細図)」をトリミング



梁の厚みは外部の漆喰塗りと同厚。

地階奥御門の梁断面図

昭和実測図「西出入口及窓廻詳細図(西出入口詳細図)」をトリミング



復元案とした奥御門(西出入口)の漆喰仕上げ部・金属部・木仕上げ部の範囲

昭和実測図「小天守西出入口及窓廻詳細図(西出入口詳細図)」を加工

土壁の仕様について

復元方針

名古屋城大天守の史料のうち、左官仕様について参照できるものは現時点では確認されていない。
 そこで、同時代・同敷地内の建物である西南・西北・東南隅櫓の仕様を参考にする。
 西南・西北隅櫓は創建当初の外壁が残存していないことが明らかにされているが、西南隅櫓には部材に再建前の痕跡が残っており、再建前仕様の一部が推定可能である。また、東南隅櫓は西南隅櫓の参考として報告書で紹介されている。よって、東南隅櫓、西南隅櫓、西北隅櫓の順で参照の優先順位にする。

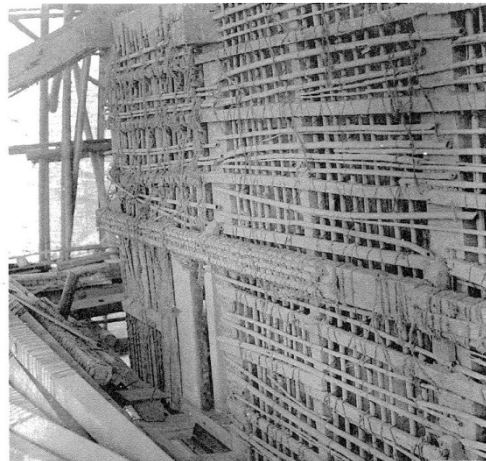
下地仕様

確認できる項目については東南・西南隅櫓の各修理工事報告書に同じとした。
 東南・西南隅櫓修理工事報告書に記載されていない項目については西北隅櫓に同じとした。
 土壁の各層厚さはまず昭和実測図より全体壁寸法を決定する。
 斑直し・中塗り・上塗りの厚さは西南隅櫓修理工事報告書に同じとした。
 全体壁寸法から斑直し～上塗り厚さを引いたものが荒壁厚さとなる。

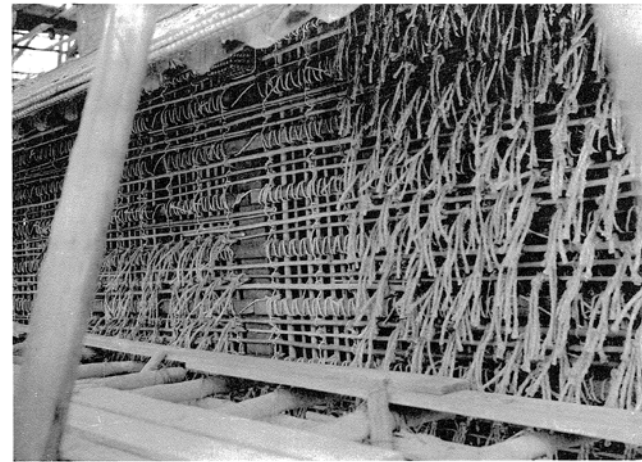
材料・調合

確認できる項目については東南・西南隅櫓修理工事報告書に調達可能な限り同じとする。
 東南・西南隅櫓修理工事報告書に記載されていない項目については西北隅櫓に調達可能な限り同じとする。
 上塗の漆喰を名古屋城の櫓と異なる仕様調合にする、または表面コーティング材など現代要素を導入・付加する場合は詳細設計にて仕様を決定する。

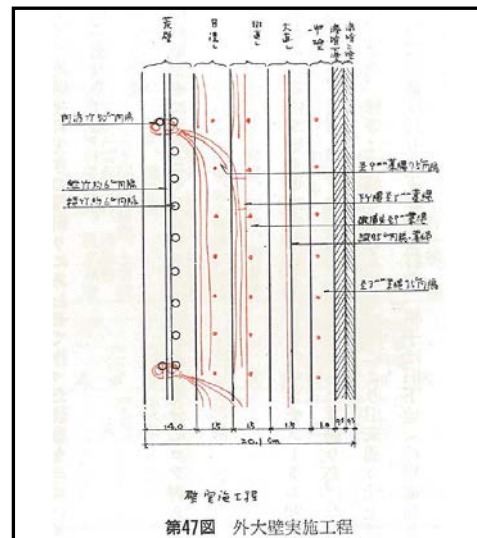
名古屋城現存隅櫓の土壁の仕様



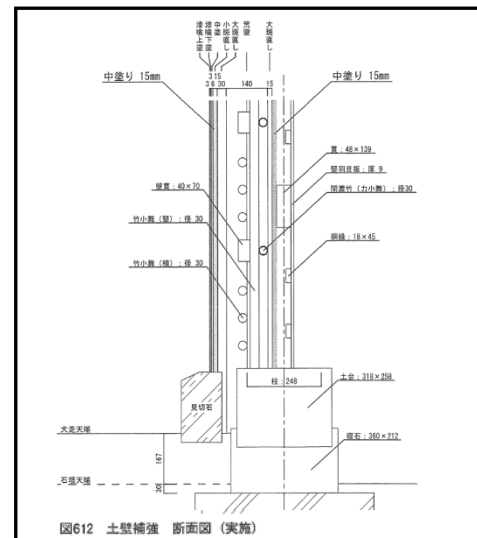
東南隅櫓修理工事報告書 より抜粋



東南隅櫓修理工事報告書 より抜粋

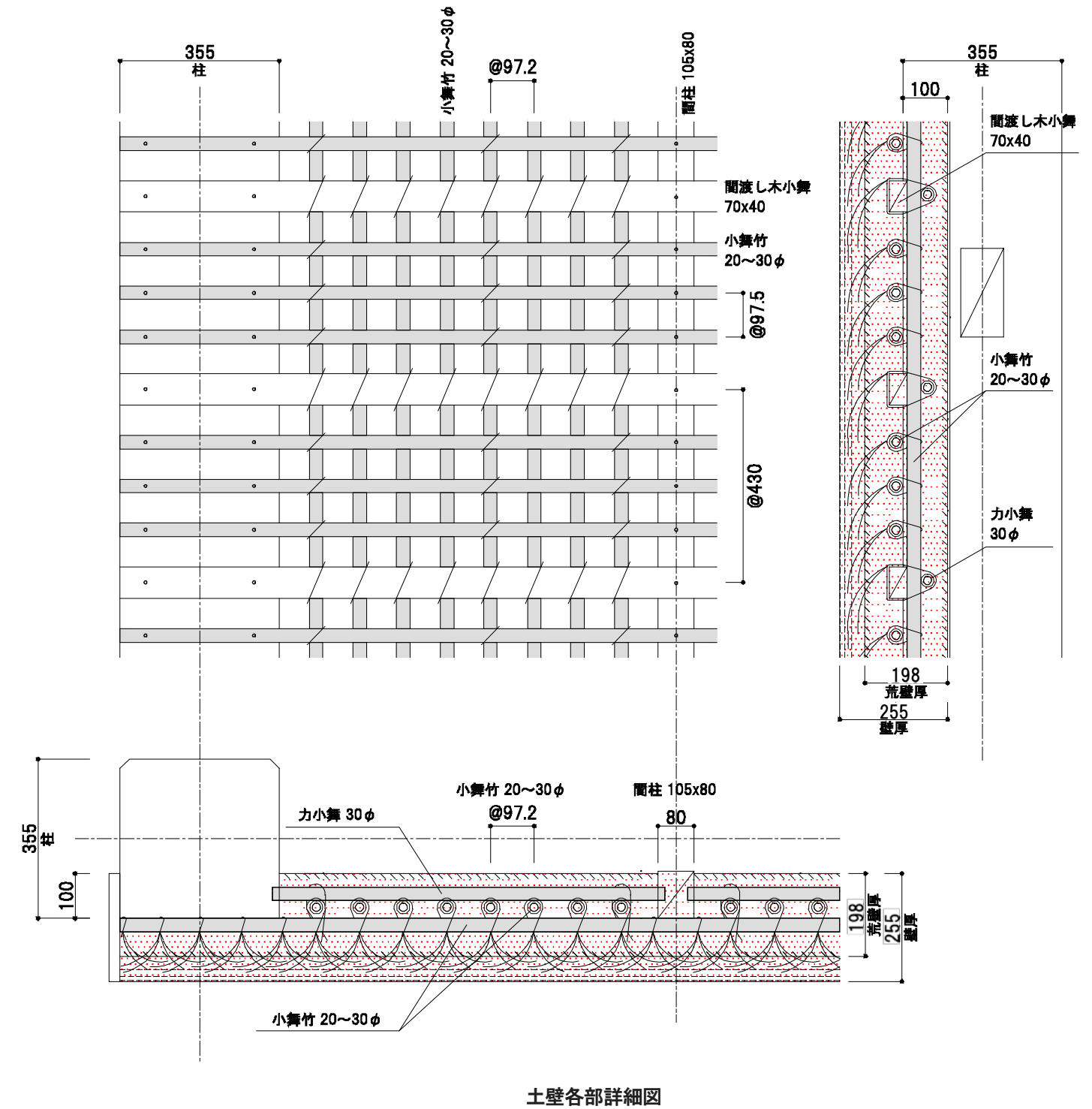


西北隅櫓修理工事報告書 より抜粋



西南隅櫓修理工事報告書 より抜粋

大天守三階の土壁断面設定(中込厚板、室内側化粧羽目板は省略)



土壁各部詳細図

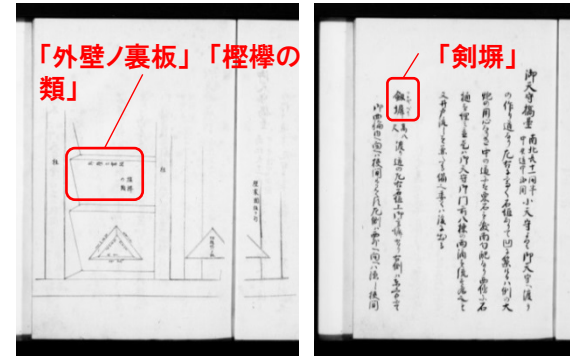
大天守の外壁・中込厚板

史料による中込厚板(防弾厚板)の記載

①『金城温古録』「御天守編之二 御天守部」の「初重」の項に「外ケ輪惣壁厚一尺、柱と柱との間、壁真は樺板〔厚四寸程〕葺掛張り、腰下には隠狭間を穿つ。
〔三角形〕内裏腰板囲ひ〔三角の隠し狭間形切抜仕はめ〕其上に四方窓数、旧記の面六十二」とあり、4寸厚のケヤキの板を柱と柱の間の壁真に入れていたとある。

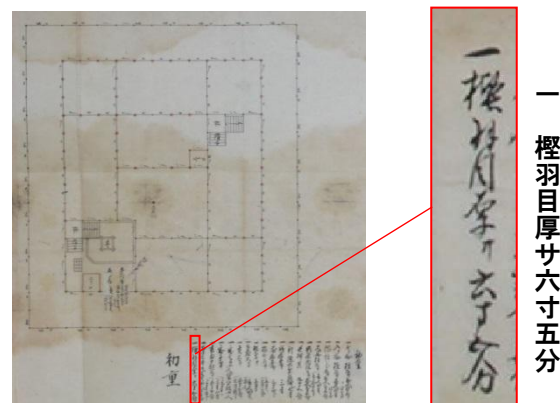
②『金城温古録』「御天守編之二 御天守部」の「劔塀」の項には劔塀の壁を描いた挿絵がある。

ここでは「外壁ノ裏板」として「樺板の類」の板を羽重ねにし、そこに三角形の隠狭間をあけて、「壁裏囲板ヲ打」という仕様が描かれている。



『金城温古録』劔塀の挿絵

③「名古屋城御天守各層間取之図」には初重に「樺羽目厚サ六寸五分」とあり、これが外壁の厚板だとすると、厚さ6寸5分もの板が入っていた事になる。



「名古屋城御天守各層間取之図」出典

④『国秘録 御天守御修復 一』には、3回の修理の履歴に中込厚板の記載がある。

宝永六年の記述に「中込厚板」の表現が明記されている。

宝永六年(1709)

- 一、初重西ケ輪胴壁下地ヨリ取壊、縁ケ輪式間半拾七間縁板根太取放シ、窓上下樺中込厚板檜はめ板寄敷共二取放シ、
- 一、二重目西ケ輪胴壁上ケ裏下地ヨリ取壊、巷間二拾七間之所縁板根太取放シ、窓上下樺中込厚板檜はめ板寄敷共二取放シ、

享保五年(1720)

- 一、三重目比ケ輪附切破風式間二四間檜樺はめ板并板敷共取放シ、

享保十年(1725)

- 一、四重目南之附檜樺はめ板取放シ四寸抜出候ヲ、

⑤ 御天守御修復取掛りより惣出来迄仕様之大法

「惣体本ケ輪間仕切共規樺かけや二而打込」

この「規(ケヤキ)樺(カン)」が中込厚板(防弾厚板)かと思われる。

⑥ 小天守に関して、中込厚板について記載した史料は見つかっていない

史料に記載された中込厚板の厚さの分析

②で『金城温古録』の羽重ねの挿図は、「初重」の項に見える「葺掛張り」という言葉を具現化した挿図として相応しい事もあり、従来天守外壁の構造を語る上で広く参照されてきた。しかし、天守外周の柱径は1尺2寸で、これに厚4寸の板を羽重ねにして裏板を張ると、裏板から柱までのチリがほとんど取れなくなってしまふ。しかし写真をみると天守内壁にはある程度の壁チリがある。そのため天守においては、『金城温古録』挿図に見られるような厚板を羽重ねとする形式はとられていなかったと考えられる。

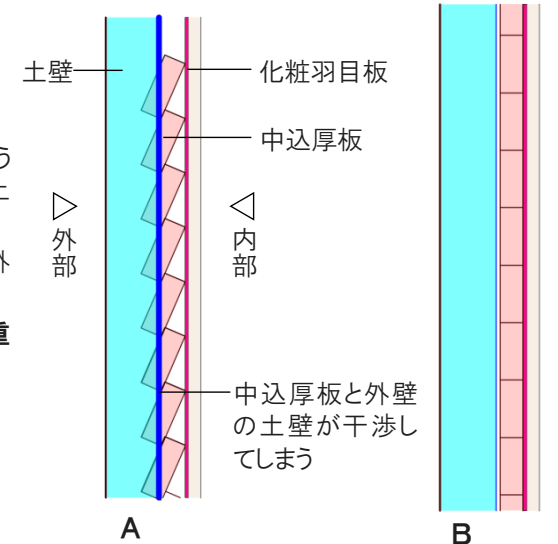
(①の「葺掛張り」がどのような形式を表すのかは不明)

中込厚板の納まり

この『金城温古録』の羽重ねの挿図は、「初重」の項に見える「葺掛張り」という言葉を具現化した挿図として相応しい事もあり、従来天守外壁の構造を語る上で広く参照されてきた。

しかし、天守外周の柱径は1尺2寸で、これに厚4寸の板を羽重ねにすると外壁の土壁と干渉してしまう。(右図A参照)

そのため天守においては、『金城温古録』挿図に見られるような厚板の羽重ねはなされなかったと思われる。



想定される中込厚板の納まり案

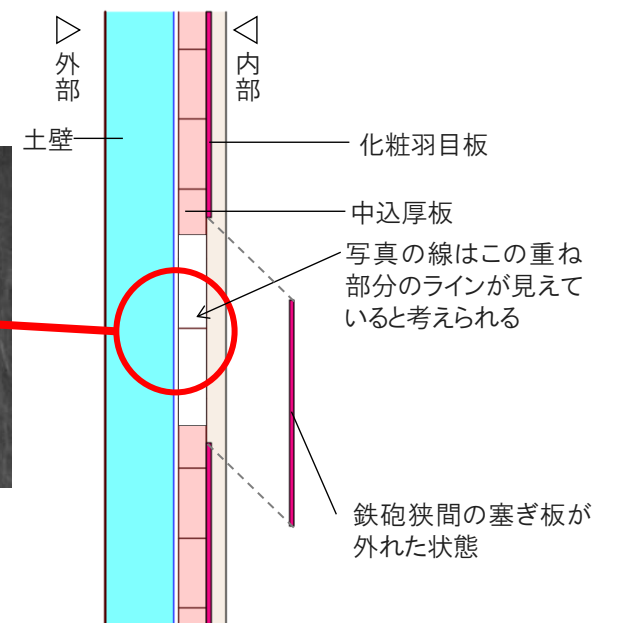
写真による中込厚板の納まり

鉄砲狭間の化粧蓋が外れ、壁内部の断面が写っているガラス乾板写真がある。

これは、想定される中込厚板の納まり案のBで厚板を積んだ時、狭間用に後で三角形に厚板をくりぬいた状態が写されていると考えられる。



ガラス乾板写真(名古屋城総合事務所 所蔵)
天守閣一階内橋台上南側の石落及び鉄砲狭間



B案の狭間部

復元原案として、大天守には、厚板を突き付けで積層した中込厚板があったものとする。

大天守の外壁・中込厚板

昭和実測図から読み取れる大天守壁厚さ

昭和実測図で外壁下地の仕様・寸法は確認できないが、柱太さと壁の層厚さは各階の詳細図に表記されている。それら寸法をまとめたものが以下の表である。

赤字：他の昭和実測図から引用

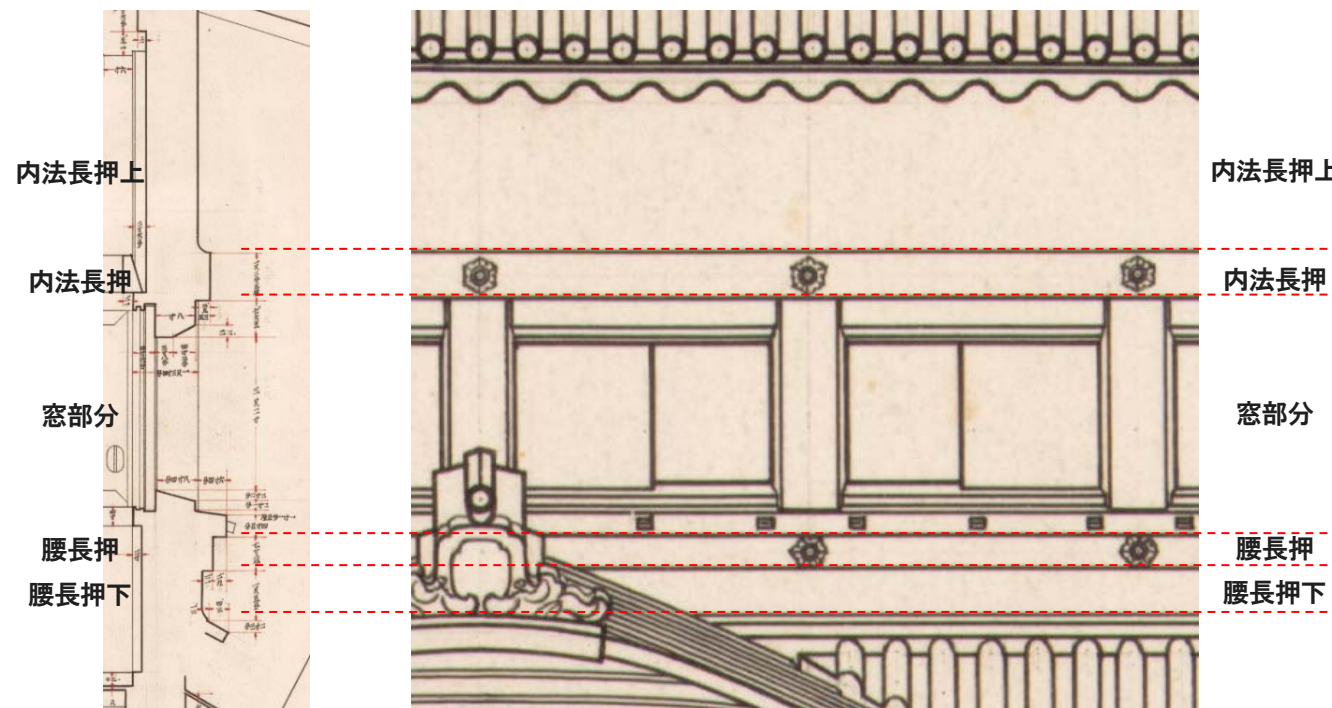
建物	階数	寸法	A: 柱内面～壁外面	B: 柱寸法	C:=A-B 柱外面～壁外面	D: 羽目板のチリ (窓下)	D: 羽目板のチリ (窓上)	寸法が描かれた昭和実測図
大天守	1階	寸法[尺]	1.78	1.22	0.56	0.2	—	60_地階及初層東側矩計詳細図
		寸法[mm]	539.4	369.7	169.7	60.6	—	
		寸法[尺]	1.72	1.22	0.5	0.2	0.18	77_二層北側中央千鳥破風縦断面詳細図
		寸法[mm]	521.2	369.7	151.5	60.6	54.5	
		寸法[尺]	1.78	1.22	0.56	0.2	—	60_地階及初層東側矩計詳細図
		寸法[mm]	539.4	369.7	169.7	60.6	—	
	2階	寸法[尺]	1.72	1.22	0.5	0.24	0.2	77_二層北側中央千鳥破風縦断面詳細図
		寸法[mm]	521.2	369.7	151.5	72.7	60.6	
		寸法[尺]	1.78	1.17	0.61	0.23	0.2	61_二層及三層東側矩計詳細図
		寸法[mm]	539.4	354.5	184.8	69.7	60.6	
		寸法[尺]	1.68	1.17	0.51	—	—	71_二層東側千鳥破風平面詳細図
		寸法[mm]	509.1	354.5	154.5	—	—	
	3階	寸法[尺]	1.69	1.07	0.62	—	—	83_四層西側唐破風姿及断面詳細図
		寸法[mm]	512.1	324.2	187.9	—	—	
	4階	寸法[尺]	1.48	0.97	0.51	0.2	—	62_四層及五層東側矩計詳細図
		寸法[mm]	448.5	293.9	154.5	60.6	—	
	5階(腰長押下)	寸法[尺]	1.34	0.97	0.37	—	—	100_五層小屋組詳細図
		寸法[mm]	406.1	293.9	112.1	—	—	
5階(窓部分)	寸法[尺]	—	0.97	—	0.26	—	62_四層及五層東側矩計詳細図	
	寸法[mm]	—	293.9	—	78.8	—		

柱外面から外壁面の厚さは

- 一・二階(連続した同一面)と3階は、それぞれ2種類の寸法があるが、5寸で一致する実測値がある。
- 五階も腰長押より下においては、5寸1分で一・二・三階の寸法とほぼ一致する。
- 一～三階の壁厚に比べ、四階は厚く、五階の窓部分より上部は薄い。(上階ほど低減するなどの法則性がみられない)

また、

- 五階は窓の上下に長押が入り、腰長押下が5寸1分、窓部分が3寸7分となっている。
- 内法長押上の壁部は寸法の記載がないが、窓部分の壁厚と同じように描かれている。



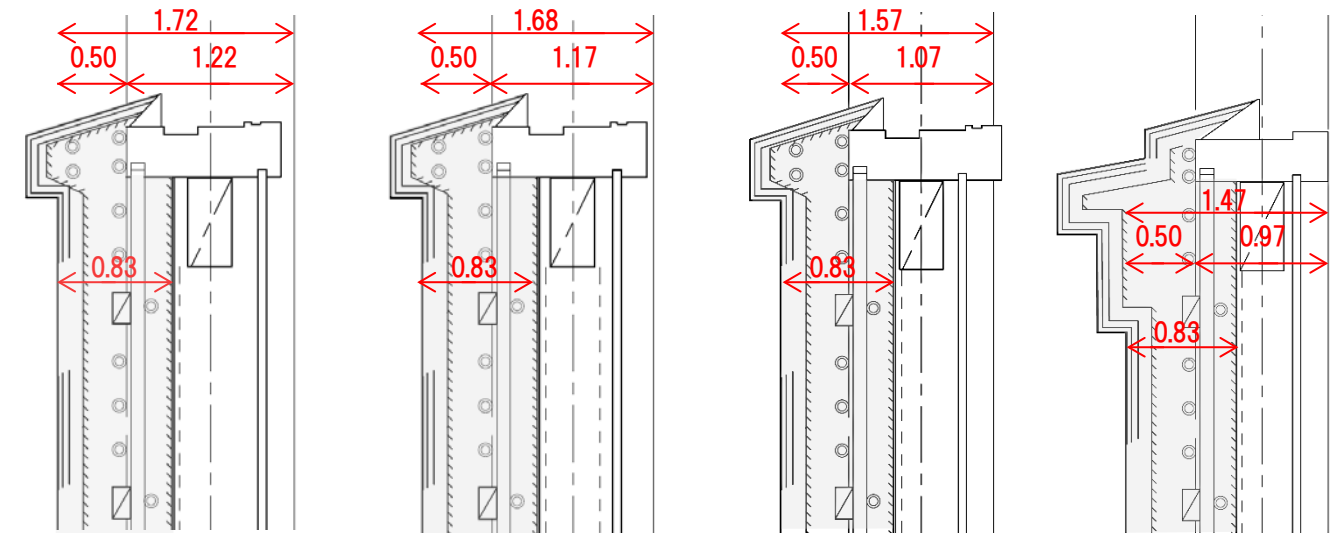
大天守五階窓周り部分

窓周りの腰長押上下で壁厚が違う

昭和実測図「四層及五層東側矩計詳細図」「東立面図」を加工

復元案として下記の寸法を設定する。

- 一～三階、五階の腰長押下部分、は共通の寸法である5寸を採用する。
- 四階は構造上の荷重負荷の軽減を考慮に入れ一～三階・五階の腰長押下部分と同じ5寸とする。
- 五階窓部分・内法長押上部分については昭和実測図の寸法である3寸7分とする。



一・二階外壁

三階外壁

四階外壁

五階外壁

大天守・外壁復元案

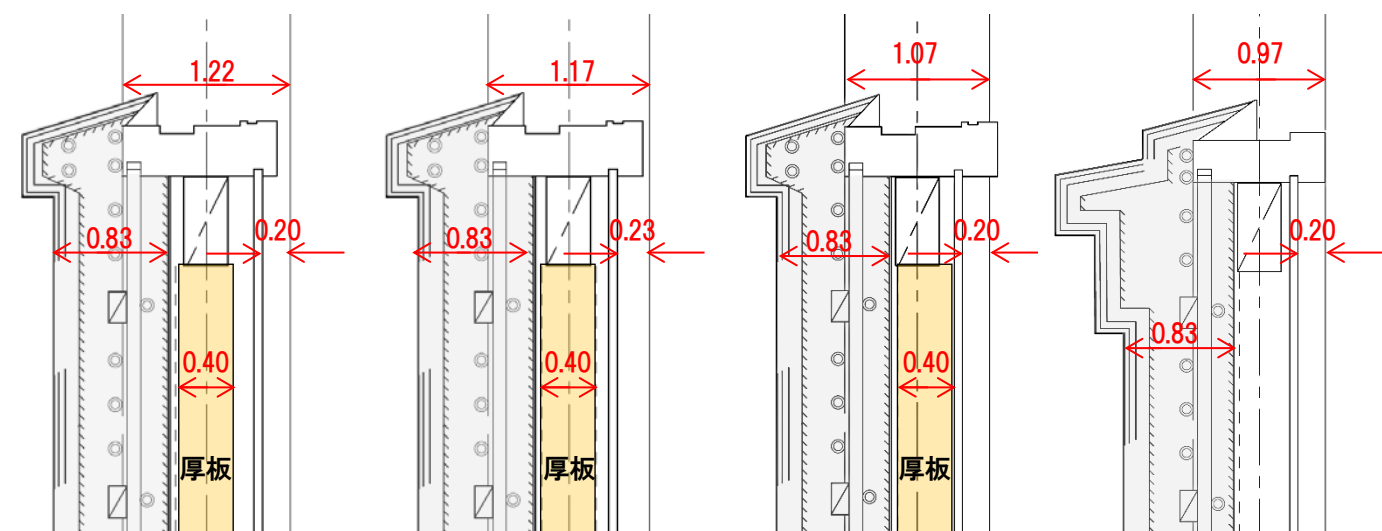
大天守各階の外壁仕様・中込厚板厚さ

昭和実測図の壁厚と柱太さ、各史料から次のことがいえる。

- 「名古屋城御天守各層間取之図」に記載されている初重の厚板寸法6寸5分は、すべての階で納まらない。
- 『金城温古録』に記載されている厚板寸法4寸は、一～四階で設置可能。
- 五階は最大3寸7分までの厚板が設置可能。ただし、『国秘録 御天守御修復 一』の記述より、一～四階は「桎中込厚板」の存在が確認できるが、五階は厚板の存在が史料で確認できず、五階には設置されなかった可能性もある。

復元案として下記の寸法を仮設定するが、耐震要素として見込めるため、今後の構造詳細設計により、厚み・納まりを決定する。

- 一～四階は4寸。
- 五階は厚板なし。(構造上必要な場合は仮1寸5分)



一・二階外壁

三階外壁

四階外壁

五階外壁

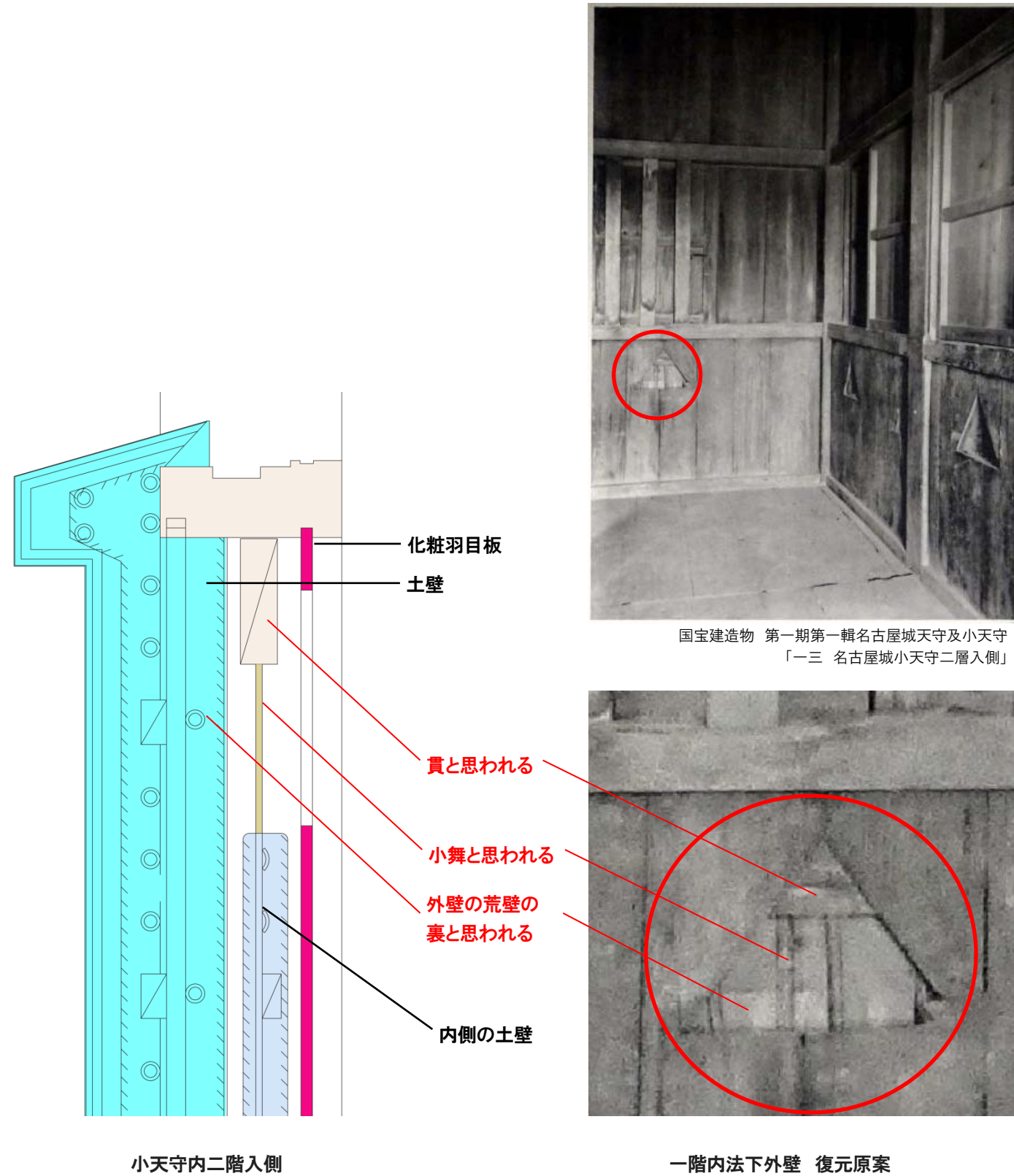
大天守・中込厚板復元案

小天守の外壁

小天守外壁の仕様

小天守二階入側北東隅を写した『國寶建造物第一期第一輯 名古屋城天守及小天守』(國寶建造物刊行会 昭和8年7月)の「一三 名古屋城小天守二層入側」では、化粧羽目板の内側に小舞の様なものが見える。

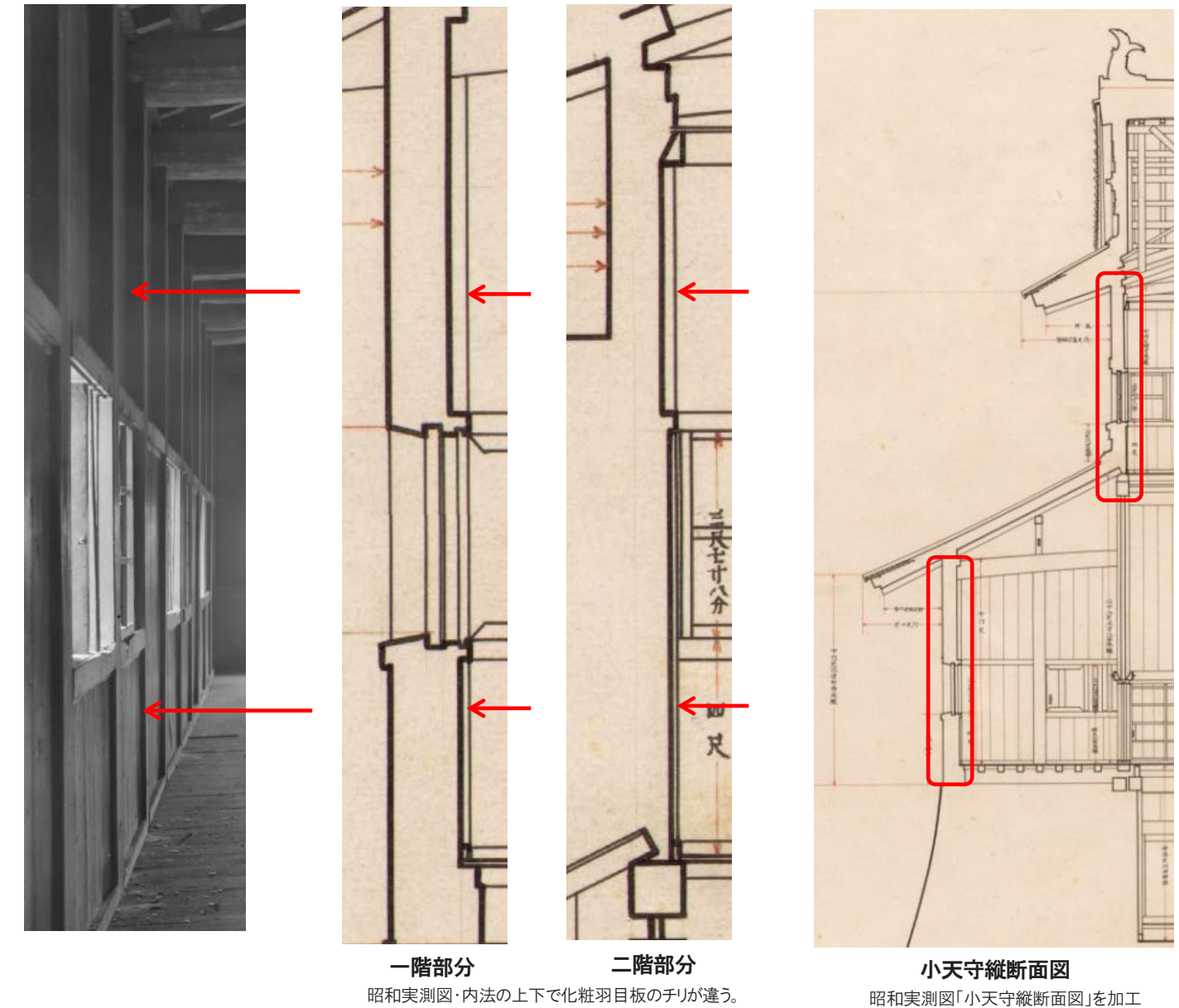
小天守では外壁の外側に大壁を塗り、内法より下には別の小舞を設置して土壁を塗り、その室内側に化粧羽目板を張ったものと思われる。



小天守外壁の厚み

昭和実測図およびガラス乾板写真を見ると、**小天守の外壁の室内側は、内法長押の上下で壁位置が変わっている。**内法長押より上が薄く、下が厚い。

上部では柱の中ほどまでのチリがあり、この場合は恐らく貫に直接化粧羽目板を釘打ちしているものと思われ、また、室内側に土壁を設置するには狭い壁厚であるといえる



小天守の外壁

昭和実測図から読み取れる小天守壁厚さ

昭和実測図で外壁下地の仕様・寸法は確認できないが、柱太さと壁の層厚さは各階の詳細図に表記されている。それら寸法をまとめたものが以下の表である。

赤字:他の昭和実測図から引用

建物	階数	寸法	A: 柱内面～壁外面	B: 柱寸法	C:=A-B 柱外面～壁外面	D: 羽目板のチリ (窓下)	D: 羽目板のチリ (窓上)	寸法が描かれた昭和実測図
小天守	1階	寸法[尺]	1.39	0.94	0.45	0.15	0.31	118.西出入口及窓廻詳細図(西出入口詳細図)
		寸法[mm]	421.2	284.8	136.4	45.5	93.9	
		寸法[尺]	1.39	0.94	0.45	0.12	0.12	113.矩計詳細図
		寸法[mm]	421.2	284.8	136.4	36.4	36.4	
	2階 (腰長押下)	寸法[尺]	1.33	0.94	0.39	0.13	—	118.西出入口及窓廻詳細図(西出入口詳細図)
		寸法[mm]	403.0	284.8	118.2	39.4	—	
	2階 (窓部分)	寸法[尺]	1.28	0.94	0.34	0.13	—	118.西出入口及窓廻詳細図(西出入口詳細図)
		寸法[mm]	387.9	284.8	103.0	39.4	—	
	2階 (内法長押上)	寸法[尺]	1.26	0.94	0.32	—	0.24	113.矩計詳細図
		寸法[mm]	381.8	284.8	97.0	—	72.7	

柱外面から外壁面の厚さは

- ・一階は4寸5分、
- ・二階は腰長押より下が3寸9分、窓部分が3寸2分、腰長押より上が3寸4分と、壁厚変化している。

内側の柱と化粧羽目板のチリ寸法は

- ・一階は2種類あるが、「113矩計図」のチリ寸法は内法の上下で同じであり、写真の状況と相違するので採用しない。

復元案として柱外面から外壁面の厚さは下記の寸法を設定する。

- ・一階の4寸5分、
- ・二階は腰長押より下が3寸9分、窓部分が3寸2分、腰長押より上が3寸4分とする。

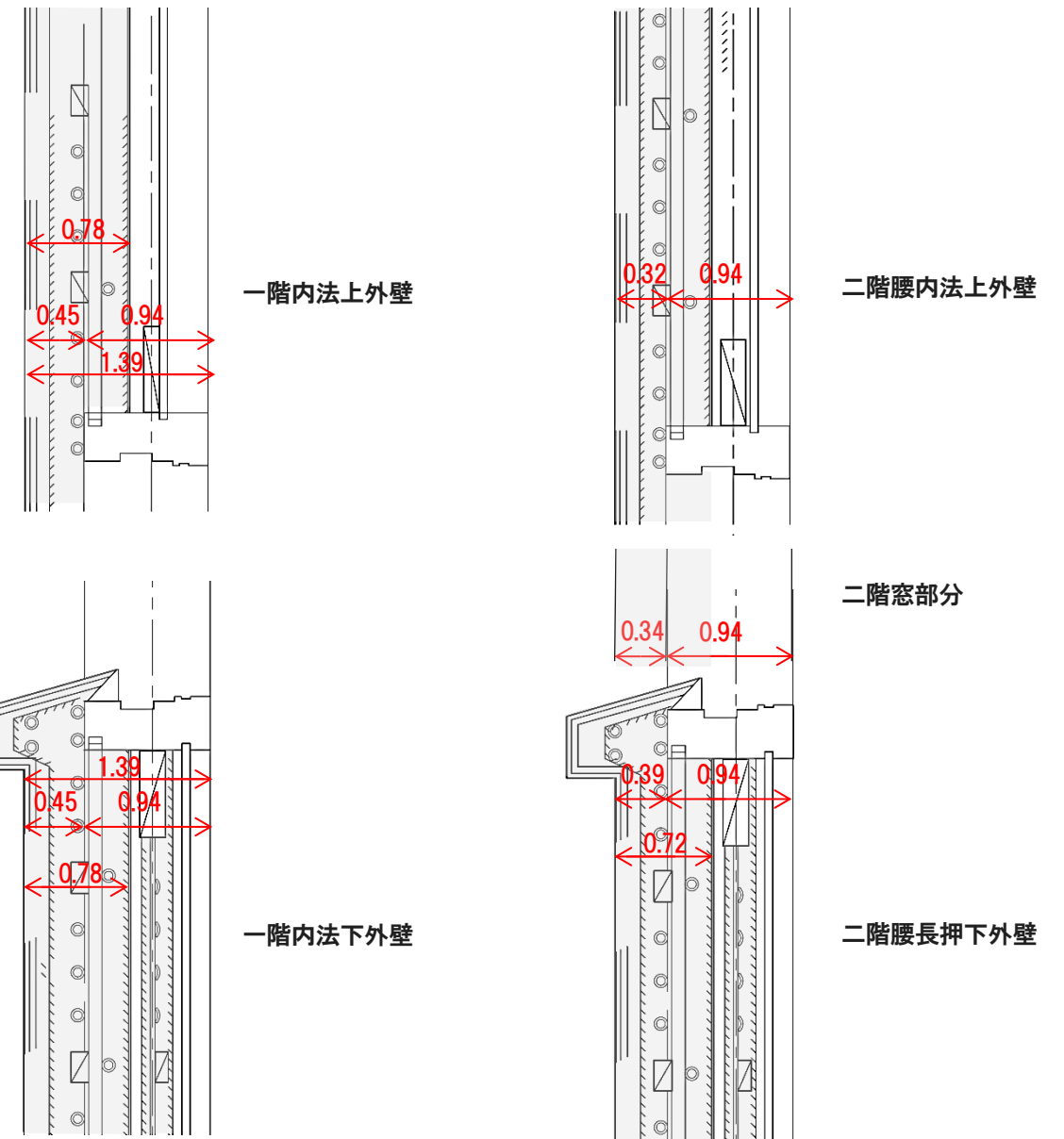
小天守外壁の内側土壁(小舞+荒壁)の壁

- ・一階・二階共内法長押の上下共に内側土壁を設置するスペースがある。
- ・写真より内側土壁が確認できるのは、内法長押より下部だけである。
- ・内法長押より上部は壁厚は薄くなっており、内側土壁がない可能性が高い。

復元案として下記を仮設定する。耐震要素を入れる可能性もあるため、今後の構造詳細設計により設置の有無を決定する。

- ・一階・二階共、内法長押の下に内側土壁を設置する。
- ・一階・二階共、内法長押の上には内側土壁を設置しない。

断面構成



小天守・外壁復元案



1. 基本方針

史実に忠実な木造復元	利用者の安全性の確保	ユニバーサルデザイン（バリアフリー）の採用
<ul style="list-style-type: none"> 名古屋城天守閣は、昭和実測図、ガラス乾板、金城温古録等の史資料が豊富に残されているため、史実に忠実な木造復元を行う。 特別史跡名古屋城跡の本質的価値を高めるため、原則として、旧来の材料と工法により木造復元を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模木造建築となる復元天守は、火災発生時は炎や煙が瞬時に拡大するため、防火対策や消火設備を最優先で設置する。 多層階の木造建築物となる復元天守は、火災発生時等の非常時に不特定多数の利用者が速やかに退城できるようにするため、安全かつ円滑に避難できる対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 木造復元天守は、すべての来場者にとって公平かつ快適に利用できるようにするため、障がい者、高齢者、外国人等に配慮したユニバーサルデザインを導入する。 車いす使用者等が、木造復元天守を不自由なく観覧できるようにするため、エレベーターの設置や段差の解消等、合理的配慮を目指す。

2. エレベーターの設置について

本市の考え方	<p>エレベーターは設置しない。</p> <p>ただし、代替案で車いす使用者等の合理的配慮を目指す。</p>
--------	--

3. エレベーター設置に代わる代替案と課題

代替案	課題
<p>チェアリフト 【地階から5階の表階段に設置】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> すべての表階段にチェアリフト用レール及びイスを付加することとなる。 各階を観覧する際は、別途車いすが必要となる。
<p>階段昇降機 【地上から5階の移動用に導入】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> チェアリフトまたは階段昇降機の使用時は、表階段の片側通行や通行止めを行って、一般観覧者の通行を一時制限する等の安全対策が必要となる。 既製品では、木造天守階段の急勾配や高い蹴上等に対応できないため、技術開発が必要となる。 急勾配及び蹴上が高いため、階段昇降機を取り扱う介助者が操作中にバランスを崩した時など、安全面に懸念がある。

4. 結論

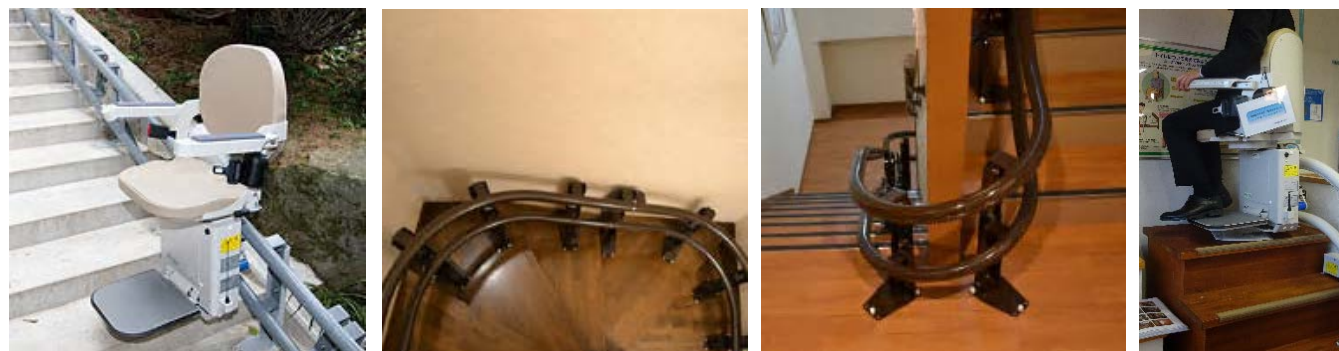
<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、エレベーターを設置せず、地層から5階の表階段にチェアリフトを設置する。 今後の技術の進展を注視し、優れた代替案があれば、改めて検討する。

(1) チェアリフト (代替案)

タスカル Allura [シンテックス株式会社]



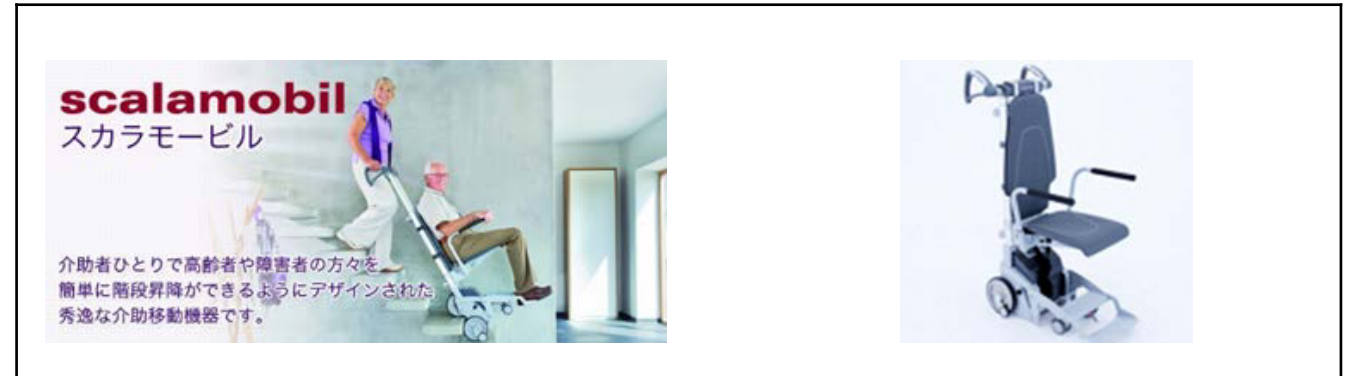
- ・屋内や屋外、踊り場や曲がり階段に対応した、座った状態のまま階段の昇降が可能。
- ・積載量は90kg。
- ・定格速度は5.5m/min。
- ・勾配は0度から55度まで対応。
- ・レールの長さは最長で50mまで。(標準は7m。)
- ・操作については、手元のレバーを押すのみ。また、呼び送りスイッチで離れたところからも操作可能。
- ・誤動作防止用のキースイッチや障害物検知装置、シートベルト等の安全装置あり。
- ・イスが90度回転する機能があり、乗り降りしやすい。
- ・レールがあるため、階段の有効幅員が14~20cm減り、また、イスを折り畳んだ壁からの出寸は37cm。(階段幅は75cm以上必要。)
- ・消費電力は、1日約2円。(※1階から2階で1日10回往復。)



設置例

(2) 階段昇降機 (代替案)

スカラモービル [株式会社アルバジャパン]



- ・駆動システムを持つ、座った状態のまま、階段を昇降することが可能。
- ・重量は29kg。最大積載量は180kgで、利用者体重の最大は140kg。
- ・階段の段鼻(端)を傷めない構造。
- ・踏面170mm以上、蹴上250mm以下での対応は可能。
- ・最速で1分間に18段のぼることが可能。(最遅は1分間に8段。)
- ・昇降可能角度は50度まで。(勾配50度以上での対応の可否は不明。)
- ・専用の車いすとセットのタイプについては、平行移動から階段昇降する際に車輪の着脱が必要。
- ・本体に椅子が直接ついているタイプは、平行移動も可能だが、平行移動用の車輪でないため、負荷し続けた場合、車輪が損傷する可能性がある。
- ・耐用年数は6年。(メーカー保障は1年。)
- ・介助者(操作者)については、メーカーからの操作講習を受ける必要があり、講習修了後、認められた者が証書(免許)を発行し、介助が認められる。
- ・発売されてから、20数年の間、大きな事故(死亡)はなし。
- ・市内・県内での納入実績を調査中。
- ・開発費がかかる前提で特注品の新規開発を打診中。



設置例